

平成25年9月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成25年9月19日～20日・24日

場 所 第5委員会室



平成25年 9 月 19 日 (木曜日)

午前10時11分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 2 号)

○議案第 3 号 平成25年度宮崎県港湾整備事業  
特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第 7 号 工事請負契約の変更について

○議案第 8 号 工事請負契約の変更について

○議案第 9 号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について (別紙 2)

・ 県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県産業振興機構

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構

宮崎県道路公社

宮崎県住宅供給公社

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・ 本県の雇用情勢について
- ・ みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業について
- ・ 記紀編さん 1300 年記念事業の取組状況について
- ・ 香港訪問団等について
- ・ 県内経済の概況について
- ・ 建設工事における指名競争入札の試行状況に

ついて

- ・ 建設工事における指名競争入札の試行について
- ・ 一般国道268号紙屋大橋補修工事等について
- ・ 平和の塔からの眺望確保のための樹木剪定等について

出席委員 (8 人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	小八重 英
企業立地推進局長	福 田 裕 幸
観光物産・東アジア戦略局長	安 田 宏 士
商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	沼 口 晴 彦
産業振興課長	椎 重 明
産業集積推進室長	富 山 幸 子
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美
企業立地課長	津 曲 睦 己
観光推進課長	孫 田 英 美
記紀編さん記念事業推進室長	大 西 祐 二
オールみやざき営業課長	日 下 雄 介

工業技術センター所長 古賀孝士  
食品開発センター所長 森下敏朗  
県立産業技術専門校長 渡邊靖之

---

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 山口修三  
議事課主任主事 田代篤生

---

○黒木委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりとしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時13分再開

○黒木委員長 皆さん、おはようございます。委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

まず初めに、一言お礼を申し上げます。

先月末の香港訪問団につきましては、議長初め、県議会の皆様にもPRレセプションや百貨店での宮崎フェアなどに御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。訪問団も盛況のうちに終わることができたものと思っ

ております。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成25年9月定例県議会提出議案、平成25年9月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」は、緊急雇用基金事業実施に伴う補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表の左側から、補正の前の額482億1,839万6,000円に、補正額4,000万円を増額し、補正後の額が482億5,839万6,000円となります。

議案の概要は以上でございます。

なお、提出報告書及びその他報告事項につきましては、表紙にお戻りをいただきますと、目次のとおりでございます。

また、目次には記載がありませんが、本日追加資料といたしまして、「県内経済の概況について」を配付させていただいております。詳細につきましては、担当課長、室長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○久松労働政策課長 それでは、労働政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料51ページ、労働政策課のインデックスのところをお開きください。今回の補正は4,000万円の増額補正でありまして、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、34億777万1,000円となります。

以下、事項について御説明いたします。

次の53ページをお開きください。(事項) 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。

これは、緊急雇用創出事業における執行残額を有効活用し、若年者の人材育成事業として実施するものであります。内容につきましては、委員会資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、資料を変えていただきまして、先ほどの商工常任委員会資料の2ページのほうをお開きください。

「若年者人材育成就職支援事業」でございます。1の事業目的にありますように、この事業は厳しい就職環境に置かれている新卒者等の若年者に対し、研修や短期就業の機会を提供することにより、職業スキルの向上を図り、安定的な就職を支援するものであります。

2の事業概要であります。人材派遣会社への委託により、若年者に対し、研修や短期就業の機会を確保するとともに、ヤングJOBサポートみやぎ等と連携し、職業人として必要となる知識や技術の取得を図り、就職につなげることとしております。

3の補正額であります。当初予算額が2億3,000万円に対しまして、今回4,000万円の増額補正を行いまして、補正後の予算額は2億7,000万円となります。

説明は以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○西村委員 今の、ヤングJOBサポートのこれまでの実績をちょっと教えてください。

○福嶋地域雇用対策室長 ヤングJOBサポートのこれまでの実績について、御説明をいたします。

まず、平成24年度の実績について御説明いた

しますと、利用者数が6,192名、新規登録者数が456名、延べ相談利用者数が2,709名、24年度中の就職決定者数は178名となっております。

○西村委員 今の数字を見ても、相談者総数から就職にしっかりとつながっていくというのが——これは宮崎県だけじゃないと思うんですけど、全国的に、働くことになっても長続きしないとかという問題とか、逆に、いわば、若者にいろんな手をかけてあげて就職まで導いてあげるのがこの制度だと思うんですけども、6,100名ぐらいから、行く行く、最終的には200名弱にしつつながっていくかない、その結果を見てどのように県は判断を、評価をしているんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 先ほどの利用者数といえますのは、相談に複数回訪れている、あるいはその就職の情報を見に来られる方も含めての6,000人でございます。登録をされている方というのは610名でありまして、実際、平均1人3回ぐらいは相談に来ていただいていると考えております。

ここを利用される方々というのが、今多いのが、例えばリーマンショックで就職氷河期にぶつかってしまって就職できなかった若者ですとか、フリーターを長くやっていて正職になりたい人たちですとか、そういう方々も利用しております。

確かに、就職件数に結びつくのが少ないという認識は私どもも持っております。何とか、そちらのほうを改善したいという思いがございまして、今検討しておりますのが、ハローワークが持ってます詳しい就職紹介情報ですね、これを何とか取り入れまして、就職に確実に結びつけられるようにしていきたいということで、今準備を進めているところです。

○西村委員 この結果から言うのも申しわけな

いんですけれども、これは予算的にはかなり多額ですよね、かなり多額なんです。これは一体何に、消えると言ったら失礼ですけど、何に主に使われていくもんなんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 ヤングJOBサポートみやざきは、延岡のサテライトを含めまして5名の相談員を配置しております。全体事業費が2,150万円なんですけれども、その大半はこの人件費に充てられております。そのほか、KITENの、部屋を借りております賃借料ですとか、パソコンの使用料、こういったもので事業費が使われているという状況でございます。

○西村委員 ありがとうございます。この事業というのはどこかが請け負ってやらなくちゃいけない事業だと思いますし、昔と違って今の若い人たちの働く意欲とか働く目的みたいなものが薄らいでる中で、誰かがここを指導をしなきゃいけない、一番こうはざまに立った、間を取り持つような仕事だと思いますんで、本当に結果になかなか結びつかないとか、思った以上の結果出ない、また就職しても長続きしない、本当にいろんな問題があると思います。本当に大変だと思いますけど、頑張ってくださいとしか言えないです。

○井上委員 今回、一般質問をさせていただいて、雇用創出の問題をフードビジネスにかけて、いろいろ聞かせていただいたんですが、その中で、この緊急雇用創出事業そのものが、本当に効果的に動いているのかどうかというのはちょっと疑問のあるところもあって、ちょっと精査すべきではないかということ、その質問のやりとりのその中でちょっと話をさせていただきました。

ちょっとこの事業スキームの中で、県は人材派遣会社に委託するわけですよね。この委託料

というのは、大体、全体でどれくらいの金額になるんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 今回の補正の4,000万円ですけども、実際には、これのほとんどといいますか、今後、公募しまして、これに応募してくる派遣会社に委託をする予定にしております。4,000万円をほぼ使い切る形で委託をする形になると見込んでおります。

○井上委員 それでは、派遣先の企業には、大体、何社ぐらいでどのくらいの金額が行くというふうに理解したらいいんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 今のところ、この4,000万円で雇用見込み数を32名と見込んでおります。今現在、2億3,000万円で8社に委託をしているんですけども、単純に考えますと、1社でもできる規模ではあるんですが、複数応募があった場合には、それを分割しまして、複数の会社に委託をすることになるのではないかとこのように考えております。

○井上委員 ちょっと質問と答弁が合わないんですけど、派遣先の企業ですよ。だから、人材派遣会社に委託をするわけですよね。その人たちがまた下の者、派遣企業のところに持っていくわけですよね。それが何社ぐらいで、大体、どのくらいの金額になるものかということをお聞きしています。

○福嶋地域雇用対策室長 人材派遣会社が一定期間研修をした後に、各企業にOJTという形で紹介予定派遣を行いますけれども、その派遣先の会社は何社かということについては、現在、手元に資料はございません。県が委託するのは、あくまでも人材派遣会社に対してでありまして、企業に対しては、県からの委託というのはございませんで、県から派遣会社に委託をしたお金の中から、紹介予定派遣をされた若者た

ちの給料とかも払われるということでございます。

○井上委員 だから、県は委託先の人材派遣会社との関係性はあるけれども、その人材派遣会社が派遣した派遣先の企業との関係は薄いということですよ、確認をすれば。そういうことですよ。そこでちょっと、非常に気になるところは、これはお金が発生するので、企業主からすると、その派遣先の企業にとってみると、そのお金って非常に有効で大切なお金なんですよ。

だから、結局、県から来たお金で雇用した人は解雇できないけれども、本部者は解雇できるんですよ、以前からいた人は。その、その問題が今あるわけです。例えば、人材派遣会社の皆さんは別に悪気があるわけではなく、多分、その派遣先の企業というのをきちんと集めて、県のこういう事情というの何かを説明をして、これ、絶対に雇用していただきたいということをお願いしてると思うんですね。県からの力というのは、この人材派遣会社には調査する権限もあり、いろんなこととお話する権限はあるでしょうけれども、実際に、その人材派遣会社が派遣した派遣先の企業についての力が及ばないんです。

それから、私が今度御相談を受けている内容は、県から来るお金は、そこをストップされると困るので、そこは困るので、本部者を切って、県のその派遣、これで使ったお金について雇用した人については残すけども、本部者を、だから切らないといけないと言われてます。切られる、その本部者の方からの御相談を受けて、それで、県はこういうことをしていいのかみたいなことを、逆に、私は、私が責任者ではないけれども、それについてはやっぱりおかしいとい

うふうに思うし、ただ、そのことをもう企業主の方は解雇通知という形はとらずに、穏便に退職してくれということ言うわけです。穏便に退職してくれというふうに話をされるわけですね。

県から来たお金について、これを切るわけにはいかんと。今の自分のところの経営からしたらそのお金が必要で、だから雇用に対してのお金になってなくて、企業経営のお金になってるということです。

一概にどっちがどっちと、それがいいとか悪いとかの判断ではなくて、これについて本当に若年者人材の育成というところと、本部者は切るということになってくると本末転倒ではないのかなというふうに思います。

ここについて、県がそこを精査する力というのがないので、少なくともこの人材派遣会社の皆さんには、そこについての、何ていうんですか、県からの要望という、指導とは言えないかもしれないけれども、やっぱりそのあたりのことについてはしっかりと調査を——調査というのも微妙なのかな、そこはきちんと押さえておいていただきたいことの一つなので、これはでも起こり得ることなんですよ。これはもう予想できる内容ではあります。だから、そこについて、要するに、本末転倒になるとちょっと困るなというふうに、私自身も本来の意味合いとは違うという……。多分、企業さんが申し出たけれども、企業のそういう意向としてはそういうようになってしまうという、経営を考えると、そっちは切れないんで、あなたを切りますみたい、「あなたを切ります」とはっきり言ったら解雇通知じゃないかと、そこを確認しなさいと今言ってるんですが。そういうことが起こり得るわけですよ。だから、この問題については、や

はりちょっと精査していただくといいのかなというふうに、また、人材派遣会社の皆さんにもそのことについてはきちんと、県の意向というか、そのことを申し上げていただきたいというふうに思います。

**○福嶋地域雇用対策室長** ちょっと答えにはなっていないかもしれないんですけども、今、ほかの雇用基金の事業で企業支援型というのがございます。こちらは、企業を公募して、同じような委託で雇用していただくという事業なんですけれども、応募の際に、会社で自己都合の解雇を1年以内に行っていないことというのを条件につけました。そうすることによって、そういうようなやり方を応用することによって防ぐということは一つできるのかなというふうに、今、考えております。

それと、先ほど手持ちの資料がないというふうにお答えしましたけれども、24年度の派遣先の企業数は112社、一番多いのは電子通信関係、それと、卸小売、福祉介護、こういったところになります。

以上です。

**○井上委員** ぜひ今言われたように、自己都合の退職者はいないのかどうかという確認等含めて、これは、なかなか確認しやすい内容であるというふうに思いますので、そのあたりはきちんと精査していただけるといいなというふうに思います。よろしく願いしときたいです。

以上です。

**○押川委員** この人材派遣会社が今回32名分、4,000万円としての補正予算について、その短期就業ということでもありますから、期間というのはどのぐらいとされて、その派遣先企業、今、申し込みされているのか。

**○福嶋地域雇用対策室長** 一応、この事業の目

安として、派遣会社でまず雇っていただきまして、1カ月程度の研修、パソコンですとか接客ですとか、そういった基礎的な研修を行っていただいた上で、各企業、本人と面接をしまして、どういう仕事がしたいというような要望を聞いた上で、それに合った企業を紹介して派遣するという形になってます。派遣先の企業では、OJTということで、目安としては3カ月研修を、実習といいますか、実際に働いていただくと。ただ、委託先の派遣企業によっては、この期間を6カ月とか、長くって丁寧に行われているところもあるというふうに聞いております。

**○押川委員** わかりました。それで、県の、これからそういう派遣をされた方々、どこまで——先ほど井上委員からもありましたけども——注視しに行かれているのか。例えば、今、3カ月から6カ月で終わった時点で、県の関与というのはそれで終わりなのか、あるいはその企業からどこかの企業に研修されて、そのあっせんがあるのか、そこあたりのその実績なり、県のかかわり方、もしあったらちょっと教えてください。

**○福嶋地域雇用対策室長** この事業は23年度から実施してきておりまして、24年度までは終わっているわけですが、この中で、合計402名が派遣会社に雇用されて、実習先の企業で直接雇用されたのが約56%に当たる227名ということになっております。中には、もう途中でやめてしまった方も半分近くはいるということになりますけれども、この方々がその後定着しているかどうかについては、今、調査をかけようというふうに計画しております。23年度まではちょっとさかのぼれないかもしれないんですけども、昨年度につきましては、今、これを調査しまして、その後の定着状況については調べてみたい



というふうに考えてます。

○押川委員 ありがとうございます。それと、肝心なのは、やはりこういう事業を地域雇用としては取り入れていただいて、そういう就業機会を若年者の方々に与えていただくという、これがややもすると、今の人たち、そのニートとかフリーターという形で、短期間とするところもあってしまうような傾向になってくる可能性をちょっと危惧するんですよ。だから、これが、やはり定着をするような、定職になるような形の中でかかわりをしっかりやってほしいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○久松労働政策課長 それでは、労働政策課の報告関係について御説明をいたします。

損害賠償を定めたことについてでございます。同じく委員会資料の3ページのほうをお開きください。横書きになっておりますが、この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

ことし2月21日に都城市松元町の路上におきまして、公用車で左折した際に、コンクリートの塀と接触いたしまして、塀を損傷させたことによる物件損害の和解契約を締結したものであります。

損害賠償額は1万5,750円、専決年月日は、平成25年8月5日でありまして、全額が損害賠償保険から支払われております。交通事故の防止につきましては、日ごろから注意を喚起してるところであります。今後ともその徹底を図っ

てまいりたいと考えております。

労働政策課の報告は以上であります。

○椎産業振興課長 それでは、地方自治法第243条の3の第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、所管する県出資法人の経営状況等につきまして御報告いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。まず、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であります。

1の役割等であります。当協会は、本県の機械金属工業の振興を図り、もって本県経済の活性化と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和54年に設立された法人で、本年4月より公益財団に移行しております。基本財産は300万円、そのうち県の出資額が150万円で、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。

協会は指定管理者として、宮崎県機械技術センターの管理運営に係る事業を行っており、県北地域を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、技術支援、整備利用、依頼試験、試験研究等の業務を行っております。

なお、指定期間は、平成21年4月から26年3月までの5年間となっております。

次に、3の組織等であります。

組織図と表をあわせてごらんいただきたいと思います。役員は16名で、理事長は延岡市長、役員のうち県OBの常務理事がセンターの所長を兼務し、その他常勤職員が4名となっております。

なお、常勤職員のうち1名は県からの派遣職員でございます。

次に、「平成24年9月定例県議会提出報告書」の63ページをお開きください。協会の24年度事

業報告書について御説明いたします。

2の事業実績であります。

(1) 宮崎県機械技術センター管理運営受託事業であります。①の技術支援として、技術指導や基礎技術研修、②の設備利用として、三次元測定機等の利用、③の依頼試験として、建設業や機械金属工業関係の試験などを実施しております。事業費は4,795万7,000円となっております。

次に、同じ資料の177ページをお開きください。協会の経営状況等につきまして、宮崎県出資法人等経営評価報告書より御説明いたします。

中ほどの県関与の状況であります。人的支援は先ほど御説明したとおりでありますので、財政支出等から御説明いたします。

平成24年度は、県の委託料として4,795万7,000円となっております。その下の主な県財政支出の内容ですが、先ほど御説明しました宮崎県機械技術センター管理運営事業を県から委託しております。

次に、下の欄の活動指標についてであります。

②の設備利用件数は、目標値405件に対し、実績値526件と大きく上回っておりますが、①の技術指導実施件数は、目標値150件に対し、実績値120件、③の機械金属工業関係依頼試験試料数は、目標値200試料に対し、実績値85試料と下回っております。特に、③の達成率が低くなっておりますが、これは設備投資の減少や競争の激化から圧力容器など試験を必要とする受注が減少したこと、また、技術開発に必要な溶接試験片などの強度試験が減少していることが原因と考えられます。

次に、178ページをお開きください。財務状況についてであります。

まず、左側にあります正味財産増減計算書の

平成24年度の欄をごらんください。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は47万9,000円のマイナスとなり、一般正味財産期末残高は317万6,000円となっております。指定正味財産は増減がございませんので、この結果、一番下の欄の正味財産期末残高は774万8,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成24年度の欄をごらんください。流動資産と固定資産を合わせた資産は1,388万2,000円、流動負債と固定負債を合わせた負債は613万4,000円となっており、この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は774万8,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の県補助金等比率につきましては、目標値93%に対し、実績値が95%で目標を下回り、②の人員費比率につきましては、目標値67%に対しまして、実績値が54%で目標を上回っております。

次に、総合評価についてであります。

まず、協会の自己評価につきましては、活動内容がA、財務内容、組織運営をBとしております。

県の評価につきましては、活動指標は目標値を下回るものがあるものの、外部の関係者による事業内容の検証や講習会等のアンケート調査等で利用者ニーズを把握するなど、サービス向上が図られていること、財務面では、自己収入比率が低く、県の委託料への依存度が高いこと、組織面では、プロパー職員が所長を含めて2名で、県や企業から職員の派遣を仰いでいることなどから、活動内容をA、財務内容と組織運営をBとしております。

続きまして、資料の68ページにお戻りください。25年度事業計画書について御説明いたしま

す。

2の事業計画であります、(1)宮崎県機械技術センター管理運営受託事業につきましては、引き続き、①技術支援、②設備利用、③依頼試験などを実施してまいります。④の試験研究につきましては、3次元CADデータを中心とするものづくり技術の普及を目指しました「デジタルものづくり技術の応用に関する研究」に取り組むこととしております。

69ページをごらんください。3の収支予算書であります。

Iの事業活動収支の部ですが、事業活動収入の主なものといたしまして、受託事業収入の4,820万8,000円と寄附金収入の127万円であり、事業活動収入計は4,953万1,000円となっております。

次に、事業活動支出につきましては、受託事業費の4,820万8,000円、70ページになりますが、法人管理費183万8,000円であり、中ほどにあります事業活動支出計は5,004万6,000円となっております。

IIの投資活動収支の部につきましては、2の投資活動支出の備品購入費の50万円となっております。

また、IVの予備費支出としまして181万4,000円を計上しております。

機械技術振興協会は以上でございます。

続きまして、公益財団法人宮崎県産業振興機構について御説明いたします。

当機構の事業につきましては、一括して私から御説明させていただきますが、個別の事業に関する質問等につきましては、事業所管課から回答させていただきます。

お手元の常任委員会資料の5ページをお開きください。機構の概要についてであります。

1の役割等ではありますが、当機構は、県内中小企業における経営基盤強化、経営の革新、技術の高度化及び新事業の創出並びに関係組織機関との連携の推進等に資する事業を行うことにより、本県産業の振興を図るとともに、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的としております。設立は昭和59年1月17日でございます。

当機構は、平成25年4月1日から財団法人宮崎県産業支援財団から公益財団法人に移行しております。収支総額は6億5,559万8,000円、うち県出資額は5億3,679万8,000円、出資割合は81.9%であります。

次に、2の事業内容ではありますが、(1)の経営課題等に対する相談、助言に関する事業、(2)の新事業の創出、新分野の進出等に対する助成に関する事業、(3)の経営基盤強化に資する取引振興、設備導入等に関する事業、(4)の産業振興に資する情報の収集、分析及び提供に関する事業、(5)の産業振興に資する人材の育成に関する事業、(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業、この6つの視点から事業を展開しております。

次に、資料6ページ、3の組織等であります。

組織図と表をあわせてごらんいただきたいと思います。理事長と常務理事のもと、4課体制となっております。理事と監事を合わせた役員8名のうち、理事長と常務理事が県OB、非常勤の理事4名のうち、商工観光労働部次長と県OBが1名、監事2名のうち県OBが1名となっております。常勤職員は17名でありまして、そのうち10名が県からの派遣職員でございます。

それでは、平成24年度の主な事業実績について

て御説明いたします。

議会提出報告書の71ページをお開きください。時間も限られておりますので、かいつまんで御説明させていただきます。

まず、2の事業実績であります。ページ下の表の(1)新事業・新分野進出の支援につきましては、関係事業費の合計は1億3,787万5,000円となっております。①の事業であります。中小企業が行う新製品開発や販路開拓に対する助成を行ったものでございます。

72ページをお開きください。⑤と⑥の事業であります。産学官の共同研究グループによる研究開発あるいは環境リサイクル関連の技術開発に対する支援を行ったものであります。

次に、73ページをお開きください。続きまして、(2)の中小企業の経営基盤強化の支援についてであります。関係事業費の合計は3億1,416万7,000円であります。①から③の事業であります。県内中小企業からの相談等の対応や専門家を派遣して助言指導等を行ったものでございます。

74ページをお開きください。中ほどより上の(3)の産業人材の育成の支援についてであります。関係事業費の合計は68万3,000円あります。①の事業は、中小企業の経営力や技術力の向上を図るため、研修等への参加経費の助成を行ったものであります。

続きまして、(4)の産業振興の基盤づくりについてであります。関係事業費の合計は2億7,602万6,000円あります。

75ページをお開きください。上から4項目めの⑤の事業であります。東九州メディカルバレー構想を推進するために、コーディネーターを1名配置し、医療機器産業への参入支援やマッチング等の支援を行ったところであります。

続きまして、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営状況評価報告書により御説明いたします。

175ページをお開きください。概要につきましては、先ほど御説明しましたので、県関与の状況から御説明いたします。

人的支援につきましては、先ほど御説明したとおりであります。

表の中ほど、財政支出等でございますが、平成24年度の県委託料は3,615万9,000円、県補助金は1億5,043万4,000円、県交付金・負担金・出資金はゼロ円などとなっております。

次に、その他の県からの支援等ではありますが、事務所スペースを県から無償貸与を受けております。

次に、主な県財政支出の内容であります。①は小規模事業者等の設備導入のための貸付資金の原資貸付であります。②は、取引あっせん・見本市等展示会の出展等に対する、③は運営管理に対する補助事業であります。

続きまして、176ページをお開きください。活動指標であります。①総合相談件数及び②取引あっせん・紹介件数は目標値を下回り、③産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援実績は、目標値を上回る実績となっております。

次に、財務状況について、平成24年度決算額を御説明いたします。

まず、左側の正味財産増減計算書であります。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は6,481万6,000円あります。また、経常外収益から経常外費用を差し引いた当期経常外増減額は5,333万5,000円のマイナスであり、この結果、当期一般正味財産増減額は1,148万1,000円となり、一般正味財産期末残高は7億297万円のマイナスとなります。指定正味財産

につきましては、下から2段目の指定正味財産期末残高が7億650万9,000円となっております。この結果、一番下にあります正味財産期末残高は353万9,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表についてであります。流動資産と固定資産を合わせた資産合計額は308億9,758万円、流動負債と固定負債を合わせた負債合計額は308億9,404万1,000円、正味財産は353万9,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。①の県補助金等比率は、目標値を上回る実績値となっておりますが、②の自己収益比率及び③の流動比率につきましては、目標値を下回っております。

次に、直近の県監査の状況であります。平成24年度の監査におきまして、決算財務諸表の貸倒引当金の計上基準が適切でない、また、業務委託における予算執行伺が適正でないとの指摘を受けました。当機構では、会計指導を行う、会計監査人とも協議の上、適正な計上基準に是正し、予算執行につきましては、決済時のチェック体制を充実させ、再発防止に努めております。

最後に、総合評価について御説明します。

機構の自己評価では、活動内容B、税務内容C、組織運営をBとしております。

県の評価としましては、指標で一部未達成はあるものの、産学官連携の推進など、積極的に事業を展開していることや、これまでの事業実績から活動状況はおおむね順調であると考えておりますので、活動内容をB、財務内容をC、組織運営をBとしております。

続きまして、平成25年度事業計画書について御説明いたします。

ページを、戻りまして81ページをお願いいたします。

平成25年度の事業計画としましては、冒頭、機構の事業内容で御説明しましたとおり、(1)から(6)にございます6つの視点に沿って、主な事業を整理しております。

ここでは、主な新規事業について御説明いたします。

まず、83ページをお開きください。(2)の⑨「みやざきイチオシ!美味しいものづくり道場」モデル構築事業につきましては、地元事業者等が専門家とともに、実施する商品づくりを支援するものでございます。

次に、(3)の②取引拡大!商談会支援事業につきましては、取引拡大アドバイザーを配置し、商談会等における取引拡大を支援するものであります。

次に、⑤のアンテナショップ・出展等支援事業であります。県内製造業者が首都圏等で開催される展示会等への出展費用を助成するものでございます。

次に、84ページをお開きください。中ほどの(6)の③東九州メディカルバレー推進強化事業は、医療関係機器の研究開発を支援するとともに、販路開拓コーディネーターを配置し、中小企業の医療関連機器の販路開拓等を支援するものでございます。

次に、85ページをお開きください。収支予算書についてであります。Ⅰの事業活動収支の部の事業活動収支差額は、20億4,839万5,000円であります。

次に、Ⅱの投資活動収支の部の投資活動収支差額は、3,756万1,000円であります。

次に、Ⅲの財務活動収支の部の財務活動収支差額は、22億3,171万円のマイナスでございまして。この結果、当期収支差額は、1億4,575万4,000円のマイナスとなっておりますが、前期繰越収

支差額 8億5,590万4,000円を充当することにより、事業を執行してまいります。

以上が、平成25年度の事業計画でございます。

公益財団法人宮崎県産業振興機構につきましては、以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課からは、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

当課の所管法人は、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会であります。初めに、協会の概要について御説明いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1の役割等であります。当協会は、国内外の観光客、コンベンション、スポーツ大会・合宿等の誘致などを行い、本県の観光やコンベンション、スポーツの振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的として、平成16年4月1日に社団法人宮崎県観光協会、財団法人宮崎コンベンション・ビューロー、スポーツランドみやざき推進協議会の3団体が統合して設立した法人であります。

平成24年4月1日に、従来の財団法人から、公益財団法人に移行しております。

なお、基本財産は2億8,000万円で、うち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

次に、2の事業内容であります。観光推進事業では、国内外からの観光客誘致のための対策等、コンベンション推進事業では、コンベンションの誘致、開催支援など、スポーツランドみやざき推進事業では、スポーツイベントの開催支援等を行っております。

次に、3の組織等であります。平成25年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員は12名

で、うち常勤役員が県OBの専務理事、常務理事の2名です。また、常勤職員は21名で、うち県派遣職員が6名となっております。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

「平成25年9月定例県議会提出報告書」の179ページをお開きください。179ページでございます。

まず、一番上の概要と、その下の県関与の状況の人的支援の状況は、先ほどの委員会資料で御説明しました内容ですので、説明は省略させていただきます。

次に、財政支出等についてですが、平成24年度につきましては、県委託料はございません。県補助金は、協会の運営経費、観光推進事業、コンベンション推進事業、スポーツランドみやざき推進事業等に係る補助金です。

なお、23年度に比べ、24年度が減少している主な理由は、口蹄疫復興緊急誘客に係る事業等が減少したためであります。県交付金・負担金・出資金はございません。

次に、主な県財政支出の内容についてですが、①の運営費補助金は、コンベンション誘致、スポーツ合宿誘致等に係る運営費補助です。②のスポーツランドみやざき推進事業は、スポーツイベント等の開催に係る支援等です。③のコンベンション等開催支援事業は、コンベンションの開催に係る主催者に対する補助です。④の「日本のふるさと宮崎」誘客促進事業は、国内外からの観光客誘致のための対策等に係る経費です。

24年度は、国内誘客対策として、旅行会社・航空会社等とのタイアップキャンペーンや、テレビ、新聞、旅行雑誌、タウン誌等の各種メディア及びインターネットを活用した観光PR等を実施したところです。

また、海外誘客対策として、韓国、台湾、中国、香港の東アジア地域を中心に、知名度向上対策や旅行会社や航空会社とタイアップした旅行商品の企画、造成支援、現地でのプロモーション活動を実施したところです。

⑤の「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」事業補助金は、記紀編さん記念事業を官民挙げて展開し、日向神話や伝説、史跡など、宮崎の宝を磨き上げ、情報発信を行い、地域の活性化や将来の県づくりにつなげるための対策等を行ったものであります。

なお、本事業は24年度の単年度事業となっております。

次に、活動指標の目標値については、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」のアクションプラン（平成23年6月策定）などから設定しております。

まず、①の観光客数は、暦年における県内外からの観光客数ですが、24年の実績値が未確定でありますことから、23年の目標値と実績値を記載しておりますが、目標値1,427万人に対して、実績値が1,253万5,000人で、達成度は87.8%となっております。

目標達成に至らなかった主な要因として、新燃岳の噴火や東日本大震災等の影響により、本県への観光客が減少したためであると考えております。

また、②のコンベンション延べ参加者数は、24年度の目標値27万3,000人に対して、実績値が22万6,783人で、達成度は83.1%です。目標達成に至らなかった主な要因として、口蹄疫の発生による厳しい状況から十分に回復しなかったためであると考えております。

また、③のスポーツキャンプ延べ参加者数は、24年度の目標値16万4,000人に対して、実績

値が16万8,017人で、達成度は102.4%と、実績値で過去最高の参加者となったところであります。

次に、180ページをお開きください。財務状況について、24年度決算額の御説明をいたします。

まず、左側の正味財産増減計算書であります。この表は事業活動等に伴う正味財産の増減の内容を示したものであります。経常収益は4億1,330万円余であり、23年度に比べ24年度が減少している主な理由は、口蹄疫復興緊急誘客に係る事業等が減少したためであります。

また、経常費用は4億1,868万円余であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス\*5,382万円余となっております。その結果、一般正味財産期末残高は4,531万円余となり、指定正味財産期末残高2億9,517万円余とを合計して、正味財産期末残高は3億4,048万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表についてであります。この表は、年度末現在の資産、負債及び正味財産の状況を示したものであります。資産は、現金、普通預金などの流動資産が1億4,922万円余、基本財産、特定資産などの固定資産が3億1,377万円余で、資産合計は4億6,299万円余となっております。

続いて、負債は未払い費用などの流動負債が1億1,054万円余、退職給付引当金からなる固定負債が1,197万円余で、負債合計は1億2,251万円余となっております。流動負債が昨年度に比べて額が大きくなっておりますのは、3月30日に実施した東京ガールズコレクションなど、年度末に実施した事業の費用が未払いとなっているためであります。その結果、資産から負債を差し引いた正味財産合計は3億4,048万円余で、

※14ページに発言訂正あり

正味財産増減計算書と同じとなっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計（経常費用プラス経常外費用4億1,927万円余）に対する自己収入（1億957万円余）の割合であります。目標値20%、実績値26.1%、達成度130.5%となっており、良好な状態でございます。

②の自主事業比率は、当期支出合計（経常費用プラス経常外費用4億1,927万円余）に対する自主事業費（4億640万円余）の割合であります。目標値60%、実績値96.9%、達成度161.5%となっており、良好な状態でございます。

③の管理費比率は、当期支出合計（経常費用プラス経常外費用4億1,927万円余）と県支給分管理費（555万円）の合計に対する人件費等の管理費（1,228万円余）と県支給分管理費（555万円）の合計の割合であります。目標値25%、実績値4.2%、達成率183.2%となっており、良好な状態でございます。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

24年10月の県監査で注意事項として、①業務委託について、履行の検査確認が適正でないものがあつた、②業務委託について、成果報告書等の提出がないにもかかわらず、支払いを行っているものがあつた、③負担金の予算執行等について、庶務規定に基づく事務を行っていないものがあつたと、3点の御指摘がありました。それぞれについて、適切に事務を行うよう改善措置を講じたところです。今後は、このようなことがないように、所管課としても指導を行ってまいります。

最後に、総合評価について御説明いたします。

まず、協会の自己評価についてであります。

平成24年4月の公益財団法人移行後、円滑か

つ適正な運営実施に努めたこと。②賛助会員対策等による自主財源確保に努めながら、財政の健全化に取り組んでいること。③一部未達成の活動指標もありますが、目標達成に向けて取り組んでいることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。

これに対する県の評価としましては、①観光関連3団体を統合した後も、組織体制の見直しや財務の改善に努めるなど、改革を順調に推進していること、②活動指標が一部未達成であるため、今後各事業の必要性及び実施効果について再検証し、より効果のある事業の選択と集中が求められること、③財務指標は全て目標を達成しており、今後とも健全な経営への取り組みが求められること、④公益財団法人に移行し1年が経過したが、引き続き体質強化のため、十分に研究・検討を重ねていく必要があることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしたところであります。

濟いません。訂正させていただきます。180ページの当期経常増減額「538万2,000円」を誤って「5,382万円」というふうに申し上げてしまいました。訂正をお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項についての質疑はありませんか。

○西村委員 1点よろしいでしょうか。濟いません。産業振興機構の説明をいただきまして、176ページの財務内容が余りよくないような感じなんで、ここに至った原因とこれからの改善していく手法というものがもしわかっていたら教えていただきたいなと思うんですが。

○椎産業振興課長 今、財務指標の御指摘の部分は、恐らく流動比率のところの達成度35.3%というところの部分をおっしゃっているのかなと



と思いますが、これにつきましては、流動比率が低い原因の一つが、中小企業等支援ファンド20億円、それから操業支援事業挑戦支援ファンド1億円、この21億円につきましては、つなぎ資金としまして、これらの資金を金融機関から借り入れまして、年度末に返済するというものでございまして、実際、流動性への影響はほとんどないということで、財政への悪影響はないというふうに考えております。ですから、この21億円分を差し引きますと、実際、流動比率というのは悪くはない、通常の状態にあるというふうに考えております。

**○西村委員** それは、私がこの前、代表質問でも質問したような感じで、1回、この中小企業等ファンドが今年度に計算されて、精算したものが返ってくれば通常どおり戻るということでよろしいでしょうか。

**○椎産業振興課長** 委員おっしゃいますように、この分につきましては、当然、県あるいは企業等から当然、機構のほうに返還されるというものでございます。

**○西村委員** わかりました。先ほどみやざき観光コンベンション協会のほうでも聞いたんですけども、ちょっと観光客等もしくは観光需要等が落ち込んで理由として、口蹄疫からの復興がまだなされてないでありますとか、新燃岳の影響等々、東日本震災の影響等々という説明がありました。それは、新燃岳とか口蹄疫など、本県独特のことかもしれませんが、東日本震災になりまして、ほとんどといいますか、全国的な問題だとは思いますが、それと比べてみて本県はどうなのかという、客観的なことを教えていただきたいと思うんですが。

**○孫田観光推進課長** 各県のこの年の延べ宿泊者数、観光客数につきましては、全国を比較し

たものは、申しわけありません、手元にございません。九州各県を見ますと、宮崎県以外の各県でそれほど大きな落ち込み等は余り見られておりません。したがって、主要な原因は口蹄疫の後遺症あるいは新燃岳の噴火といった、宮崎県の要因によるものというふうに考えております。

**○西村委員** わかりました。ということは、東日本震災の影響というものは、そういうふうに答えられると、我々もそうかなと思って、それ以上、日本国全体がこう多少の自粛ムードでありますとか、海外誘客もなかなか、放射能を恐れて来ないとか、そういうイメージがつくものですから、そう言われてしまうと、逆にもう手の打ちようがないのかなというふうに思ってしまうと、ちょっと聞いたんですけども、他県ではそこまで影響がないということであれば、先ほど言われた、新燃岳、口蹄疫というものが、大々的に全国に放送をされて、それによって観光客が敬遠したということで総括してよろしいのかなと思って……。コンベンション等も大きい大会になりますと、そうかもしれないんですが、そのあたりをもうちょっと詳しく分析されないか、観光事業にもちょっと大きく、もう何をやってもだめかという話になってしまいますので。

**○茂商工観光労働部長** その東日本大震災の影響、これについては確かに、全国的にあったと思うんですけども、いろいろ客観的なデータがなくて申しわけないんですが、当時は、やはり東日本へ行く人が自粛をされて、西日本に旅行者がかなり流れてきたという記憶はあります。それから後、逆に今度は東日本のほうを支援しようということで、東北のほうに観光に行くという方も結構出てきたというふうに思っております。

ます。

それともう1点、その宮崎県の影響でございますけど、確かに、22年、23年というふうに観光客は非常に厳しい状況だったんですけど、それから後、24年の数値については、現在、取りまとめを急いでおりますけれども、大体の概数でいいますとやっぱり24年は若干こう復活してきて、戻ってきてるという傾向があると思っております。

それと、最近25年の状況を見てみましても、主な宿泊施設等に聞き取りをしますと、去年に比べると今のところまあまあいいという、結構いいという状況が出てきております。ただ、これについては、いろんな施設ごとによってばらつきがあるようでして、やはり、最近では旅行形態が大分変わってまして、個人旅行もふえてる、夫婦二人の旅行もふえてるということで、比較的観光客の方もビジネスホテルに泊まったりしてる傾向があります。

一方で、いわゆる昔からある旅館とか、昔からあるホテルというのは結構苦戦をしてるという状況が全体にあるんじゃないかなというふうに、私は見ております。これについては、ようやく円安もありまして海外からのお客さんも、これは確実にふえてきてるんですけど、海外、それから国内、いろんな手を打って、これからも観光客をふやしていくように、最大限努力をしていきたいというふうに思っております。

**○孫田観光推進課長** 済いません。手元に全国の状況の資料が届きましたので、改めて御説明をさせていただきます。

観光客入込客数、22年、23年の対比を見ますと、当然、東日本大震災影響で全体的な減少はあります。地域によって大きな影響が出たところ、そうでないところがございしますが、

九州は比較的影響は少なかった。一方、ただ一概に減らなかったのは、鹿児島県と熊本県については、新幹線効果でその分の入り込み客数がふえたということで、九州でふえたり減ったりと。ただ、全般的にはマイナスの傾向があった中で、鹿児島、熊本が新幹線という特殊事情が効いているというような状況のようでございます。

**○外山委員** この報告書の179ページで、活動指標でコンベンションの参加者数というのが一番下のほうにありますよね、24年度で22万6,000人。これは、スポーツ大会というか、スポーツイベントの参加者も入った数字ですか。

**○孫田観光推進課長** コンベンションの参加者数には、いわゆるスポーツ関係のものは入っておりません。

**○外山委員** この担当のほうでは、実施事業でスポーツイベント等の誘致及び受入支援という事業をやってますよね。ですから、当然この結果の数字というのはつかんでいないとおかしいんじゃないですか。それは、別枠でどっかあるんですか。キャンプじゃなくて、スポーツイベントの参加者の数。

**○孫田観光推進課長** 24年が最高の値を記録いたしましたスポーツランドみやざきの実績値は、いわゆるスポーツイベントについてもその数字は入っております。

**○外山委員** いや、だから、このコンベンション参加者には入ってないということやから、それはどこに入るとるんですか、そのスポーツイベントの参加者は。

**○孫田観光推進課長** 済いません。ちょっとお時間をいただきたいと思います。申しわけございません。スポーツイベントの観客数は、いわゆる観光入込客数の中で計上されてくるという

ことで、いわゆるコンベンションの数あるいはスポーツ、キャンプ、合宿の数の中には入って来ておりません。

○外山委員 ということは、観光客入込客数の中に、スポーツイベントの参加者も入って来ておると。それはわかるんですか、スポーツイベントの参加者はどのくらいだというのは。

○孫田観光推進課長 個別のスポーツイベントにつきましては、それぞれの主催者発表なり、そういった数字については個別には把握しております。ただ、統計上を、その分を個別に集計して出しているということではございません。

○外山委員 ということは、観光入込客数の総数の中に、括弧書きでもいいから、スポーツイベントの参加者はこれだけというのが表示してないですよ。それはわかるんですか。

○孫田観光推進課長 観光入込客数につきましては、例えば、スポーツイベントを見た後、別の観光地にお立ち寄りになったりといった形になってきますので、そういったものは集計の段階で重複調整等を行いますので、観光入込客数全体の数字の中に内数で単純に、各イベントに参加された方々のお客さんの数を入れた場合に、整合性がとれない形になるのではないかと思います。

○外山委員 ということは、スポーツイベントに来た人は数に入れずに、各観光地を回るはずだから、そこでカウントしているという説明ですか。

○孫田観光推進課長 1人のお客様が何カ所か回った場合、その、何カ所か回ったものについて、重複調整等を行いながら全体の観光入込客数というものはじいておりますので、スポーツイベントに参加した者をそのまま除いて、ほかのところだけを上げてるということではご

ざいけません。

○外山委員 だから、私が聞きたいのは、スポーツイベントに参加した人の総数を聞きたいんですよ。それはどこに出てくるんですか。

○孫田観光推進課長 個別のイベントごとの集計は、それぞれのものについてはございます、それぞれのイベントに何人おいでになったかと。ただ、その総数という形では現在のはじいておりません。

○外山委員 やっぱりその総数が幾らになったか、それを観光集計というか、コンベンションの集計の中にはやっぱり別枠で入れて、わかるようにするべきだろうと思うんですよ。

○孫田観光推進課長 さまざまな取り組みで、スポーツイベント等を利用した誘客等に努めているところでございますので、委員の御指摘のように、その結果としてどれぐらいのお客さんが宮崎においでのになったのかというのは、一つの数字としてあらわすというのも大切な観点ではないかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○外山委員 それで、ここでもうこれ以上議論しても、ちょっと何かよくわからない話になりますので、一応整理して、スポーツイベントの参加者がどういう形で、観光統計の中にどういう形で入っておるのかを含めて、また提示をお願いします。

○清山副委員長 観光コンベンション協会に関しては、前半の地方自治法に定める報告書というのは必要がないんですよ。これはどういう違いになるんですか。

○孫田観光推進課長 県からの出資比率が50%を超えているか超えてないかで、ここの対象になるかどうかが決まっております。

○清山副委員長 環境整備公社とかは出資比率

が50%いってないところも含まれてませんか。  
環境整備公社は出資比率45.6%ですけど。

○田中商工政策課長 これは、県の出資比率のほかに貸付金ですとか、あと債務負担とか、債務保証とか、そういったものも勘案して決められております。

○清山副委員長 やっぱり出資比率だけじゃないんじゃないかなと思ったんで、ちょっと聞いたところでした。

あと、175ページの産業振興機構で、役員数が1年で20人から8人で半分以下になってますけれども、こういったところはどのようにして役員数をこれだけ減らしてこられたのか。

○椎産業振興課長 議員御指摘の機構の理事の役員数が20名から8名に減っておりますのは、ことし4月に公益財団法人への移行に伴いまして、評議員会を設置しました。その関係で、評議員会と理事会の役割との分担も含めまして、機構の組織の見直しを行ったところがございます。その関係で役員構成を20名から8名に変更しています。

あわせて御説明しますと、評議員会につきましては、宮崎大学の学長さん初め、関係機関の代表に参加していただきまして、15名の委員で評議員会を構成しています。

以上でございます。

○清山副委員長 濟いませぬ。ちょっと細かい質問なんですけども、観光コンベンション協会は、常勤役員が1人から2人にふえてますけど、これって専務理事が新しく設置されたということですか。何かその必要性等があったのかを教えてください。

○孫田観光推進課長 これは4月1日現在となっておりますので、ちょうど役員の任期が、専務理事なり、常務理事なりの任期が切れた後、

新しく就任するまでの間、若干の期間、空席が出る時期がございます。そのタイミングがこの1人の時期ということになっております。

○清山副委員長 つまり、以前からこの常勤役員2人という体制だったということですよ。

○孫田観光推進課長 はい。2人の体制で来ております。

○清山副委員長 わかりました。これが、ふえたように見えたんで、ちょっと質問いたしました。いいです。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○福嶋地域雇用対策室長 本県の雇用情勢について御説明いたします。

委員会資料の8ページをごらんください。今回は、直近の有効求人倍率等の状況に加え、国勢調査などによる近年の雇用情勢の変化について整理し、雇用という観点から見た本県の特性課題を御説明したいと考えております。

まず、1の完全失業率と2の有効求人倍率の推移のグラフについてであります。

折れ線グラフの水色は全国、緑は本県の動きで、グラフの左側は平成18年以降の各年平均、右側は25年以降の各月ごとの推移をあらわしております。

1のグラフ、完全失業率については、平成20年9月のリーマンショックを契機に、最悪5%台まで悪化しましたが、その後徐々に改善し、全国はことし7月で3.8%となりました。これは、労働力調査によるもので、毎月全国4万世帯を抽出して推計しているため精度は落ちますが、改善や悪化といった雇用情勢の大まかな傾向をスピーディーにつかめるというメリットがあり

ます。県は、そのうち約500世帯について四半期ごとの平均値を算出しており、25年分のモデル推計値については、参考として緑の点で表示しております。

次に、2の(1)有効求人倍率の推移をごらんください。こちらも、全国、本県ともリーマンショック後大幅に悪化し、その後、徐々に回復してきているのがわかります。先日発表されたことし7月分では、国が0.94倍、本県が0.8倍となりました。

次に、(2)の地域別有効求人倍率をごらんください。これは、ハローワークごとに直近の値と前年同期を比較したものです。これらの数値について、昨年の委員会では、実感と合わないという御指摘を受けることとなりました。例えば、倍率が高いと指摘のあった小林では、医療・福祉の求人が多く出ても、専門職である場合は充足されず、繰り返し求人が出ること、一方、低いと指摘のあった延岡では、大きな企業が独自に募集・採用を行ったり、グループ内で人材を調達する傾向があるため、ハローワークの数値には反映されにくいことなどが要因として上げられます。

そのほかにもさまざまな要因が考えられますが、有効求人倍率につきましては、求人・求職全体の量的バランスや雇用情勢の傾向をスピーディーに把握できるというメリットは活用しつつ、それには反映されない雇用の質、例えば、職業別のマッチング状況や地域特性等について把握し、多方面から雇用情勢を判断していく必要があると考えております。

9ページをお開きください。3の(1)の表は、平成17年から22年の本県の産業構造の大まかな変化を見るため、就業者数の多い主要5産業について、その増減をあらわしております。

一番左の就業者総数の欄を見ていただくと、少子高齢化の進行などに伴いまして、県全体で3.9%の就業者が減少しております。さらに、産業別の内訳では、最も減少が著しいのは、ピンクの建設業従事者でマイナス19.9%、青の医療福祉従事者は全体が減少しているにもかかわらず、プラス15.6%と大幅に増加しているのがわかります。

次に、(2)のグラフは、地域ごとに雇用の中心となっている産業を見るため、人口の多い9市について就業者割合を比較しました。例えば、一番左の宮崎市を見ていただくと、下から順に、緑が農林漁業、赤が卸小売業、水色が製造業、青が医療福祉、ピンクが建設業に従事する者の割合を示しております。宮崎市では、赤の卸小売業従事者の割合が他の産業に比べて多いのがわかります。また、右から、えびの市、西都市、串間市、小林市では、緑の農林漁業従事者の割合が多くなっております。

また、10ページの(3)のグラフでは、規模感をお伝えするため、9市ごとの就業者数を割合ではなく実数でお示ししております。就業者の多くは宮崎市に集中しており、都城市の約2.3倍、串間市の約22倍と大きな開きがあるのがわかります。

11ページをお開きください。4の産業分類ごとの従業上の地位であります。これは、雇用の質を問う意味で重要なファクターである、正規・非正規の割合を見るために、産業ごとに作成いたしました。緑色が雇われている者であります。うち正規雇用はそれを黒い線が囲った部分になり、数値はその割合であります。雇用者数が多い産業で比較しますと、正規雇用の割合が比較的高いと言えるのは、左から3番目、製造業の70.3%、右から3番目、医療・福祉の69.8

%といったところであり、中ほどの卸小売業は52.9%と正規雇用の割合は低くなっておりま

す。次に、5の職業別紹介状況であります。これは、過去3年の動きを実数で見るために、季節変動の比較的小さい6月を定点として、3年分を比較いたしました。職業ごとに色分けし、実線は求職者数、点線は求人数を示しております。特徴としては、まず一番上の水色の実線、事務的職業を求める者が極端に多いのに対し、水色の点線、つまりそれに対する求人は非常に少ないこと。

次に、求人が多いのは、緑の点線、サービスの職業ですが、緑の実線を見ていただくと求職者が下回っており、人手不足であるのがわかります。ちなみに、サービスの職業の半数以上は介護であり、それらの人材育成や処遇改善が急がれます。このように、企業が求める人材と職を求める方々の需給バランスを職業別に見ることで、ミスマッチがどの職業で多いのか、人手不足なのか、超過なのかといったことがわかります。

次に、12ページをごらんください。6では、住んでいるところと勤務地の関係を市ごとにお示ししております。棒グラフの緑は、農業を初めとする自営業者で、自宅で仕事をしている者、ピンクは、住まいと勤務地が同一市内である者を示しています。水色は、他の市町村に通勤している者の割合であり、最も多い西都市では29.5%となっております。通勤による流出だけを見ると、地元には仕事がないという印象になりますが、その下の表を見ていただくと、流出・流入の状況がわかります。

先ほど、市外への通勤割合が最も多かった西都市、表の右から2番目の通勤先としては、多

い順に、宮崎市、新富町、高鍋町であり、そのほか、流出超過となっているのは、日南、小林、日向、串間市であります。その他4市については、通勤による流入超過が見られることから、こうした通勤圏、生活圏の広がりも考慮しながら、広域で産業施策を考えていく必要があります。

次に、13ページをお開きください。7の常住地における転出入の状況について御説明いたします。

これは、平成17年と22年を比べて、転出超過であればマイナスに、転入超過であればプラスに棒グラフが伸びます。15から24歳の欄を見ていただくと、主に進学・就職で市外・県外へ出て行くため、全ての市で転出超過となり、特に、紫の串間市、水色のえびの市、赤の小林市の転出割合が突出しております。

さらに、25から34歳の欄では、就職等によるU I ターンの影響で、おおむね転入超過となるものの、その率は軒並み低く、高齢化や地域活力の低下につながる要因となっていることから、流出防止やU I ターンに力を入れる必要があります。

全体のまとめとしましては、雇用の量的需給バランスは、ここ数年改善傾向にあるものの、質的なもの、つまり業種ごとや従業上の地位といった観点からのマッチング状況は、依然として厳しい状況にあると言えます。また、それぞれ地域ごとの特性・課題もあることから、市町村とも連携しながら、地域の活力を維持していくため、本県の強みを生かした成長産業の育成を初め、それらを支える人材の育成・確保、また郷土愛に根差した職業観の醸成など、幅広い分野で対策を講じていく必要があると考えております。

説明は以上であります。

続きまして、資料の14ページをごらんください。みやざきフードビジネス雇用創造プロジェクト事業について御説明いたします。

本事業は、フードビジネス推進課が予算計上を行い、全庁的に取り組むもので、補正予算案については、総務政策常任委員会で審査いただいているところですが、その一部について、当部が関係する事業がありますので、その内容について御説明いたします。

1の事業趣旨・目的についてであります。

この事業は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクト事業を活用し、人材育成やマッチングを推進することにより、フードビジネスの拡大と創出を図り、成長産業化による雇用の創出を図るものであります。

戦略産業雇用創造プロジェクトとは、資料の一番下の点線囲みにありますとおり、雇用情勢の厳しい対象都道府県から産業政策と一体となった雇用創造プランを提案し、コンテスト方式によって採択されるものであります。本県の構想では、3年間の事業期間に最大1,223人の雇用創出効果を目指すこととしており、事業費の限度額は、20億6,000万円となっております。

上の2に戻っていただきまして、事業内容についてであります。

(1)のみやざきフードビジネス推進体制整備事業は、フードビジネス推進のためのアドバイザー等の確保や人材育成プログラムの作成、研究体制の強化を行うもので、予算額は5,590万7,000円であります。

(2)のみやざきフードビジネス雇用拡大推進事業は、肉拡大や加工用農産物拡大といった各テーマごとに、関係団体や企業が外部専門家を活用したり、人材育成、商談会の出展等に取り組むことを支援するもので、予算額は8,997万6,000円であります。

(3)のみやざきフードビジネス就職支援事業は、若年求職者を対象に、知識・技能の習得機会の提供や企業での就業体験等を行い、フードビジネス関連企業への就職を支援するもので、予算額は920万円であります。このうち、下線を引いた事業が商工観光労働部の関連事業となります。予算総額は3にありますように、1億5,508万3,000円、企業負担分を含む総事業費は、1億7,100万円余となっております。

なお、国に提案した構想では、来年度以降は9億4,000万円から5,000万円程度の事業規模を想定しているところであります。

また、今年度は国の事業採択が8月に行われたことから、暫定的にフードビジネス推進課で一括して予算を計上いたしましたが、来年度以降につきましては、各部ごとに予算を計上することとしております。

説明は以上であります。

○大西記紀編さん記念事業推進室長

委員会資料の15ページをお願いいたします。記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況につきまして、御報告をいたします。

1点目は、そこにありますように、神話を知る機会・神話にふれる機会の創出についてでございます。

まず、県内におきまして、「神話のふるさと県民大学」と称して、この9月から県内外の講師陣によるリレー講座と、来年の2月になりますが、明治大学の齋藤孝先生をお招きいたしまして、「神話のふるさと講演会」を開催いたします。また、下にありますように、「記紀みらい塾」と称しまして、小中高校生向けの出前講座をあわせて開催をいたします。

次のページになりますが、今度は東京におきまして、明治大学と連携して、記紀編さん1300年記念講座を開催いたします。一つには、一般対象のオープン講座ともう一つは会員制の連続講座を11月から開催するものでございまして、各講座とも既に定員を超える申し込みをいただいております、定員をふやして対応いたします。

なお、アンダーラインを引いておりますけども、受講者向けに宮崎県内の神話ゆかりの地を体験するツアーも企画をしております。下にありますように、東海大学におきましても、オープンカレッジにおいて、10月から神話ゆかりの県と連携しまして、「地域学」講座を開催いたします。

ページをめくっていただきまして、17ページをごらんください。大きな2点目は、誘客促進のためのプロモーションについてであります。

福岡市の博多座におきまして、坂東玉三郎さんが主演されてます「アマテラス」公演にあわせまして、そこにありますように、写真パネル展、それから物産販売などを県と高千穂町が連携して実施をいたしております。

先日、知事に同行いたしまして博多座にまいりましたが、その折、満員御礼の大変なにぎわいでした。ここの写真にあります写真パネル展あるいはエントランスでの高千穂神楽の公演につきまして、大変な人だかりができております。テレビ局の取材も当日ございまして、大変いい、絶好のPRの機会を得たのではないかとこのように考えております。

下にあります九州国立博物館におきましては、この10月から宮崎の神楽を中心とした展示を実施いたしますほか、神楽の公演、それから講演会を開催いたします。

次に、18ページになりますが、インターネットの活用といたしまして、1点目は、河瀬直美監督プロモーション映像につきまして、今年度に3つの作品を制作予定ということでありまして、このうち2つの作品を9月の末に配信を開始をいたします。

最後に、宿泊予約サイトを活用したキャンペーン事業であります、11月から1月にかけて、下の囲みにありますように、大手2社、楽天トラベルとじゃらんとタイアップをいたしまして、特集ウェブページを制作いたします。さらには、メールマガジンを配信しましたり、旅行クーポン券の発行あるいは旅行雑誌への特集記事の掲載などを実施するものでございまして、宿泊施設とも十分協力をし、誘客促進を図っていくことといたしております。

説明は以上であります。

**○日下オールみやざき営業課長** 資料の19ページをお開きください。香港訪問団等についてでございます。

知事を団長に、県会議員、商工団体、農業団体、民間企業など、100名を超えるオールみやざきによる訪問団を結成いたしまして、香港を訪問してまいりました。また、知事につきましては、香港に引き続き、28日から30日にかけてシンガポールを訪問したところでございます。

現地での主な訪問先等につきましては、3に記載のとおりでございます。まず、香港の主な活動について御説明申し上げます。

(1) の①のみやざきPRレセプションでございます。

地元経済界や流通業界、メディア関係者など約150人を招待いたしまして、宮崎牛、かんぱちなどを提供し、本県観光物産のPRを行ったところでございます。こちらにつきましては、現



地の新聞にも取り上げられ、また、知事が主要経済紙の取材を受けるなど、メディアの関心も高く、今後の本県の認知度向上等に大いにつながるものと考えております。

続いて、②の「宮崎牛」指定店認定証授与でございます。

宮崎牛は、本県の有望な輸出品目でございますが、今回、香港におきましては、新たに「田舎家」という高級な日本料理店につきまして、宮崎牛指定店の認定を行い、今後の取り扱いの拡大をお願いしたところでございます。

これによりまして、香港における宮崎牛指定店は3店舗になりました。

続いて、③のインベスト香港局長のサイモン・ガルピン氏及び④の香港中華総商会名誉会頭のジョナサン・チョイ氏との意見交換でございます。

インベスト香港につきましては、海外企業等の活動に支援を行う政府機関の一つでございますが、ガルピン氏からは、本県事務所開設のお祝いとともに、本県企業に対する変わらぬ支援を約束され、本県経済の発展を期待するお言葉をいただいたところでございます。

また、チョイ氏につきましては、香港で約6,000社が属します中華総商会の名誉会頭でございますが、また、香港、日本経済委員会の香港側の委員長でもございます。チョイ氏とは活発な意見交換を行いまして、今後の本県の取り組みの進め方等について、大変貴重な御示唆をいただいたところでございます。これらの意見交換を通じて、現地の政財界のキーパーソンとの貴重なパイプができたものと考えております。

続いて、⑤のYATA百貨店でのトップセールスでございます。

まず、YATA百貨店の代表取締役社長でござ

いますダニエル・チョン氏らと意見交換を行いまして、本県産のカンショ、日向夏ドリンクといった本県産品の試食とPR等を行うとともに、本県産品の輸出拡大に当たっての貴重な御意見を伺ったところでございます。

その後、売り場にてトップセールスを行いまして、現地の皆様方に本県産品のアピールをしてまいったところでございます。このチョン氏からは、本県フェア開催に対する感謝とこれを機に本県との連携を深め、お互いさらに発展をさせていけるよう努力をしたいというお言葉をいただいたところでございます。

続いて、⑥のEGLツアーズ訪問でございます。

今回、このEGLツアーズの袁社長に「みやざき大使」をお願いいたしまして、宮崎の一層のPRをお願いするとともに、宮崎空港を発着するチャーター便の利用を含めて、さらなる送客をお願いしたところでございます。

袁社長からは、今年12月には宮崎県のチャーター便を飛ばしたい。12月には実現できなくても来年夏には飛ばせるようにしたいというお言葉をいただいたところでございます。

続きまして、(2)のシンガポールでの主な活動でございます。

まず、①みやざきPRレセプション及びレストランフェア開催でございます。こちらにおきましても、地元経済界、流通業界、マスコミ関係者など、約130人を招待いたしまして、宮崎牛、かんぱちなどを提供して、本県観光物産のPRを行うとともに、ホテル内のレストランにおきまして、10日間、宮崎牛、かんぱち、焼酎などを提供したレストランフェアを開催したところでございます。これらの様子につきましては、現地の新聞にも取り上げられたところでござい

ます。

続きまして、②のシンガポール伊勢丹でのトップセールスでございます。

宮崎市主催のフェアに参加をさせていただきまして、知事が代表者の皆様に宮崎牛の振る舞いを行ったところでございます。中には、試食の後、わざわざ引き返して宮崎牛を購入いただいた方もいらっしゃいまして、現地における消費者の反応を直接感じることができるとともに、宮崎県について認知してもらう希少な機会だったと考えております。

続きまして、③の「宮崎牛」指定店認定証授与でございます。

シンガポール向けでは、本県では昨年11月に輸出認定となりましたことから、今回シンガポールでは初めて2店舗の「宮崎牛」指定店の認定を行いまして、宮崎牛の取り扱い拡大をお願いしたところでございます。

最後に、④のリゾート・ワールド・センターサ視察でございます。

リゾート・ワールド・センターサは、アジア最大級の統合型リゾート施設（IR）でございます。ユニバーサルスタジオ、水族館、カジノ、ホテル、コンベンション施設、博物館などが整備されております。現地では、海外誘客や経済効果等、施設がもたらしている効果について説明を受けたところでございます。

今回の一連の訪問で、それぞれ人的なネットワークづくりを行うことができたと考えておりますので、今後は、これらのコネクションを生かしながら、今後とも、東アジアとともに成長するみやざきを目指しまして、オールみやざきの体制で東アジア市場の開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中商工政策課長 それでは、追加資料と書かれております別冊資料をごらんください。県内経済の概況について御説明いたします。

まず、1ページでありますけれども、これは3つの機関の経済概況報告を記載しております。左から、日銀宮崎事務所、次が、財務省の宮崎財務事務所で、この2つが本県経済、一番右が内閣府の月例経済報告で、全国の状況であります。

また、矢印は、前回との比較で改善か、悪化か、横ばいかを示したものでございます。これを見ていただきますと、一番右の全国ですけれども、平成25年に入りましてからは、ほぼ毎回判断が情報を修正されておりました。直近では、9月の報告で景気は緩やかに回復しつつあると、企業の生産の増加、企業収益、雇用情勢の改善、個人消費の底堅さ等を背景に、判断を情報修正しているところでございます。

一方、本県でありますけれども、本年の春ごろから改善の傾向が見られまして、直近では、日銀は明るい動きがやや広がっている、財務事務所は緩やかに持ち直しつつあるというような判断となっておりますが、全国と比べますと、その動きは弱いものとなっております。

その要因ですけれども、2ページをお開きください。一つは、円安のプラス効果が本県では限定的であるということでございます。左下の表をごらんください。これは、10%円安になった場合の企業収益への影響を業種別に試算されたものですが、輸入原材料や燃料費等のコスト増、輸出の増やその波及効果、それを総合しますと、円安になりましたら機械等の加工組み立て型の輸出産業を中心に、日本全体ではプラスになるという調査結果となっております。

しかし、本県では、そういった産業が少なく、

逆に、円安によるコスト高等により、マイナスの影響を受けるとされます飲食料品、建設業の割合が全国よりも高いために、円安によるプラス効果が限定的であると考えられます。

実際、右の表にもありますとおり、みやぎん経済研究所の県内企業アンケート調査でも、半数の企業が円安はマイナスに影響すると答えているところがございます。また、資料はありませんけれども、個人消費の面でも、本県では株や外貨資産を有する方が少なく、株高や円安のプラス効果を余り享受できていないことが、個人消費の回復感に乏しい要因の一つではないかと考えられます。

3ページをごらんください。参考資料として、日銀及び財務事務所の資料をおつけしております。かいつまんで御説明いたしますと、まず、日銀の8月発表分ですが、総括としましては、全体としては持ち直しの動きが弱い状況にあるが、明るい動きがやや広がっているとなっております。

1の個人消費ですけれども、小売は、回復感に乏しいが、高額商品を含めました催事販売が堅調など、一部での明るい動きが続いている、また、観光は、大規模コンベンション開催の押し上げ等もありまして、緩やかに改善する方向にあるとされております。

また、下のほうの2の公共投資は増加、それから4ページになりますけれども、3の住宅投資、こちらも消費税率引き上げをにらんだ駆け込み等もありまして、やや持ち直す動きが見られるということがございます。

4の生産ですが、電子部品・デバイス関連の持ち直し、輸送用機械関連の改善など、下げどまっているほか、5の雇用は、厳しいながらも改善の動きが見られるという判断となっております。

ます。

5ページをごらんください。宮崎財務事務所の7月公表分であります。

総論では、「県内経済は、緩やかに持ち直しつつある」であり、足元でも引き続き企業から明るい声が聞かれているとされております。

下のほうの2の各論ですが、個人消費はおおむね横ばいで、自動車販売は前年のエコカー補助金による増加の反動で前年を下回っております。

6ページをお開きください。生産活動ですが、食料品、化学は横ばいながら、電子部品・デバイスで緩やかに持ち直しつつあるということがあります。

その他の項目の欄の設備投資、企業収益、企業の景況感ですけれども、この資料では、25年4—6月期の調査が記載されておりますけれども、最近、7—9月期の新たな調査の結果が出ておりますので、口頭になりますが御説明いたします。

まず、設備投資の25年度でありますけれども、25年度通期では、製造業は16.0%の、こちらは増加になっております。非製造業は38.9%の減少、全産業では2.1%の増加と、この資料より上向きの見通しとなっております。

企業収益ですけれども、製造業は14.9%の増益、非製造業では5.8%の減益、全体では9.1%の増益見通しとなっております。

企業の景況感ですけれども、現状は製造業、非製造業とも前期に比べ上昇、先行きにつきましても、上昇と見通す企業が多くなっておりません。

以上、総括いたしますと、本県経済も持ち直しの方向にはありますが、全国と比べまして、その動きは緩やかであるというところがございます。

ます。

以上でございます。

○黒木委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

その他の報告事項についての質疑は午後に行いたいと思います。午後は1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時1分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に、その他の報告事項について説明をいただきましたので、質疑を行います。

○井上委員 この香港の訪問団のことについてお尋ねしたいんですけども、これはなかなかいい取り組みであったというふうに思いますし、見る感じとしては本当に県と民間が一緒になってという、こう、オールみやざきみたいな雰囲気で作っておられるのが非常に印象に残りましたので、これは一回こっきりのお話なんですか。それとも、次回、私どもはちょうどそのときの日程が合わなかったもんだから行くことがないかもしれませんが、もし何かの機会がありましたら行きたいなという思いもあるんですけども、この香港訪問団というのを改めてもう一回やられる可能性というものはあるんでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 今後の予定として、まだ具体的なスケジュール、予定等がある現状ではございませんけれども、ただ、今回の訪問団を通じましても、非常にそのプロモーション、知事を初めとするそのトップセールスのこういったプロモーション活動の効果という

のを、手応えを感じる面もございましたので、今後とも、こういった取り組みというのを検討していきたいというふうには考えております。

○井上委員 ぜひ御検討いただきたいと思いません。

それから、YATA百貨店で、社長ですか、お会いになって、そのときにその宮崎の商品についての、日本製品の、日本のものに対するアドバイスなのかどうかわかりませんが、そういうアドバイスがあったというふうに、先ほど御報告がありましたが、中身としてはどのようなことでやったのかはわかりますでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 今回、そのYATA百貨店では、主にカンショを初めとする農産物を中心として売り込み、先方の社長への売り込みだったりとか、一般のお客さんに対するセールスというのを行いました。その中でも、特にカンショの売り上げというのが非常に高く、また、お客さんの関心も非常に高かったというところがございますので、そういった農畜産物について、今後ともしっかりと宮崎との関係を強化していきたいということの趣旨のお話をいただいております。

○井上委員 例えば、台湾だとお漬物とかめちやくちや甘いじゃないですか。そういう具体的なことではなくて、そういう大まかなところのお話だったと理解してよろしいですね。

○日下オールみやざき営業課長 そうですね。その味つけとか、そういった具体的な話というよりは、より広い範囲でのお話をいただいているということでございます。

○井上委員 できたら、やっぱりそういうお話が聞ける方との人的ネットワークを組んでいただくと、私どもとは絶対にこの味つけとか、そういうものの感覚というのが違うので、ぜひそ

ういうのを聞かせていただける方とネットワークがとれば、より一層いいのかなというふうに思いますが、その辺の努力はしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長、続けてもよろしいですか。今回の県議会において、とうとう知事が、非常に意欲的になられたIRのことでちょっとお尋ねしたいんですけども、もう最後には、ちょっともう先回りしちゃおうなみたいな感じの知事の答弁だったんですけども、実際に、セガサミーの社長とそういうお話とかされたことってあるものなんでしょうか。それとも、セガサミーから何かお話、何ていうか、アクセスされたというような経過があるものなんでしょうか。

○孫田観光推進課長 セガサミーとの関係でございますけれども、セガサミーさんはまだ会社としてどういうふうに取り組むか、あるいはカジノをやるやらないといった形を正式に表明されてはいらっしゃいません。現在、私どもと情報交換等をする中でも、そういった、はっきり断定というようなことはされておられません。

○井上委員 国会議員の皆さんに対する社長からのアプローチは大変強力なものがあるというのはいろんな記事にもなってますし、皆さんも御存じのとおりだと思うんですね。もし、そういう事象でもありましたら、そのときはぜひ県議会にもお知らせいただくと、少なくとも、賛成であろうと反対であろうとみんなで議論しなければならない内容でもありますので、ぜひ、それについてお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○孫田観光推進課長 さらに、次のステップに進むとかいうような段階になりましたら、当然、御報告するなりのことをさせていただきたいと

思います。

○井上委員 委員長、続けてよろしいでしょうか。先ほど、地域雇用対策室からいただいた資料は、雇用情勢についてということで、本当に丁寧な資料をいただいております。そしてまた、これが、分析するときにもう本当に、大変に役に立つ資料であるというふうに思いますので、御苦勞には感謝を申し上げたいというふうに思います。

やっぱり雇用は、宮崎県民の、もう本当に、先ほどからこう一つ一つ丁寧に言っていましたとおりに、雇用は大変危機感を持って、私どもは対処しなければならない内容だというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、このデータをもとに何をどんなふうに導き出すのかということのほうが大切なのかなと。どう分析して、さっき室長からのお話というの、それも非常にいい指摘だったというふうに思っていますので、これから先が大切なのかなと思ひます。

そして実際に、今度のフードビジネス雇用創出の関係で言えば、いかに雇用をきちんとつくっていくか。あれは、プロジェクトそのものは雇用という縛りがなければ、単にこう事業の推進みたいな感じのものなんですけども、雇用というところで、少なくとも企業も含めてそうすけれども、ある程度の判断基準というのが、雇用という形での数値という形で判断基準が出てくる可能性というのは、非常にあると思うんですね。また、そこが問われなければいけないと、私は思ひます。ですから、しっかりとこれについては仕上げていく必要があるという、フードビジネスと言えだけの理念も持ってやらなければいけないなと思うんですね。

それで、そういうことを考えますと、企業に

どうアプローチしていくのか、企業の皆さんとどうそこをきちんとコミットできて、きちんとしたものに仕上げていくことができるのかという事は、大変重要だと思うんです。大体、その関連の企業で結構なんですけども、足しげく回りながらと言ったらおかしいんですけども、その皆さんも状況というのを把握するようなことは実際されているものなんでしょうか。それをお聞かせいただきたい。

**○福嶋地域雇用対策室長** フードビジネスの推進に当たっての企業へのアプローチというふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。この事業を推進するに当たっては、推進体制を整える必要があるということで、フードビジネス課のほうで24の産官学金の企業団体等にお声をかけまして、実際はその協議会で動かしていくという形になっております。

この実際の企業へのアプローチなんですけれども、具体的には、先ほど資料の14ページで御説明した中には企業負担を伴うものがございまして、具体的には(2)の①、②、③、④、こういったところは企業の2割負担というのが想定されております。この事業を実施するに当たっては、近日中に予算が通りましたら公募をかねて、参加する企業さんを募る予定であるというふうに聞いております。また、それに当たっては事前に、こういう事業があるのでぜひ検討してほしいということで、企業さんのほうにも事あるごとに、団体等を通じて、業界等を通じてお話をしていると伺っております。

**○井上委員** できるだけ企業さんを足しげく、何ていうんですか、こちら側が営業マンになって聞くとか、そういう場所をぜひ持っていただけるといいなというふうに、これは希望しておきたいと思います。

それともう一つは、農政のほうで商品をつくって、いろんなものが、それが具体的な形の商品化をされて、そして今度は、販売するときの商品になっていくときのことも含めて、このフードビジネスの雇用創出の関連事業として考えるべきだと思うんですよね。

例えば、先日、元県議会議員の方が平兵衛酢をつくっておられて、それを販売に来てくださって、私どもも、私にはたくさん買えということだったのでがばっと買わしていただいたんですが、そのときに、とてもいい平兵衛酢なんだけれども、ただ、網に入ってるだけだと贈答品にならないって、これはたまたまそのときの例だけですけれど。だから、今後はその箱はどうするのか、そのパッケージはどうするのか、ネーミングは、まあ、平兵衛酢は平兵衛酢でいいんですけど、ネーミングはどうするのか。今回、蓬原議員が方言の問題を出しておられましたが、商品化するとき、キャッチフレーズとして宮崎を想定するような言葉で何か商品化していったらどうかみたいなことの提案もありましたが、ああいうことも含めてトータルで考えていかないと。少なくとも、でき上がった商品だけの話だけだとちょっとこれは、先細りと言ったらおかしいんですけど、それで終わりかなと。少なくともそれにつける商標の、何ていうんですか、タグはどうすんだとか、箱はどうするのとか、それが県内企業全体でできればいいなというふうに思うわけですよ。だから、そこまできちんと仕上げることができる、売れる商品としてそこまで仕上げることができるかどうか、その体制をチェックできる場所はどこなのか、そこがちょっと知りたいところなんですけれど、それはどうなってますでしょうか。

**○日下オールみやざき営業課長** おっしゃると

おり、そういったマーケットインというか、実際の市場で売れるようなパッケージだとか、ネーミング、そういったものも含めた商品化というのは、おっしゃるとおり、大変重要だというふうに思っていて、そういった面で例えば県で運営している、KONNEとか、そういったところで実際に試験販売をして、そこでの動向を踏まえて商品開発をしてもらう。

また、今年度から販路開拓コーディネーターというのを新たに県のほうで設けてまして、実際に、向こう側のマーケット側、首都圏のマーケット側の、例えば小売店だとか百貨店だとか、そういったところに回って、そういったところのいろいろな情報を仕入れて、それをまた県内企業にフィードバックする、そういった取り組みもやっておりますので、ぜひ総動員して、総合的に取り組むことによって、おっしゃるような形に進めていきたいというふうに考えています。

**○井上委員** さきの香港の訪問団の方の中で、百貨店に行かれたときに、改めて日本の商品がこれだけ入ってるのかと言って驚かれたと、お酒だとか焼酎だとかずらっと並んで。その中で手を伸ばしたくなるということが大事だと思うんですよね。だから、いわゆる、そこで選んでいただける、そして買っていただける商品にならなければだめだということなので、パッケージまで入れてうちのものだと、宮崎のものだというふうにしていくという努力が本当に——そして、そこにこそ、また改めて雇用も生まれていくのではないかとというふうに思っています。

ですから、今回の雇用創出プロジェクトのいいところは、雇用という、その数をしっかりと図りつつ、そのハードルをきちんと超えないものについては、それは、このプロジェクトの中で仕事をするチームにはなれてないみたいな感

覚も、私は持っているところです。ですから、これに期待すると同時に、そういう意味での商工観光労働部の積極的な取り組みの仕方というのをぜひお願いしたいと思いますけど、その決意について、部長にお尋ねしたい。

**○茂商工観光労働部長** 井上委員のおっしゃることは、全くごもつともなことだと思っていて、やはりいい商品をつくって、それにいかにかいいパッケージをするか、そしてどういうネーミングにするかという、やはり全てがそろわないと売れる商品というのはなかなかできないだろうというふうに思っています。

私は、香港に行きまして思ったのは、まず最初に驚いたのは、カンショが確かに売れてます。山積みされてるんですが、そのカンショというのは非常に小さい、SサイズあるいはSSサイズといいまして、もう、五、六センチぐらいです、ね、長さが。そのぐらいのを10個ぐらいこう袋に詰めて、それが大体、二、三百円ぐらいで売られてました。

これは、いろいろ聞いてみると、やはり日本では、はっきり言ってそれは食べてないと思います、その小さいのは。日本で使っていないものを香港のバイヤーの方が試しに紹介を試してみたところ非常に売れたと。なぜかといいますと、向こうでは自分で料理をする習慣が余りないそうでした、ですから簡単に料理ができて、要するに、小さいものは短時間でふかすことができる。そして、おやつ感覚で食べるということ非常に売れてるということでした。

全体に、東南アジアはマンションが多くて、何というか、自分とこに台所がないというところも多いらしくて、そういうことで、結局、自分とこで料理はしない、そして、外食産業が発達する。そして、みんなが外食するから料金も

下がるというふうなことで、外食の方が非常に多いということでした。

そういうことで、一つはそういうふうなことがマーケットインであって、先ほど井上委員が言われたように、そういう話を聞かないといけないということで、まさにそういうことが、私が実際に行ってみて実感をしたところですから、先ほど、これからどうするんだという話もありましたけど、なるべくそういう機会をつくって、皆さんに実際に体験していただくようにできたらというふうに思っております。商工観光労働部で全力を挙げて頑張りたいと思います。

**○井上委員** 本当に、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。実は、台湾に行ってみると、台湾は絶対にお料理されないんですね。もう台所は潰して本棚にしまって、もう、できたらお茶をちょっと、お湯をちょっと沸かすぐらいの程度で、朝食から何から外食なんですよ。その習慣があるのとないのでは提供の仕方というのは物すごく違うと思うんで、それを知ってるか知らないかというのは大変大きいことだと思っています。これからの商工観光労働部の活躍を期待したいと思います。

以上です。

**○外山委員** 同じくフードビジネスについてお尋ねしたいんですが、この14ページの、さっき説明聞きましたね。フードビジネス推進課でやる事業と傍線が振ってないのはほかの部ということなんでしょう。しかし、一つの事業やる時に、部がまちまちで縦割りでいったら効率は非常に悪いと思う。

例えば、この(1)のみやざきフードビジネス推進体制整備事業の中で、アドバイザー等の人材確保というのは、この①のみやざきフードビジネス構想推進事業の中に、当然ここに人材

育成も入ってきますよね。

それから、②の加工業務用の農水産物拡大プロジェクト、これは⑥の製造技術強化事業等々にも入ってくると思うんですよ。何でこの事業を1カ所にまとめて推進せずに、部を分けて事業をやっていくことになったんですか。

**○福嶋地域雇用対策室長** 今、14ページの資料で事業ごとにお示しをしておりますけれども、これは、県庁全体で取り組むこの補助事業の内容を挙げたものでありまして、フードビジネスの構想自体は10のプロジェクトに分かれていて、それぞれ分野横断的にやっているところです。

この補助事業につきましても、(1)にありますような構想事業の中では、全体のコーディネートを統括マネジャーのような方を招聘するという内容が含まれておりまして、そういった方々を中心に、県庁全体で横断的に取り組んでいくという体制をとると聞いております。

**○外山委員** もうこれは部長に聞いたほうがいいのか。ほかの部にまたがる事業もあるわけでしょう。今の説明だとフードビジネスのプロジェクトとして全庁的に取り組んでいくということは、どこにそういうプロジェクトをつくって、そのリーダーシップはどこがとっていくようになるんですか。

**○茂商工観光労働部長** プロジェクトチームは、焼酎とかいろんな品目を中心にして、10のプロジェクトチームをつくってまして、それを全庁的に取り組んでいるわけですが、全体的な取りまとめというのは総合政策部で行ってまして、例えば当局であれば、焼酎関係は当局の担当課長がリーダーとして全体を取りまとめるという形にはしてるんです。その10のプロジェクトの全体の取りまとめというのは総合政策部で行うというふうに整理してあります。



○外山委員 ということは、総合政策のところ  
が、指揮官というか、そこから指示が来るとい  
うことですか。この商工のほうにも指示が来る、  
こういうことをやっていこうよということにな  
るわけ。

○茂商工観光労働部長 指示といいますか、そ  
れぞれの取り組みは各部で必要な取り組みとい  
うのがありますから、それをやりつつも、いろ  
んな調整とか、そごが出ないようにとか、タイ  
ミングの問題とか、そういうことについては総  
合政策で全体を取りまとめる、調整をしていく  
ということでございます。

○外山委員 これは、商工部長に言ってもしよ  
うがないかもわからんけど、だったら、総合政  
策部の中にフードビジネスを含めたプロジェクト  
をつくって、一つの部でやっていったほうが  
効率がいいと思うんですよね。ここは違う部で  
しょう、ここは、商工。だから、縦割りの弊害  
ちゅうか、これに関係あるのはここでというこ  
とになって、非常に、効果が出てこないと思う。  
部を分けているとね。指示命令系統が違うわけ  
でしょう。だから、今からでもいいから、少し  
そこ辺の組織を総合政策部と協議されて。今か  
ら具体的に入って行くわけだから、一つ組織を、  
一つの流れを、できるような形で。私はこれで  
いいと思わないから、協議をして、全庁的にし  
てもらって、組み立てを再度してもらいたいな  
と思うんですけど、どうでしょう。

○茂商工観光労働部長 組織のことについて、  
私が責任を持った回答はなかなか難しいんです  
けど、確かに、おっしゃるような危惧はあるだ  
ろうと思います。それで、とりあえず今年度は  
こういう形で今やってますけれども、これにつ  
いては、これからいろんな組織、来年度以降の  
組織についての検討に入っていきますから、そ

のときにやっぱり材料の一つになっていくだろ  
うと思います。

ですから、この辺についてはそれぞれでやは  
りいろんな、課題とか、反省点とか、そうい  
うのを出し合って、どういう形がいいのかとい  
うことをやはりこれから議論していく必要がある  
と思います。そのあたりについて、私からも問  
題提起をしたいと思います。

○外山委員 ことはということじゃなくて、  
ことしからそういう体制に。でないと、行く方  
向が全然違ったりなんかしたらもったいないで  
しょう。

まあ、ここの担当ということだから、もう1  
点聞きますが、焼酎取引拡大プロジェクト事業、  
これは具体的に何をしようとするんですか。

○日下オールみやざき営業課長 焼酎の取引の  
拡大プロジェクト事業として、大きく分けます  
と2つテーマがございまして、一つがその販路  
拡大ということで、なかなか、特に若年層を中  
心に、焼酎、お酒離れというのが進んできて  
いる中で、何とかその販路をふやしていこうとい  
うのが一つでございます。

もう一つが、これはなかなか、一朝一夕には  
解決しがたい部分ではあるんですけれども、生  
産の部分でございまして、例えば芋だとか米だ  
とか、その辺が現在のその焼酎の生産に当たっ  
て十分な量ができてくるのかと、その辺を検証し  
ながら、生産面での量の確保、こういったこと  
をやるというのが2つ目という、この2つの主  
なテーマをこのプロジェクトの中では行ってい  
こうというふうに考えております。

○外山委員 芋等の生産の拡大というのは、そ  
れはわかりますが、これは農政が中心になっ  
てやるべきで、販売につながるからという意味  
ではわかりますよ。それと、最初に言われた、販

路拡大に取り組むと、じゃ、行政として何ができるのかね。今まで、焼酎のメーカーはお互いにしのぎを削って競争をしながら、全国にやと伸ばしていったわけでしょう。だから、そこで販路拡大……。だって、行政ができる、どうかの銘柄を一生懸命売るわけにいかないでしょう。だから、焼酎の販路拡大というのは、これは業界とちょっと相談されましたか、具体的に。

**○日下オールみやざき営業課長** はい。このプロジェクトを進めるに当たっては、各社、何社か、実際に訪問をしてお話を伺うとともに、全社に対して、アンケート調査というか、そういったものを行いながら、今、ちょうど進めているところでございます。

おっしゃるとおり、行政は何を行うのかというところで、大きな企業につきましては、営業活動も熱心に既に行われて、独自の営業網とかも持って、大分進まれているという状況でございます。

一方で、特に中小のこの焼酎メーカーにおいては、その辺の営業を含めた体制だとか、そういったものも十分でないという現状もございまずので、例えば、県が首都圏等でフェアなどを開催して、そこに県内の中小の焼酎メーカーも含めて出展をしてもらって、そういったとこで販路拡大をする。また、そこでいろいろなお客さんからの情報をもらって、それを各中小企業の商品開発にも生かしてもらおう。そういったことをやることによって、全体の底上げを図っていこうというのを、今後は進めていきたいというふうに思っています。

**○外山委員** 業界のいろんな考えを聞きますと、今まで県は何もやってくれなかったと、バックアップね。ようやく、ここに来てバックアップしましょうという機運が出てきたちゅうのは、

大変いいことだと思うんですね。後は、企業間の格差があるし、やり方も違いますから、業界とじっくり話をして、効果のあるような行政のやり方、これを構築してやってください。でないと、ひとりよがりになってしまうおそれがありますよね。よろしく願いしておきます。

**○押川委員** 私も、香港訪問団の一員として議会のほうから出席させていただきました。今の井上委員のほうからもありましたけども、今回ちょっと残念だったなと思うのが、経済連が昨年、香港のほうに事務所を出してるんですけども、経済連事務所の見学なり、あるいは向こうの状況というのが、全く交流の中では話がなかったんですよ。今回、せっかく行くのに、経済連の事務所とのそういうアポも何もなかったし……。農業団体は説明なり、いろんなものをやったりやったというふうに聞いたんですよ。だから、なぜ今回そういう経済連との連携がなかったのか。

そして、YATA百貨店に行ったときにも売り場が本当にちっちゃいんですね。で、ちっちゃい中に、先ほど部長が言われたように、大束のカライモあたりの、ちっちゃい、もうはっきり言って、こちらで言えばもう廃棄するようなものが並べてあったということで、本県産は本当に少なかったなと思うんですね。せっかく事務所を掲げるのに、1年前から事務所を出してる経済連あたりとの連携、今後はどのようにこの宮崎の県の事務所との連携あたりはやっていこうとされてるのか、考え方があればちょっと聞かせてください。

それと、なぜ今回、そういう経済連あたりとの、事務所との交流がなかったのかということもちょっと聞かせてください。

**○日下オールみやざき営業課長** おっしゃると

おり、行程においては、経済、農業関係の方々  
と別の行程になっておりまして、今回、委員も  
初めてとして、議員の皆様におかれても、その  
例えばJAの香港の事務所を訪問するといった  
行程にはなっていなかったというのは御指摘の  
とおりでございます。その辺の行程等の実際につ  
きましては、例えば、事務所の規模とか、な  
かなか人数が多く入らないとかいう状況なども  
踏まえて、今回につきましては、ちょっと別の  
行程になってしまったという実情がございます。

ただ、例えば、JAとの連携と、先ほど御指  
摘いただいた、そのJAと県香港事務所の連携  
という点につきましては、しっかりやってい  
かないといけないと思っております。今回、実  
際に香港で開きましたPRレセプションにつ  
きましても、まさにそのJAの経済連と県で一  
緒になってこの企画をして、実際の運営も行った  
ということでございます。

また、今後、販路拡大に当たっても、特にそ  
の宮崎牛とかであるとか、その辺の販路開拓を  
図っていくに当たっては、経済連の事務所と香  
港事務所ですっきりと一緒になって営業活動  
をしていく、こういったことをしっかりやっ  
ていきたいというふうに思っています。

**○押川委員** ありがとうございます。この間の  
研修の中で、例えば、向こうに合弁会社をつ  
くるなり、あるいは何かの物をつくらないと、中  
国本土あたりにはなかなか現状では入ってい  
かないということでしたよね。そこらあたりの取  
り組みあたりは、今後はどのような形の中  
で——県の行かれた各団体の皆さん方との連携  
の中で、どう今後、県としては取り組みなりを  
しながら、販路の拡大あたりに持っていくのか  
というところまで、もう議論はされてるん  
でしょうか。

**○日下オールみやざき営業課長** とにかく、販  
路拡大を図るためには、とにかく人的なネット  
ワークをしっかりとつくっていくことが何よ  
りも大事だと思っております。したがいま  
して、向こう側の輸入業者であったり、小  
売店であったり、飲食店だったり、そうい  
ったところをその事務所、もちろん経済  
連も一緒になりながら、しっかり足しげく  
通って訪問をしていく、そういったこと  
が何よりも大事だというふうに思ってい  
ます。

**○押川委員** そこあたりをしっかりとや  
っていただいて、せっかくその香港事務  
所の開設ができたわけでありまして、こ  
れを最大限に生かしていただいて、この  
アジア戦略をぜひ頑張りたいと思ってい  
ます。

それから、EGLツアーズ訪問ですか、袁  
社長とのこの「みやざき大使」委嘱も、本  
当にすばらしかったなというふうに印象  
としては持っております。先ほどありま  
したとおり、12月にはチャーター便を  
飛ばしたいということですが、今の県の  
取り組みあたり、そこに対するどのよ  
うなものがあるのか、ちょっと、あれ  
ばお聞かせください。

**○孫田観光推進課長** EGL社さんは、香  
港において、日本に最も多くのお客  
様を毎年送り込んでいる大手の旅行会  
社さんになっております。毎年各地で  
チャーター便等を設定して、3,000  
人なり4,000人なりといったお客  
様を日本に送り込んでいただいております。  
ことしも鹿児島空港を利用したチャ  
ーター便を7月から8月にかけて16  
回、飛ばしていただいております。

この16回の鹿児島イン・アウトなん  
ですが、南九州対象ということで、当  
然、訪問先には宮崎も入れていただ  
いてるというふうになってお

ります。ですが、鹿児島だけでなく、宮崎イン・アウトをぜひ設定していただきたいということで、今、お願いをいたしているところで、先日の訪問の際にやっていただけそうな返事をいただきましたので、大変喜んでいるところでございます。

今後ともやりたいなど、あるいは知事の前ではもう少し強めの言い方を、社長はされたと思うんですが、これがぜひ実現できますように、今後ともEGLさんと連携をとといいますか、連絡を絶やさずに、働きかけを強めていきたいというふうに考えております。

**○押川委員** ぜひこの、鹿児島はイン・アウトですから、宮崎に半分でも——まあ、袁社長は17回か18回ぐらい宮崎に飛ばしたいという、前向きなそういう話もいただいたんですけど、それは別としても、やはりこの半分でも、本県にやっぱりイン・アウトしてもらおうような取り組みを考えていってもらわないと困るというふうに思いますので、ぜひこれは真剣にやってください。でない、と、せっかくのこの香港事務所開設あたりが生きてこないというふうに考えますから、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、マカオのカジノに行かさせていただきました。今回の代表あるいは一般質問でも、カジノについてのそれぞれの御意見が出たところでもありますけども、知事の答弁、代表、一般、それぞれ、軸足をどうなのだというような文言もある中で、昨日あたり、ちょっと前向きなお話もあったということで、皆さん方の部としては、今回のこのカジノを見学された中でどう感じておられるのか、部長のほうからでもちょっと、考え方を聞きたいと思います。そして、知事だけじゃなくて、どういう取り組みをすれば、それが可能になるような方向のものもあるのか、

帰られてそこらあたりの議論をされていらっしやれば、お聞きをしたいと思います。

**○茂商工観光労働部長** カジノにつきましては、本会議でもいろいろ議論があったわけですが、知事も答弁しましたけど、ギャンブル依存症とか、治安の問題とか、青少年に対する影響とか、いろんな課題も懸念をされてはいるけれども、一方では、非常に大きな集客力とか、経済、雇用、観光面での効果も期待できるというふうに思っております。

現在、いわゆる賭博罪ということで、カジノについては禁止されてるわけですが、今、超党派の国会議員で構成されます議員連盟による統合型リゾートについての法案提出が予想されるということで、具体的な動きも出てきつつあるというところで、現在、非常に興味とか関心を持って、その動向を見ているという状況でございます。

県といたしましては、引き続き、情報収集を行いながら、今後の展開も含めた検討を進めていきたいというふうに考えています。

それとあと、国においてカジノに対する考え方ですとか、課題等に対する法制度化に向けた方針が明確にされれば、これから県議会の皆様、それから関係団体を初め、県民の皆様方と幅広い意見交換をさせていただきながら、さらに議論を深めていきたいというふうに考えております。

**○押川委員** 宮崎県をこう考えたときに、先ほどから出てますとおり、この観光にしても何にしても、ややもう減少気味という中で、先ほど話が出ましたけども、セガサミーの里見会長あたりとも、十分そういう会合ができるような体制の中で、本県にどういう形であれば、これが可能になるかということ考えたときには、東

京とか、大阪とか、名古屋とか、福岡とか、もう大都市には何もしなくても人というのは、いろんな環境の中で集まると言うんですよ。九州を考えたときに、やはり今は長崎あたりが一步も二歩も先に走ってるという話も、我々は聞くわけでありまして、本県もやはりシーガイアを核として統合型で持っていけば、できないことはないと思うんです。

ただ、情報を集めると、今後はやはり宮崎あたりの人口が少ないところにどういう形でそういったものをつくってくれば人が来るかということで、これは隔離の中でできるということになれば、安全性から何かから言っても、よそに引けをとるところはそんなにないと思いますので、やはり空港を利用する中で、このカジノというものに対してやはり夢を持って、あるいはその夢の実現に向かってどうやって取り組んでいくかということが、これはもう大事だと思います。

だから、商工観光労働部じゃなくて、これはやっぱり県を挙げて、どういう形の中でまとめ方をしていけば、そういう可能性が近づくのかということ、ぜひ、これはもう早急にやってほしいと思います。

それと、今回のこの香港訪問団、この反省会に出席された各団体のそういう方々との反省会なり意見交換会という計画があるんでしょうか、ないんでしょうか。できれば、この香港をターゲットとしたそういう売り込みと、このカジノを含んだ、いろんな意見を我々も聞きましたから、この行かれた代表の方々はいろんな思いを持って今回調査なり、その研修をされたと思いますので、これはぜひ部長、音頭をとっていただいて、早急に、私はやっぱりこういったものを、意見交換会をしてほしい。

そして、先ほどありましたとおり、この訪問を年にやっぱり何回か、そういう繰り返しをしながら足を運んでいかないと。1年に1回ぐらい行ったところでこれは人脈ができるもんじゃないと思います、1人、2人はできても。だから、やっぱりこういう団体の方々が行って交流をされる、そして、団体から今度は飛行機を使ってチャーターを出したり、幾つかの団体が一緒になって、年間に何本かのやっぱりそういう、研修あたりを組んでもらうとか、何かそういう、新たなものをしかけていかないと。もう待ってたらなかなか来ないと思いますので、ぜひそれはお願いをしたいと思いますけども、部長、どうでしょうか。

**○茂商工観光労働部長** 今回の香港訪問についてのその反省会をするかどうかということは、現在まだ、正直言って検討しておりませんが、やはりいろんな形での意見交換ですね、この前の訪問を含めて、意見交換なりしていくことは必要だと思っておりますし、なるべくそういう機会を設けていこうにしたいと思います。

それから、人脈づくりというお話がありました。これについては本会議でも大分御指摘いただきましたけど、確かに、繰り返し繰り返し足を運んで交流をし、意見交換をしていくということ、お互いの信頼関係を築いていくことがやはり大事だろうというふうに思っておりますので、これも引き続き努力したいと思います。

それとあと、カジノのお話がありましたけど、私もシンガポールのカジノ、IRの見学をさせてもらいましたが、いろいろ聞いてみますと、シンガポールも昔から一応観光地でももちろんあるわけですが、ここ10年ぐらい観光客がずっと減ってきてたという非常に危機感がある中で、カジノをつくるかどうかという議論が随分あつ

たそうです。それについて、やはり国を二分するような、賛成、反対の議論があったようですが、結局、やはりこのままじゃだめだということで、いろんな議論をした挙句、いわゆるカジノを含む統合型リゾート施設、IRというものを誘致しようということになったそうです、国を挙げてですね。

そのときに、やはりいろんな、その依存症の問題とか、青少年に与える影響とか、そういうことに、課題についてどうやって克服していくかということで、かなりいろんな議論が行われ、そしてそれを審査する審査会とか意見交換を行って——そして、知事も答弁しましたが、ギャンブル依存症の方については、そういうふうに認められた方についてはもう入場できないようにするという、そういうような施策をとりつつ、導入してきたという経緯があるそうです。

ですからこれも、だからシンガポールについても、みんながそれ行けどんどんでやったわけではなくて、やっぱりいろんな課題も指摘されつつ取り組んできたというのが実情だと思います。私の感想でございますが。

**○押川委員** ありがとうございます。もろもろの問題について、ぜひ前向きな形の中でのいろんな協議をお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、フードビジネスでありますけども、いろいろ御意見が出ておりますけども、やはり新しい雇用あるいはその販路拡大あたりに向けて、これは本県の今回のもう目玉だろうというふうを考えておりますから、ぜひ皆さん方で頑張ってほしいと思えます。もちろん、部局横断の中での連携の中で、できるだけいいものをお願いをしておきたいと思えますが。

14ページの3のみやざきフードビジネス就職

支援事業、この内容について、若年求職者に知識・技能の習得支援、就業体験等ということで920万円でありますけども、もう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

**○福嶋地域雇用対策室長** 求職者支援事業についてですけれども、中は大きく2つございます。一つは、技術等の研修ということで、フードビジネスセミナーを開催したいと考えております。初年度ですので、フードビジネスに関する基礎知識ですとか、販売、マーケティングに関する講習会の開催ということで一つは考えております。

それと、フードビジネスコーディネーター基礎養成講座ということで、フードビジネスに関する、食文化とか流通、商品開発といったような、20時間ほどの講座があるんですけども、こちらのほうに20名の2回という形で募集を行って講座を開くというのが一つ。

それと、フードビジネスのマッチング支援事業ということで、実際にそういった講習会を受けた方ですとか、フード関係の企業に就職をしたいと望んでいらっしゃる方の基礎的な知識の習得の後、バスツアーを組みまして、実際に採用を予定している企業さんに行きまして、そこで実際の仕事を体験していただくというようなことを考えております。

以上です。

**○押川委員** フードビジネス関連企業というのは、大体、どのぐらいを想定されていらっしゃるのでしょうか。

**○福嶋地域雇用対策室長** まだ具体的に当たったわけではないのですが、裾野が広いものですから、製造業を中心に、食品関連産業ということで、恐らく拾えば100社以上はあろうかと思えます。ただ、実際に採用を予定している

ところをその中から選んでいきたいと思っておりますので、実際には、このバスツアーでめぐるのは10社とか、その程度になるのではないかとこのように考えております。

○押川委員 技術、研修、販路、流通関係で、この920万円という使い道というのはどういう使い道になるのでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 最初に説明しましたセミナーの開催で57万円、それと、基礎養成講座の開催で215万円、回数がそれぞれ3回、2回とございまして、これらのPR経費等に加え、それらを合計すると748万円。それと、先ほどのバスツアーのマッチング事業なんですけれども、こちらが172万円ということで、合計で920万円という計画でございます。

○押川委員 はい、わかりました。せっかくの若年求職者のこの事業でありますから、この事業がしっかりした中での、成果が上がるような形の中で頑張っていたきたいと思えます。ありがとうございました。

○河野委員 私は香港に行けなかったんですけど、ちょっと何点か。

まず、公費を使って動いたものと思うんですが、これの報告を受けたときは150名の参加を公募も兼ねて行うというふうにされてたと思うんです。ここにある115名の参加というのは。

○日下オールみやざき営業課長 115名とこちらに書かせていただいておりますのは、一般のお客さんを含まない数字でございます。こちらに書いてありますような、今回は訪問団として参加をしていただいた方の人数が115名ということで、そのほか、一般のお客様、旅行会社のほうで、いわゆる通常の旅行と同じような形で募集をした方々が別途いらっしゃるということでございます。

○河野委員 参加者の中に、民間企業ってございますが、何社ほどでどういうジャンルの方々が。

○日下オールみやざき営業課長 今回、民間企業で参加していただいた方の中には、例えば旅行関係であるとか、それからいわゆる商社の関係、それから銀行などの金融機関、それからいわゆる食品関係の会社であるとか、そういった会社の方がいらっしゃいます。数字は何社かという数字につきましては、ちょっと、しばらくお待ちいただければと思います。

○河野委員 これに関してのいろいろなニュースとか声とかお聞きすると、宮崎、ちょっと遅いんじゃないかという御意見の中で、やっぱり海外進出を学びたいとか、ノウハウを学びたいとかいう中小企業の方々の声ってあったと思うんです。

先ほども押川委員のほうからありましたけど、この訪問を受けて、ちょっと今までの報告を見たら、定例記者会見での知事の報告と、あとはブログ関係しか見当たらないんですけど、何かこう県民に向けてというんでしょうか、こういう中小企業の海外進出等を考えてる方々に向けてとか、そういう何か報告とか、そういう考えはないんでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 現段階では、そういった形での報告というのは、予定はしているところではございません。

○河野委員 本当にビジネスチャンス、小さいながらも海外へって考えていらっしゃる方って結構宮崎もいらっしゃるようにお聞きしていますので、ぜひこの報告といいましょうか、どういう形になるかはわかりませんがお願いしたいなと思います。

以上です。

**○日下オールみやざき営業課長** おっしゃるとおり、現地でのいろいろな状況であるとか、そういうことを県内のいろいろな企業に知ってもらって、今後の取り組みにこう生かしてもらおうということは大変重要だと思っておりますので、今後ともそういった、いろんな企業としっかり意見交換をしながら、そういった部分というのを、共有を図っていききたいというふうに思います。

**○清山副委員長** 濟いません。質問がなかったので、この記紀編さんについてお伺いさせていただきたいんですけども。去年の1300年が終わっても、ちょっと注目が、関心が低くなってきたかもしれないんですけど、引き続き、頑張っていたいただきたいなと思います。

ソフト事業が多いんですけども、私も個人的に前から申し上げてきてるんですけども、県内の古事記や日本書紀にかかわる史跡とか、いろいろあると思うんです。例えば、美々津だったり高原だったり、宮崎で言えば、下北方周辺だったり、あとは、神代三代の御陵というのが、鹿児島県に正式には決まってますけど、陵墓参考地として県内にも3カ所あります。本当にそういうところを、もうちょっと皆さんが気づいていかれるように、また、わかりやすく明示するような形での県内の整備なんかもぜひしていただけないもんかなと、前々から思うんですが、いかがでしょうか。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 副委員長がおっしゃるとおりでございまして、やはりなかなか、この素材からして目に見えにくいものですから、やはりその姿・形として見える史跡、こういったものをしっかりこう、まずは地元の人たちに気づいてもらう必要があるかなという気がしております。

例えば、きょう御紹介した中でも、河瀬直美さんのネット配信を始めますと言っておりますけども——ここでも今回、高原で狭野神社、その他のところのロケもしてもらったんですが、地元のいろんな保存会の方々も、改めてこれを機に考えるところがあるというところで、本格的な整備ということではないんですけども、いろんな、やっぱり気づきの中からやっていきたいというようなことをおっしゃってました。あるいは日向もそうです。それから、延岡、高千穂、日南、いろんなところでいろんな動きが、史跡に対する注目というところは出てきておりますので、今後、そういうハード面での取り組みというものはどういったことができるのか、市町村とも十分相談して取り組んでいきたいなと思います。

**○清山副委員長** そうですね。本当、平和台の中にも神話のレリーフがあったりしますし、陵墓参考地も形としてそこにあるもんですから、もうちょっとわかりやすく、我々県民もかなり知らないと思うので、知らせるような取り組みをして、知らせるといふか、その整備も含めてぜひお願いしたいと思います。

**○日下オールみやざき営業課長** 先ほど御質問いただきました民間企業の訪問団のメンバーの数でございますが、会社としては、民間企業につきましては22社、マスコミを除いて22社でございます。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** ないようでしたら質疑を終わります。その他、何かありませんか。

**○中野委員** 今までの質疑とかぶるところがあるかもしれませんが、まず1点目ですが、県内経



済の状況あるいは雇用の情勢ということで資料をいただきました。本来、この委員会というのは、やはりこういう部類のものを四半期ごとには出していただいて説明をしていただきたいなと、こう思うんです。日ごろ新聞を読んどきゃあ、あるいはインターネットにアクセスすればわかるんだがということかもしれませんけれども、できたら、県自体の四半期ごとのその対応とか分析とか、そういうコメントも含めて説明をしていただくと。それが、我々、商工観光労働部の本来の姿ではなかろうかなと、こう思います。そういうことですので、これから先も大いにこういうことをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○田中商工政策課長** 委員がおっしゃるようなことも非常に大事でございますので、対応について検討させていただきたいと思えます。

**○中野委員** 次の、カジノ誘致についてですが、既にこれはもうきょうも質問が出ましたし、この前の代表質問なり一般質問でも何人か出されました。知事の答弁を聞いておって慎重発言が多かったという言い方がありました。私は、知事の発言を聞いておって、知事は賛成しかねる方向の対応だなと、このように思っておりましたが、17日の十屋議員の質問に対して前向き、自分でも「前向き」という言葉を使われて発言をされました。

それで、そのことは知事の「翻意」ではないのかを部長に確認。

**○茂商工観光労働部長** 私、知事じゃないものですから、なかなか知事の本意というのを、私がというのもどうかと思うんですけれども……。ちょっとくどいようですけど、県としては引き続き情報収集を行いながら、今後の展開も含めた検討を進めていくということでございまして、

知事からも、国とか他県の動向に関する情報収集ですとか、今後の展開も含めた検討をするようにという指示が出てますので、部としてもしっかりとそれを受けて対応していきたいというふうに思ってます。

**○中野委員** それから、先ほど部長もこの答弁をされましたが、国会で今、超党派で法案の提出をしたいと、こう動きがありますよね。早ければ、今度の通常国会にもというような新聞もありましたが、仮にこの法案が可決した場合、通った場合には、やはりこのわざわざ誘致運動というものをせなけりゃならないのかどうか、I Rなんかをやりたいと言えやれるのかどうか、その辺はどうなんですか。

**○茂商工観光労働部長** そのあたりを含めて、現在、まだわかっておりませんので、その法律の内容次第だと思ってます。やはり自治体が手を挙げてやるものなのか、あるいは逆に、国からその場所指定があるのかを含めて、全くその内容がわからないもんですから、その状況次第で対応しなきゃいけないかなというふうに思ってます。

**○中野委員** そのことで、さっき言った、知事の本意がどこにあるかというのがわかると思うんですよね。法律できちんと、いつでもどこでもできるんだとなれば、I Rをきちんとやりたいと言えやれる話ですから。そのことと今、一生懸命にこのカジノ誘致を取り上げていることとの実際の、何ていうんですか、僕はちょっと見えにくいもんですから、その辺のことを聞いたところ。要は、法律の中身にどう書かれるかということを見ないとわからないということですね。そのことはわかりました。

次に、国民文化祭のことでお尋ねしたいと思います。

主管部課ではないかもしれませんが、特に、これについては、記紀編さん1300年ということから国民文化祭を誘致したいということで取り組まれておりますよね。これは、実際に誘致する年、月というのはいつになるのか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 まだ具体的にいつというふうに、その開催が決定してる、内示があってるわけでもないというのが実情であります。現実的に、ことしに入りまして、知事が文化庁のほうに、平成32年度の本県開催誘致の要望をしたというところでございまして、現時点でまだ、内定も何も無いというようなところでございます。

○中野委員 実際は、平成32年度を要望されたということは聞いておりましたから、平成32年度かなと思いました。それが何月かですよ。この平成32年度というのは、いわゆるオリンピックの開催の年ですよ。2020年というのは平成32年ですから7年後、このときにするというのが、どうもそれでいいのかなという気がしてならんわけですよ。

知事もこのオリンピックに対して合宿等の誘致について、自分で何かこのタイトルみたいなことも何とかおもてなしと言われるぐらい、誘致に一生懸命取り組みたいと。また、宮崎県としては、中央だけがどんどん行かれては困るから、そういう合宿を含めてせんにゃいかんと思っておりますよね。

また、昭和39年のときには、聖火のスタートが宮崎県でしたよね。あれは、鹿児島県と宮崎県と、北は北海道からスタートして国立競技場に、坂井さんという方でしたか、あの方の点火でオリンピック始まったんだから。今度のそういうことも一生懸命せんにゃいかんし、あるいはまたハード面から、あるいはソフト面から、

そういう取り組みについて一生懸命に取り組まないかんときに、果たしてこの国民文化祭が、32年度に開催して、これは、ただ、古事記1300年あるいは日本書紀の1300年、あわせてやればいいという問題やなくて、要は、全国から多くの人を宮崎県に来てもらいたいということで、こういう、なかなか人気の悪い国民文化祭を誘致したいということで取り組まれているわけですよ。いかなもんかなという気がして、できたらうんと前倒しにするかですよ。まだ、年度がかなりあいてますよね、これの開催年は。何かそういう、平成32年にはかぶらないほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 御指摘のとおりでございまして、国民文化祭につきましては、今年度が山梨県、来年度が秋田県、そして、平成27年度、再来年が鹿児島県、ここの開催までが決まっておる状況でございまして、28年度以降は決まっておられませんし、まだ手を挙げてらっしゃるところもどうもないというふうには伺ってます。

それで、私も直接の所管をしておりませんので、詳しいことまではちょっと把握し切れてないところもありますが、文化庁におきましても、あり方の検討委員会をされてるというふうには伺ってます。つまり、それは平成32年度ということのみならず、今後のあり様を含めて検討なさってるというふうには伺っておりますし、中野委員の御指摘は、私どもも確かに、そういう問題意識を持ってこの問題を考えないといけないというふうに考えておりますので、また所管部局のほうにもお伝えをしたいと思います。

○中野委員 オリンピックは、平成32年の7月24日から開会するんでしょう。それから、その年

はお隣の鹿児島県が国体を開催しますよね。国体があるのは大体今ごろですから、恐らく9月の末から10月にかけてやられると思うんですよ。だから、そういうイベントが、隣でも国体がある、そこへ宮崎県の国民文化祭というのはどうかかなと思うんですよね。開催時期が非常に悪い時期になったと。ですから、決まってるのが、3年間ぐらいに決まっておりますから、どこかその中間ぐらいに、前倒しにするぐらい、いわゆる古事記と日本書記の真ん中ぐらいにされたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

ぜひこれは前向きに、それこそカジノじゃないけれども、前向きに検討してほしいと思いますので、部長に、私は6月の議会でいろんなことを知事にも進言すべきだということも申し上げましたよね、きついことも含めて。いわゆる諫言せにゃいかんわけやから、まあ、こういうのが諫言とはいきませんけれども、ぜひ、知事に進言してほしいと思うんですよ。いかがですか。

**○茂商工観光労働部長** まず最初に、東京オリンピックに対して、先ほど聖火リレーの話もありましたけど、キャンプの誘致を含めて宮崎県としてどう対応すべきか——知事も表明しましたけど、これについては、現在、全庁挙げて検討をしております。積極的に取り組んで検討していきたいというふうに思っています。

それから、今のお話で、確かに、国民文化祭自体は総合政策部で所管しております、日本書記編さん1300年ということで、平成32年ということで打ち出しをしてきているわけですが、その後、オリンピックが決まったということで、今、お話のあったようなことは、確かに課題としてあると思います。これについては、確かに、一応話題にはなってきたんですけども、改

めて私からも、関係部にもお話をしたいと思います。また、知事にももちろんお話をしたいと思います。

以上でございます。

**○黒木委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** それでは、ないようですので、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時1分休憩

---

午後2時3分再開

**○黒木委員長** それでは、委員会を再開いたします。

朝、協議いたしました串間における整備促進の総決起大会でありますけれども、私の説明不足であったというふうに思いますし、常任委員会の委員会活動ではなくて、自由参加というふうにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** あしたは県土整備部の審査で午前10時の開会といたします。そのほかに何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** 何もないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時3分散会

平成25年 9 月 20 日 (金曜日)

午前10時 3 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
県 土 整 備 部 次 長 ( 総 括 )	鈴 木 一 郎
県 土 整 備 部 次 長 (道路・河川・港湾担当)	岡 師 雄 一
県 土 整 備 部 次 長 (都市計画・建築担当)	白 賀 宏 之
高 速 道 対 策 局 長	直 原 史 明
部 参 事 兼 管 理 課 長	郡 司 宗 則
用 地 対 策 課 長	黒 木 秀 樹
技 術 企 画 課 長	高 橋 利 典
工 事 検 査 課 長	永 野 広
道 路 建 設 課 長	大 坪 憲 男
道 路 保 全 課 長	坂 元 宗 一 郎
河 川 課 長	東 憲 之 介
ダ ム 対 策 監	上 山 孝 英
砂 防 課 長	加 藤 仁 志
港 湾 課 長	永 田 宣 行

空 港 ・ ポ ー ト セ ー ル ス 対 策 監	川 野 福 一
都 市 計 画 課 長	大 谷 睦 彦
建 築 住 宅 課 長	森 山 福 一
営 繕 課 長	上 別 府 智
施 設 保 全 対 策 監	山 下 幸 秀
高 速 道 対 策 局 次 長	原 拓 実

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 副 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 任 主 事	田 代 篤 生

○黒木委員長 皆さん、おはようございます。  
委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の  
説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終  
了した後をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 それでは、改めまして  
おはようございます。商工建設常任委員会の皆  
様方には、かねてから県土整備行政の推進につ  
きまして、格段の御指導、御協力をいただき  
おりまして感謝申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、2件、お礼を  
申し上げます。

まず、去る8月27日に日向市で開催されまし  
た日本港湾協会九州地区支部連合会通常総会に、  
県議会を代表しまして黒木委員長に御出席を賜  
りました。この場をかりてお礼申し上げます。

次に、昨日、串間市で開催されました東九州  
自動車道「日南～串間～志布志間」整備促進総  
決起大会には、福田議長を初め黒木委員長、清  
山副委員長ほか多数の県議会議員の皆様にご出  
席を賜り、まことにありがとうございました。

来県いただきました国会議員や国土交通省幹

部の皆様に対しまして、地元の熱意と切実な思  
いを届ける貴重な機会になりました。

今後とも、東九州自動車道及び九州中央自動  
車道の未事業化区間の早期事業化、事業中区間  
の早期完成に向けまして全力で取り組んでまい  
りたいと存じますので、県議会の皆様方の御支  
援、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきま  
す県土整備部所管の議案等につきまして、その  
概要を御説明いたします。

申しわけありません、座って説明させていた  
だきます。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りし  
ておりますので、ごらんいただきたいと思いま  
す。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次  
をごらんください。御審議いただきます議案、  
報告事項及びその他の報告事項を担当課ごとに  
記載しております。

まず、議案につきましては、一般会計補正予  
算、港湾整備事業特別会計補正予算のほか、工  
事請負契約の変更が3件でございます。

次に、報告事項につきましては、道路の管理  
瑕疵等に係る損害賠償額を定めたことについて、  
県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び  
調停について及び県が出資している法人等の経  
営状況報告が3件でございます。

最後に、その他の報告事項でございますが、  
建設工事における指名競争入札の試行状況につ  
いて、一般国道268号紙屋大橋補修工事等につ  
いて及び平和の塔からの眺望確保のための樹木剪  
定等についてであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等  
でございますが、詳細につきましては、それぞ  
れ担当課長から説明させますので、よろしくお

願いいたします。

なお、本日、知事が九州地方整備局長に対し  
まして、社会資本整備に関します要望を行うこ  
ととしており、そちらの対応のため、都市計画  
・建築担当次長の白賀が当委員会を欠席してお  
ります。対応が済み次第、委員会へ出席するこ  
ととしておりますので、御了承いただきたいと  
存じます。

私からは以上でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○郡司管理課長 管理課でございます。

それでは、県土整備部の9月補正予算の概要  
について御説明をさせていただきたいと思いま  
す。

商工建設常任委員会資料の1ページをお開き  
ください。

この表は、今回の補正額や補正後の額などを  
一覧にした県土整備部の予算総括表でございま  
す。

今回の補正は、右から3列目の太線の枠で囲  
んでありますEの列でございますけれども、事業  
別1段目の補助公共・交付金事業で15億7,859  
万1,000円の増額補正をお願いしております。こ  
れは、当初予算計上額を超えて国の内示があり  
ました道路保全課の予算を増額するものでござ  
います。

なお、一般会計と特別会計を合わせた補正後  
の額は、その右隣のF列の一番下の段に記載の  
とおり、758億881万6,000円となっております、  
前年度の9月現計予算額との対比率は96.7%と  
なっております。

次に、その内訳について御説明をいたします。

右の2ページをごらんいただきたいと思いま  
す。

補助公共・交付金事業の一覧でございます。

太枠の9月補正E列をごらんいただきたいと思  
います。今回の補正は、全額、一番上の段の道  
路事業でございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたい  
と思います。

一般会計の繰越明許費についてでございます。

今回お願いしております繰り越しは、公共道  
路新設改良事業など10の事業で、繰越申請額は65  
億9,325万円でございます。

なお、繰り越しの主な理由は、関係機関との  
調整や用地交渉及び工法の検討に日時を要した  
こと等によるものでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思  
います。

港湾整備事業特別会計における繰越明許費で  
ございます。これは、関連する工事のおくれに  
よりまして繰り越しをお願いするものでござい  
ます。申請額は3億円となっております。

県土整備部の補正予算の概要については以上  
でございます。

**○坂元道路保全課長** 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の79ページをお開きくださ  
い。

当課の補正予算額は15億7,859万1,000円の増  
額をお願いしております。補正後の予算額は、  
右から3列目ではありますが、131億9,484万8,000  
円となります。

それでは、その内容について御説明いたしま  
す。

81ページをお開きください。

(事項) 公共道路維持事業費であります。こ  
れは、県が管理する国県道において、通学路の  
交通安全対策や緊急輸送道路等の防災対策を行  
う事業であります。国庫補助決定に伴い、15

億7,859万1,000円を増額するものであります。

補正予算につきましては以上であります。

**○大坪道路建設課長** 道路建設課でございます。

議案第7号から第9号で上程しております工  
事請負契約の変更について御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

議案第7号は、一般国道327号社会資本整備総  
合交付金事業(石原工区)第1トンネル工事の  
請負契約の変更についてであります。

下のほうに位置図を載せております。

国道327号石原工区は、椎葉村松尾において橋  
梁3橋とトンネル2本によりバイパスとして整  
備中です。今回の変更は、岩尾橋付近で施工  
中の石原第1トンネルであります。

1に石原工区の事業概要を、2に石原第1ト  
ンネルの概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。  
現在の契約金額が11億9,784万円、変更契約金  
額は12億3,678万円で、3,894万円の増額を  
予定しております。

契約の相手方は、松本・志多・内山特定建設  
工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。

今回の変更につきましては、トンネル掘削工  
において、地山の状態が当初想定していたより  
も脆弱であることが確認されたことから、支保  
パターンの変更及び掘削補助工法において薬液  
注入量の変更等を行う必要が生じたことによる  
ものであります。

右のページをごらんください。

トンネルの施工方法については、山岳トン  
ネルの標準的な工法でありますナトム工法を採  
用しております。ナトム工法では、トンネル掘削  
の最前方、この部分を切羽と呼んでおりますが、  
この切羽部において、岩盤の状況が新鮮でクラッ

ク等がなければCⅠという支保パターン、クラックや破砕した部分が確認されればCⅡという支保パターンを使用することとしております。

ここで、支保というのは、吹きつけコンクリート、ロックボルト、鋼製支保工などで、掘削した部分の地山の崩壊や変形を防ぎ、安全に作業ができるように地山を支持する構造物であります。

今回、起点側坑口より117メートル地点から217メートル地点の間で、岩盤にクラックや破砕した部分が連続するなど、当初想定していたよりも脆弱な地質が確認されたことから、67メートルの区間においてCⅠパターンからCⅡパターンに変更することといたしました。

具体的には、トンネル内空断面を補強するロックボルトの本数をふやすとともに、新たに鋼製の支保工を追加することで、安全性・安定性を確保するものであります。

次に、起点側坑口から32メートル地点までの間で掘削補助工法を用いておりますが、これはページ下ほどに示しておりますように、トンネル天端付近に鋼管を挿入し薬液を注入することによって地盤を固め、トンネルの崩落を未然に防ぐものであります。今回、クラックや破砕した部分が多かったため、当初想定よりも多量の薬液が必要になったものであります。

この支保パターンと掘削補助工法の変更等により、3,894万円の増額となったものであります。

石原第1トンネル工事の請負契約の変更については以上であります。

次に、7ページをお開きください。

議案第8号、一般国道388号社会資本整備総合交付金事業(日平工区)美郷トンネル(1工区)工事の請負契約の変更についてであります。

下のほうに位置図を載せております。

国道388号日平工区的美郷トンネル工事は、現在、美郷町西郷区側及び南郷区側から2工区に分けて施工中であります。

まずは、西郷区側から掘削している1工区についてでございます。

1に日平工区の事業概要を、2に美郷トンネル1工区工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

現在の契約金額が10億3,953万8,000円、変更契約金額は10億9,134万円で、5,180万2,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、矢野・旭・九建特定建設工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。

今回の変更につきましては、トンネル掘削工において、地山の状態が当初想定していたよりも脆弱であることが確認されたことから、支保パターンの変更を行う必要が生じたことによるものであります。

右のページをごらんください。

今回、坑口より442メートル地点から668メートル地点の間におきまして、岩盤にクラックや破砕した部分が連続するなど、当初想定していたよりも脆弱な地質が確認されたことから、226メートル区間においてCⅠパターンからCⅡパターンに変更することといたしました。この支保パターンの変更により5,180万2,000円の増額となったものであります。

美郷トンネル(1工区)の請負契約の変更については以上であります。

次に、9ページをお開きください。

議案第9号、一般国道388号社会資本整備総合交付金事業(日平工区)美郷トンネル(2工区)工事の請負契約の変更についてであります。

国道388号日平工区的美郷トンネル工事の南郷

区側から掘削している2工区についてであります。1に日平工区の事業概要、2に美郷トンネル2工区工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

現在の契約金額が11億1,678万円、変更契約金額は11億8,864万8,000円で、7,186万8,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、吉原・富岡・山崎特定建設工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。

今回の変更につきましては、トンネル掘削工において、地山の状態が当初想定していたよりも脆弱であることや、その脆弱な層の上に位置する沢からの漏水が確認されたことから、支保パターンの変更及び掘削補助工法の追加施工を行う必要が生じたことによるものであります。

右のページをごらんください。

今回、坑口より505メートル地点から670メートル地点の間につきまして、岩盤にクラックや破砕帯など、当初想定していたよりも脆弱な地質が確認されたことから、165メートル区間において、CⅠパターンからCⅡパターンに変更することといたしました。

次に、終点側坑口より270メートル地点において、トンネル天端付近に沢があり、周りの岩盤も想定より脆弱であったため、漏水対策として掘削補助工法を追加施工しております。

具体的には、ページ下ほどに示してあるとおり、トンネル天端付近に鋼管を挿入し、薬液を注入することにより、地盤を固めるとともに漏水防止対策を行い、トンネル土砂の崩壊を未然に防ぐものであります。

この支保パターンの変更と補助工法の追加施工等により、7,186万8,000円の増額となったものであります。

美郷トンネル(2工区)の請負契約の変更については以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたけれども、議案についての質疑をお願いします。

○中野委員 議案第7号、8号、9号について、素人で申しわけありませんが、お尋ねしたいと思います。合わせて1億6,261万円に上る多額の補正ですが、場所が全て椎葉とか美郷ということで、大体同じ地区ですよ。ここに全てが、当初想定したよりも脆弱な地質区間であったということですが、その脆弱というのが165メートルとか、226メートルとか、67メートルとかありますよね。それで、これはこういう工法はしてもらわにやいかんですよ。

しかし、余りにも、165メートルとか226メートル、長い区間を、事前に調査するんだと思うんですよ。何で、これがもともとわからなかったのかなという素人としての疑問というか、本来はえらい小まめにボーリング調査して、どこの地質はどうだというのがありますよね。事前に調査していろいろあって、当初の10年を経過しても、まだ工事に至らないという現場もありますよね。そのぐらい慎重にする工区もあれば、やってみて現実には1億6,000万も補正をしなきゃならないという事態ですよ。できたら、この区間の、余り短かければいいのかという問題じゃないけれども、仕方はないと思うんだけど、余りにも、この200メートルを超えるところがあつたりする、この事前の調査が、もっと小まめにできなかったもんかどうかですよ。なぜ、こんなに長い区間、土質がわからなかったんだろかという疑問ですけども、それを質問したいと思います。

○大坪道路建設課長 トンネルの当初の設計段階におきましては、いろいろ事前に調査をしま



す。この調査の中には、詳しく言いますと、弾性波探査とかボーリングとか、あるいは圧縮強度試験等を行いながら設計をするわけです。例えばボーリングの調査にしましても、トンネル掘削の断面のほんの一部ということでございます。あと、弾性波探査につきましても、精度としましては限界があるということでございます。

ただ、トンネルの調査に当たりましては、国の道路トンネル技術基準というものがございまして、それに基づいて必要な調査を行っておるわけでございます。

掘削に伴いまして、どうしても安全な施工をしていかなければならないということで、今回、当初想定していたよりも、少し地質が脆弱であったということが確認されたために変更を行うものでございます。当初の事前の調査では、トンネルの断面の一部の確認しかできないということで、当初の設計からは、ちょっと予想を外れて脆弱であったということでございます。

**○中野委員** 椎葉とかあそこでは、もう大分前から、よく追加追加があつて、前に誰かの質問に、逆に安くて済んだというところはないのというぐらい追加の工事が、いわゆる増額補正というのが繰り返しありますよね。そういう土質というか地質の地帯だと思うんですけども、それが今の日本の土木技術レベルでは、これを当初から、ここはこうだよということは不可能なんですか。

**○大坪道路建設課長** 先ほど申しましたように、今事前の調査としてやりますのは、そういう弾性波探査といいまして、地震と同じような波を発生させまして、地層がどういう状況かというのを調べるもの、それと実際はボーリングですね。ボーリングを打って地質の状況を調べるというものでございますが、どうしてもその調査

につきましては限界があるということで、今回このような変更になったわけでございます。

ただ、過去のトンネル工事における変更の状況を見ますと、必ずしも全て増額というわけではございませんで、場合によっては減額の変更をしたトンネル工事等もございます。

以上です。

**○中野委員** この変更の状態の工法に変えるわけですけれども、当初から、変えた状態の工法というのものもあるわけですかね、もう当初から。変更しますよね、より強度になるように変更するわけですけれども、そういう状態で当初から工事をするという工事はあるんですか。掘ってみて、こういう部分だけをこんなふうにするということだけの当初からの工事なんですか。

**○大坪道路建設課長** 当初設計におきましては、調査といいましても、こういうボーリング調査とか、先ほど来言います弾性波探査とか、そういう調査でしかございませんので、掘削全面に対する一部を確認できるような調査だけということでございますので、トンネルを掘って行って、その地質、岩盤の状況を確認をしながら工事を進めていくというのが実際でございます。

**○中野委員** ちょっとわからなかったけど。素人だから、わからんで言うんですが。今から、この赤い点線のところが変更するところですがね。これはまだ掘ってはないわけですがね。掘る前にわかったということの地域ですか。

**○大坪道路建設課長** これは掘って確認をして、そしてこういう状態だったということで、今回変更をするものでございます。

**○中野委員** 掘ってしまえば、もう掘れたんだから、いいんじゃないんですか。

**○大坪道路建設課長** 当初設計に、今C IパターンとかC IIパターンとか——例えば坑口か

ら100メートルまではCⅡパターンでいきましよう、それからその奥はCⅠパターンでいきましようという当初設計があると思います。それを掘削をしていって、そこで確認をしながら、同じであったり、あるいはちょっとこれは当初想定していたよりも脆弱だというのが確認されて、先ほどの言いますように支保パターン、CⅠパターンというのからCⅡパターンに変えながら掘削を進めていった結果が、こういう状況でございましたということでございます。

○中野委員 もう3つのトンネルは全部、一応は掘り上がったんですかね。

○大坪道路建設課長 3つのトンネルは、一応掘削は終わっております。

○中野委員 ということは業者が先行的に、もうそういう工法でないと掘り進められないので、予算的には今変更するけれども、現実的にはそういう工法で、変更をお願いした工法で実際は進んでいるということですがね。その結果の積み上げの額が補正で上がってきていると、そんなふうに理解すりゃいいんですか。

○大坪道路建設課長 こういう変更といいますか、パターンを変えるに際しては、岩の判定委員会というのを設置しております、これは事務所の職員と技術次長をトップとする委員長と、あと、これを設計したコンサルタント、そして請負者の企業体の方々、3者で——人数としては10名から11名ぐらいなんですけど——そういう人の中で、本当にこの地質の状況がどうかという岩の判定をして、その中で当初設計でいくのか、設計を変えて、パターンを変えて進むのかというのを、その岩の判定委員会の中で決めております。美郷とか石原工区、それぞれ今までに10回前後のそういう岩判定の委員会を開いて決めているという状況でございます。

○中野委員 あんま詳しくやると、私も質問しにくくなるんですが。その委員会で決めると言われましたが、それは掘りながら決めるの、掘る前に、これは何メートル先は何か調べられて、こういう岩石だから、こんな工法がどうだこうだというふうに決めるということですか。

○大坪道路建設課長 掘りながら、掘削の最前線を切羽というんですけど、切羽の部分の状態を見ながら、このまま、今の支保パターンⅠでいくと地質が悪いということで、このままいくと安全な作業ができないというような状況になりますので、その切羽を見ながら、設計はCⅠパターンだったけど、ここから先はCⅡパターンでいきましようとか、そういうふうに決めて、掘りながら、このパターンを決めながら進んでいくという状況になります。

○中野委員 それはどのくらいのトンネルの距離ごとに何回かされてたのか。もう毎回毎回、ずっと、ちょっと行ったら委員会、ちょっと行ったら委員会なんですか。

○大坪道路建設課長 それは、その切羽の地質の状況が変わるごとに岩判定をしていきます。あるいは、当初設計で、もともとパターンⅠからパターンⅡに変わる境があったとすれば、そこに来た段階でもやる。あるいは、掘り進みながら地質の状況が変われば、また岩判定をするというような作業で進みます。

○中野委員 この補正の場合は、そういうことをしながらずっと、一応トンネルは全部掘り進んで、終わった結果、当初の工事パターンよりも経費が要るパターンを、どのくらいか変更したからプラスになりましたということで補正が上がってくるということですか。

○大坪道路建設課長 掘削につきましては、そういうことになります。実際、先ほど岩判定委

員会を現地でやりまして、そこで当初の設計から変われば、業者、企業体に対しては指示書で——こういうことでパターンを変えて進むということを示して進めております。

**○中野委員** このトンネルは、だから全部3つとも一応掘り上がったんですがね。掘り上がって、こういう経費の要る工事パターンになったので、その分だけは増額ということだと思うんですが、その工事パターンというのは幾つあるんですか。

**○大坪道路建設課長** 私、ちょっと今詳細な情報を持ってないんですけど。今、設計でパターンをつくっておりますのが、大体5つぐらいのパターンを上げてやってるというような状況です。

**○中野委員** 質問したいのは、だから、その工事をするときには、当初、ボーリングやら何かいろんなあれをやって、そして1つの工事パターンを、そのうちの5つあれば、5つのちょうど中間の3なら3の工事をやっていくと。それで実際、工事が進んでる間に、このパターン、数字が大きいほうが難しい工事であれば、そこのほうに変更していくということですよ。そして、時には簡単に進むところもあるはずですよ。その足したり引いたりしたトータルがこういう数字になったということで。我々には、これは1行だけ、7,186万8,000円とかこんなふう書いてあるけど、実際はこのトンネルの長さの中で、ここは安くて済んだ、ここは高く済んだというのを積算が、ずっと足したり引いたりしたものがあって、当初計画よりも結局7,100万円何がしか高くなったから、それを増額してくれというふうにしているということですか。そのトータルが、時には安くて済むということもあって、減額補正も過去にはあったと、

こういうことですか。

**○大坪道路建設課長** 今委員が言われるとおり、掘削しながら岩を確認しながらいく中には、もつといい状況もあるということで、CⅡのパターンからCⅠのパターンになる箇所もございます。トータルとして、今回上げておりますように、CⅠパターンがCⅡパターンとして67メートル増になりましたということでございます。

**○中野委員** ということは、トンネルは掘ってみないとわからんわけですから、補正というのは1つのトンネルに1回補正じゃなくて……。今回この3つのトンネルは初めて増額補正をしたということですかね。ですから、次、2回目の補正というのはないということでは理解していいんですか。

**○大坪道路建設課長** 一応掘削につきましては完了しておりますので、掘削についての変更はございません。掘削の変更をすると、あとはほとんど設計どおりでいくというふうに考えておりますので、次の変更はないというふうに考えております。

**○押川委員** 関連して。トンネルを掘る場合、この3つの現場においては、CⅠというのが基本として設計に入ってるということではいいんですか。そして、先ほど説明があったとおり、現場に脆弱なところがあったところはCⅡに変えて補強しないと危険だということでの補正ということでは上がってきてるということではいいんですよ。ちょっと、そこあたりを。

**○大坪道路建設課長** 先ほど、パターンが5つぐらいあるということで御説明をしたわけなんですけど。やはり、地質的には坑口に近いところが非常に悪いというのが、これも一般的でありますし、この現場についてもそうなっております。

坑口付近につきましては、先ほど来C IパターンとかC IIパターンと言っておりますけど、もっと悪いパターンがDというパターンがございます。D IパターンとかD II、D IIIパターンとか、そういうのもございます。悪いところはそういうふうにいまして。ただ、ずっとトンネルの中心部に近くなると、一般的に、調査でもそうなんですけど、岩盤そのものはよくなっていくものですから、だんだんとC Iパターンに近い形でやれる部分がふえるということで、当初設計においては、ある程度、中央に近い、坑口部分を除いた部分はC Iパターンが多かったということなんですけど、掘る中で部分的にそういう破砕帯とかクラックが多いということで、どうしてもC IIパターンに変えざるを得なかったというような状況でございます。

○押川委員 このC Iパターンあたりをトンネルの設計に入れるのは、例えば延長500メートル以上とか何ぼとかという、その規定というものなんかも、やっぱあるんですか。例えば延長の短いところは、C Iは要らないということもあるわけでしょ。だから、ある程度長くなってくると、こういう距離の中でいろんな脆弱なところなり、沢があったりして見えない部分があるから、こういうことでやっていかれるのか、そこあたり、ちょっと教えてください。

○大坪道路建設課長 これは、やはり事前の調査、弾性波探査とかボーリングとか、そういう中で解析をしまして、そのトンネルの中で、ここはC Iパターン、C IIパターン、Dパターンとか、そういうふうに決めていきます。長いから短いからというわけではございません。

○押川委員 わかりました。

○外山委員 工事が終わっておるということは、この工事で当初の予算よりもふえた金額ですよ

ね。ということは、ある意味じゃ専決処分をして工事をやったちゅう形になりますよね。当然、これは知事まで上がって決裁を受けてということで、事後になるけど議会で、その補正を承認をということで出てきたちゅうふうを理解していいんですかね。

○大坪道路建設課長 現場確認しながら、指示書で指示しながら進めております。これは工事請負約款とか、あるいは土木工事共通仕様書、これに基づいた手続として進めておるわけでございます。そういうことでやっておりますので、内容につきましても、先ほど来言いますように岩判定委員会で十分内容を審査した上でやっております。

○外山委員 わかるんですよ。形としては部内でのいうか、議会に増額補正を出す以前に、部内ではこれだけ使ってやらんと、トンネルのこういう特殊性だから、そういう形だと思うんですよ。だから、これは決裁は当然知事まで行って、中身は、これ専決処分ですよ。ここで、議会で承認してないやつを、特殊工事だから、せざるを得ない。わかりますよ。だから、決裁、これは知事まで行っておるんですか、これは。

○大坪道路建設課長 これは変更は、まだ仮契約の状態ということでございます。決裁は本課の課長でございます。ただ、議会の承認を得た後の正式な変更契約ということになります。

○外山委員 仮契約であっても、現実には仕事上、もう工事を終わって、これだけかかりましたという形ですよ。だから、これはやっぱり、トンネル工事はこういうことが多々あるということであれば、手続上、議会に補正で出す出し方を含めて、これは専決処分になるのかどうか。そこら辺も財政課とちょっと詰めて、この取り扱い。ちょっとそこんところが、何か違和感を

感じるんですよ。もう使ってしまった金を、ここに補正を出す。それじゃ、ここで否決されたらどういうことになるかちゅうことになる。だから、やっぱり知事の決裁まで行った形がいいのかどうか。ちょっとそこんところは今後の問題として、このトンネル工事の特殊性を考えたときに、どういう形を出していいか、財政課を含めたところで、一回、検討をされたほうがいいような気がします。部長、どうですかね。部長。

○中野委員 ちょっと関連。今の質問の関連。答弁の前に。

今の質問を、はい、そうですかと言われれば、ここは大きな問題になってるんですが。こういうことで専決処分は本当にあり得るの。

○大田原県土整備部長 今回のこのトンネルですけど、今委員おっしゃられましたように、ある程度、大型の構造、5億以上でこの議会承認となる案件につきましては、こういう今回のケースみたいなのが出てくる可能性、ほとんどだと思しますので、それにつきましては今申しましたように、財政関係の部局といろんな調整といいますか協議等を、ちょっとさしていただけませんか。

○黒木委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 関連して。大体このパターンで、私たちが委員会ごとに、これ見せていただいて、それでいつも疑問なんですよね。例えば同じような地域のところで、今までトンネルがなかったわけじゃないし、トンネルもあって、これまで掘ってきたものの地質のデータみたいなものっていうのはどこが管理して、そしてどんなことが予想されてと。でも、これはもう先に、絶対に掘っていくときに、これは補正ありきで

すもんね。増額補正ありきで実際組んで、最初の積算は、それこそこの支保パターンでいえばC Iになって、入札価格って決めてるわけですよ。そして、入札はさせるけど、絶対に増額はあるんですよということを想定した上で、これを組んでますよね。だから、やっぱり外山委員が言われるように、きちんとしないと。もう、これはありきですもんね。常に私たちはこういう議案を見せてもらうけど、これはありきですよ、常に。もう常にありきですよ。掘ってみらんとわからん、掘ってみらんとわからんというやつですよ。

だから、それこそ安全性を言われたら、私たちはそこは担保していただきたいと思うので、余計に、その積算のときに今までのデータってどうなってるのかなというのがちょっと疑問なんですけど。そのデータというのはどこが管理して、どこがどんなふうに行っているのかがわからないんですけど。

○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今のデータ管理の件について、一般的な考え方を御説明したいと思います。

このトンネルの場合は、一個一個のトンネルごとにボーリング調査を実施いたしまして、それを報告書という形で、こういう大きな工事ですから、発注の土木事務所、それから道路建設課のほうで保管をしております。

ただ、それを同じような地域だからということで、すぐ隣にあるトンネルにそのまま適用できるかという、現実的には、完璧には適用できません。いわゆる地面の中の岩盤の性質というのは、似たような性質ではあると思います、近隣は。でも、そこにどのくらいのクラックがあるか、そこでどのくらいの水が湧いてくるか、そういったことはその場その場で、一個一個違

いますので、近くのトンネルのデータはありますけれども、それをそのまま適用することが、なかなかできないというのが実情でございます。

**○井上委員** それは、もう言われること、よくわかるんだけど。椎葉あたりでトンネル掘ったときも同じような答えを言われました。

だから、結局、増額ありきという観点ですよ、入札するときに。だから、私たちに最初的时候に入札価格が幾らでしたと御報告があっても、最終的な価格ではないということがはっきりしてるわけですよ。だから、さっき外山委員が言われたようなことがきちんとなっていない、これはどこまでいくんだろうかというぐらい工事契約の変更があったこともありますよね。実際に掘ってみたらこうだ、水がまた出た、水がまた出たみたいなことは何回も起こってるというような事例というのはあるんじゃないですか。だから、掘ってみらんとわからん、掘ってみらんとわからんという、そういう感覚ですよ。そこは、やっぱりきちんとされるべきではないのか。いつもこれについては疑問が、本当に常に残っていますね。委員長、そこは整理していただいているのですかね。だから、さっき外山委員が言われるように、財政方もね。

**○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)**

手続については、先ほど部長がお答えしたとおりでございますが、トンネルの設計に当たっては、できるだけ変更が生じないように事前の調査を実施して、できるだけ変更がないように取り組んでいるところでございます。

先ほど中野議員からの御質問もございましたけれども、完璧な設計ができないのかということに関しては、今の日本の技術をもってすれば、お金さえかければ、詳細のボーリング調査を実施して、ほぼ完璧なものを設計することは不可

能ではないとは思いますが、ただ、そのための委託費が膨大なお金になると思われま。我々としては、必要最小限の委託費をもって、しかも余り大きな変更が生じないと思われるような設計をするというようなことでやっております。

**○井上委員** だから、今回、私も足し算してたんですけど、委託費が1億6,000万よりかは上だということですよ。そういう地質をするときに、きちんとした調査をすれば1億6,000万以上、委託費はかかるんだと、そういうことですよ。

**○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)**

そういうことでございます。

もっと詳細に申し上げれば、ボーリング調査というのは、長いトンネルの場合に、トンネルの掘る部分を起点から終点まで真っすぐ掘れると一番いいんですけど、横に掘っていかうとするとボーリングの先端部分が重力の関係で下がってきます、落ちてくるんですね、ということは真っすぐに掘れないんですね。一般的に水平ボーリングと言いますが、50メートルぐらいしか、なかなか真っすぐは掘れません。それを補う形で、山の上から真っすぐにボーリングを何本か掘ります。それと、弾性波探査といたしまして、そのトンネルの近くで爆薬をかけて、ボンと地震を起こすんですね。地震を起こして、そして何カ所かで、その地震の岩盤を通ってはね返ってきたデータをキャッチして、その結果から、恐らくこのトンネルの地山はこうなっているであろうということで推定をして、地質の図面というのをつくって、それをもとに設計をするという形になっております。

**○井上委員** あとは財政方とちゃんと整理をしていただきたいと。

もう一つ、よろしいのですかね、これは別のこ

となんですけど。議案第3号の細島港の関係ですけれども、先ほどの説明は工事のおくれという説明だったんですけど、非常に、私は細島港は大変期待している港なので、物流も含めて本当に早期の整備というのをお願いしたいというふうに思っているわけです。具体的に工事のおくれというのは、どういう内容なんですか。今現状、細島港はどういう状況になっているんでしょうか。

**○永田港湾課長** 港湾整備事業特別会計の繰り越しでございますが、これは細島港の白浜地区におきまして国の直轄事業として17号岸壁を整備していただいております。その背後の埋め立て、それと岸壁からの背後の護岸まで取りつける取り付け護岸、それを県のほうで施行しております。昨年度の国のほうの工事で、地盤が悪かったりだとか、それとか爆弾が出たりとか——ことしも大分出てるんですけど——去年の工事でもそんなことがございまして、国のほうの工事がおくれた関係で、県のほうの工事がおくれているというような状況でございます。

ただ、細島港につきましては、非常に地元からもその整備の期待が強いものですから、国と一緒に26年度中の供用開始ということで、今現在取り組んでいるところでございます。

**○井上委員** 26年度には間に合うということですね。

**○永田港湾課長** 26年度中に完成させたいと思っております。

**○井上委員** ありがとうございます。

**○中野委員** 3ページ、議案第1号のこの繰越明許費ですが、事業は繰り越した。ただ、金額が大きいということで、念のために26億5,100万、17億6,400万というところの工事はどこを指して、また、そのおくれた理由も再度教えてく

ださい。

**○大坪道路建設課長** 土木費の道路橋梁費、公共道路新設改良事業ということで26億5,100万円上げております。内容につきましては個別にいろいろございまして、主なところということでいきますと、例えば国道219号、宮崎市の広瀬工区ということで、これは具体的な理由としましては、プレロード盛り土の最終沈下予定量のおくれと。ちょっと技術的なことなんですけど、そういうプレロード盛り土をして、その最終的な沈下量がおくれているということで繰り越しを計上しております。

それとあと、いろいろございます。例えば宮崎西環状線、松橋工区ですね。条件整備等のおくれということで、他工事からの盛り土材の搬入のおくれとかですね。もちろん、先ほど言いましたように用地交渉等が難航しているという箇所もございます。

簡単でございますが、以上です。

**○中野委員** 私も勘違いしました。これは1カ所じゃないんですね。私は1カ所かと思っていました。失礼しました。できたら、事業を何カ所で書いておけば、1つの箇所でもこんなに金額が大きいところが繰り越しになるのかなと思ったもんですから。もういいです。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** 先ほど外山委員から、井上委員から出ましたトンネル工事についての予算の計上のあり方ですね。それについて、財政課とも協議検討いただくように、また御報告いただきますようお願いいたします。

ほかに質疑がないようでしたら、次に報告事項に行きたいと思っております。説明を求めます。

**○郡司管理課長** 管理課でございます。

それでは、報告事項でございますが、委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思えます。

損害賠償額を定めたことについて御報告をさせていただきます。

県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

職員が運転する県有車両が、相手方の車両と接触したことによるものでございます。損害賠償額は11万4,000円でございます。全額保険加入により支払われてるところでございます。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでございますけれども、今後とも機会あるごとに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えているところでございます。

管理課は以上でございます。

**○坂元道路保全課長** 道路保全課であります。

委員会資料の12ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、国道388号の落石事故以下、物損事故が4件でございます。事故内容は全て落石事故です。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

損害賠償額の範囲は13万7,540円から45万7,870円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上であります。

**○森山建築住宅課長** 建築住宅課であります。

委員会資料の13ページをごらんください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の管理につきましては、入居の公平性の観点から、管理の適正化、厳格化に努めているところでございます。

特に、県営住宅の家賃などを滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところですが、家賃の長期滞納者等で誠意が見られない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。

今回は、家賃滞納者と入居承継を承認できない方に対する明け渡し請求及び家賃等請求の訴えの提起について御報告いたします。

まず、表の一番上の入居者でございます。

この方は、県営住宅の家賃を長期間滞納しておりまして、これまで再三にわたり納付指導を行ってまいりましたが、支払いに対する誠意が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づきまして、住宅の\*明け渡し訴訟を行いました。

しかしながら、期限までに住宅を明け渡さないこと及び家賃納付誓約後も履行せずに、家賃の滞納解消が見込めないことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

次に、表の2番目と3番目の入居者でございます。

この方たちは、入居名義人の死亡に伴い入居承継が必要となりましたが、入居承継の基準に合わないなどの理由により承継ができないため、再三にわたり、住宅を明け渡すように指導してまいりましたが、退去の意思が見られないことか

※57ページに発言訂正あり



ら、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。

しかしながら、期限までに住宅を明け渡さないことから、住宅の明け渡し請求の訴えを提起するものであります。

ここで入居承継につきまして若干御説明いたしますと、報告の案件は、入居名義人が死亡したことによる入居承認でありまして、公営住宅法では入居名義人が死亡等した場合で、その死亡等の時点で同居している者が引き続き入居する場合は、入居の承継承認が必要となります。

その場合に、承継できる対象者としまして、名義人の配偶者、60歳以上の者、高齢者、そして身体障がい者、生活保護受給者などとなっております。今回報告の2件は、承継できる対象者になっていないことから、住宅を明け渡すよう指導しておりました。しかしながら、明け渡し意思がないということから、明け渡しの訴えを提起するものであります。

表の右端の専決年月日に、それぞれ専決処分を行ったものであります。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停については以上であります。

引き続きまして、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

まず、建築住宅課からは、宮崎県住宅供給公社の経営状況について御報告いたします。

資料は、平成25年9月定例県議会提出報告書、ちょっと分厚めの報告書でございます。(県が出資している法人等の経営状況について)の資料でございます。これの1ページをごらんください。

宮崎県住宅供給公社であります。

まず、平成24年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要につきましては、賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務を初め、宮崎市内にありますがキャンパスタウンまなび野において宅地の分譲を行ったところであります。

2の事業実績につきましては、賃貸管理事業や分譲宅地5区画の分譲事業などを実施したところであります。

次に、経営状況等の詳細につきまして御説明いたします。

報告書の197ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

上段の表の概要をごらんください。総出資額は1,020万円で、県出資額も同じく1,020万円となっております。県出資比率は100%でございます。

特記事項にありますように、住宅供給公社は地方住宅供給公社法に基づき昭和41年に設立され、分譲事業、賃貸管理事業等を実施しております。

中段の表の県関与の状況をごらんください。人的支援についてであります。

右側が25年度の状況ですが、役員数は県職員3名と県退職者2名を含めました8名となっております。このうち常勤役員3名及び非常勤役員5名となっております。このうち常勤役員3名と非常勤役員のうち1名の合計4名は、道路公社役員も兼務しております。

また、職員数は県職員4名を含めました12名となっております。職員のうち7名は道路公社との兼務職員であります。25年度の県職員数は、前年度と同数の4名となっております。

財政支出等につきましては、県からの委託は平成23年度で終了しておりまして、24年度の財政支出等はございません。

下の段の表をごらんください。

実施事業につきまして、①賃貸管理事業は、公社が保有する賃貸住宅及び賃貸施設の管理を行うものでございます。

②の管理受託住宅管理事業は、民間の特定優良賃貸住宅の委託管理を行うものでございます。

③分譲事業は、宅地の分譲を行っております。

次に、活動指標についてですが、①分譲住宅用地残区画数については、分譲用地の残り区画数でございますが、残区画数をゼロ、つまり完売することを最終的な目標としております。24年度については分譲用地が7区画残っておりまして、このうち5区画を分譲し、残区画数を2とすることを目標としておりまして、実績としましては5区画を分譲し、残区画数は目標の2となったため、達成度は100%となっております。

②の賃貸住宅入居率については、入居率の目標を100%としておりましたが、実績値及び達成度は87.5%となっております。

次の198ページをごらんください。

上段の表の財務状況をごらんください。

左側の収支計算書の24年度の実績について御説明します。

収入についてですが、24年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業などの事業収入は3億3,549万円余、受取利息等の経常収益や固定資産売却益の特別利益を合わせたその他の収入7,988万円余を合わせまして、収入の合計が4億1,538万円余となっております。

これに対し、支出につきましては、分譲事業原価や賃貸管理事業原価などの事業費が2億4,254万円余、人件費等の管理費が1億1,223

万円余、消費税及び固定資産税等、その他経常費用のその他の支出の2,719万円余でありまして、支出が合計で3億8,197万円余であります。収入から支出を差し引きました当期収支差額は3,340万円余の黒字となっております。

右側の貸借対照表の24年度実績についてですが、資産につきましては現金預金や分譲事業資産などの流動資産が21億2,292万円余、賃貸事業資産などの固定資産が61億8,686万円余で、資産合計83億979万円となっております。

これに対しまして、負債及び正味財産につきましては、未払い金などの流動負債が6,540万円余、預かり保証金や引当金などの固定負債が5億1,381万円余で、負債の合計は5億7,922万円余となっており、資本金などの正味財産が77億3,056万円余で、負債と正味財産の合計が資産と同額の83億979万円となっております。

次に、財務指標についてですが、①分譲事業資産比率については、資産合計に占める分譲事業資産の割合としておりまして、分譲事業資産を最終的にゼロにすることを目標としております。24年度の目標値0.8%に対しまして、実績値は0.6%となったため、達成度が125%となっております。

②借入金依存率につきましては、資産合計に占める借入金残高の割合としておりますが、借入金は21年度に完済しまして、その後も借入金がございますので、達成度は100%となっております。

下の段の表の総合評価をごらんください。

表の右側の県の評価につきましては、「分譲事業について、計画どおりの成果を上げたことについては評価できるが、残りの分譲用地については、早期完売に向け、より一層の努力が必要である。公社は設立の目的をおおむね達成した

ことから、県として、公社は将来的に解散するという方向性を示したところである。今後は将来的な解散を見据えて、保有資産の整理計画を平成25年度中に策定し、段階的な事業の縮小と保有資産の整理について計画的に取り組む必要がある」としております。

評価としましては、左側の住宅供給公社の自己評価と同様に、活動内容をB、ほぼ良好、財務内容をA、良好、組織運営をB、ほぼ良好としております。

続きまして、25年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の前に戻っていただきまして、6ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社、平成25年度事業計画書であります。

1の事業概要につきましては、昨年度に引き続き、賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務やキャンパスタウンまなび野の分譲宅地及び倉岡ニュータウンの商業用地の分譲を行う予定としております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様に賃貸管理事業や分譲事業などを予定しております。

7ページをごらんください。

3の収支計画につきましては、公社事業の大きな柱であります分譲事業がほぼ終了しますことから、事業利益の減少が避けられない状況であります。表の中ほどにあります事業利益は3,245万円余の赤字を見込んでおり、その他の収益を計上いたしましても、当期純利益は3,155万円余の赤字を見込んでおります。

4の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ29億1,207万円余となっております。

建築住宅課の報告事項につきましては以上で

ございます。

それと、濟いません。先ほど宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例のところ、「住宅の明け渡し請求」と申し上げるべきところを「明け渡し訴訟」と発言しましたので、大変申しわけございませんけども訂正をお願いいたします。

建築住宅課は以上でございます。失礼しました。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。

引き続き、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

同じ報告書の129ページをお開きください。公益財団法人宮崎県建設技術推進機構でございます。

まず、平成24年度の事業報告について御説明いたします。

当機構は、1の事業概要に記載してありますとおり、県及び市町村が守秘性や公正さなどの観点から、民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行っております。

実績としましては、2の事業実績にあります積算等事業や施工管理事業などの事業を実施したところであります。内容につきましては後ほど御説明いたします。

次に、裏面の130ページをお開きください。

130ページ以降は、資産や負債の状況を示します貸借対照表等ではありますが、詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書の193ページをお開きください。

平成25年度宮崎県出資法人等経営評価報告書であります。

まず、上のほうの概要についてであります。上から4行目ではありますが、総出資額が3,000万円で、そのうち県出資額は2,000万円であり、県

の出資比率は66.7%となっております。

その下は設立目的でございますが、当機構は建設事業の技術水準の向上を図り、もって、公共事業の円滑な執行と建設事業の振興発展に寄与することを目的として設立された法人であります。県・市町村を補完・支援する機関としての役割もでございます。

次に、その下にあります県関与の状況についてであります。

まず、上の段の人的支援についてであります。表の右側、平成25年度の合計をごらんください。役員数の欄でございます。合計10名の役員の内訳ですが、その下、常勤役員3名、非常勤役員7名となっております。その常勤役員3名の内訳としましては、その横にありますように、県職員が2名、県退職者が1名であります。

また、職員数の欄でございますが、合計13名のうち県職員が7名であります。

次に、財政支出等についてであります。

委託料のみでございますが、平成24年度は2億580万円余となっております。

次に、主な財政支出の内容についてでございます。

まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業であります。平成24年度の決算額は1億3,839万円余となっております。

次に、②の施工管理事業につきましては、工事現場におきまして施工体制の点検を行う事業であります。決算額は4,725万円余となっております。

次に、③の電算事業につきましては、積算システムを保守管理する事業であります。決算額は1,524万円余となっております。

次に、④の新技术・新工法等、各種情報提供

事業につきましては、建設事業に関する新技术・新工法等各種情報の提供を行う事業であります。決算額は490万円余となっております。

次に、その下にあります実施事業についてであります。

実施事業の①から③及び⑥は、県からの受託事業でございます。

そのほか、市町村等からの受託事業であります④の市町村工事検査事業や⑤の県内建設関係業者への研修等事業を行っております。

また、⑦のその他としまして、県及び市町村の公共工事の執行に係る支援としまして、無料の技術相談業務を実施しているところであります。

次に、その下にあります活動指標についてであります。

当機構の活動状況を、よりの確かつ多角的にお示しする観点から、今回、指標を設定変更しております。

まず、①の積算等事業受託件数は、機構の主要事業であります積算事業などの状況を判断するための指標であります。平成24年度は目標値の120件の契約工区数に対しまして、実績値が117件となっております。達成度は97.5%となっております。

次に、②の市町村等からの相談件数は、市町村支援の基本であります技術相談業務を積極的に実施する指標でございますが、目標値の80件の年間相談件数に対しまして、実績値が71件となっており、達成度は88.8%となっております。

さらに、③の研修延べ受講者数は、技術水準の向上を図る研修事業の取り組み状況を判断するための指標でございますが、目標値の1,900人の受講者数に対しまして、実績値が1,874人となっており、達成度は98.6%となっております。

次に、裏面の194ページをお開きください。

表の左側は、1年間の経営成績を示します正味財産増減計算書でございますが、その平成24年度の欄をごらんください。列の一番上にあります経常収益は2億2,645万円余となっており、その1行下にあります経常費用は2億2,659万円余となっております。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス13万円余となっております。

その結果、中ほどの一般正味財産期末残高は3億7,398万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高と合わせますと、一番下の正味財産期末残高4億398万円余となっております。

次に、表の右側は貸借対照表でございますが、その平成24年度の欄をごらんください。列の一番上にあります資産は、4億2,651万円余となっており、その3行下にあります負債は、2,253万円余となっております。列の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は、4億398万円余となっております。

次に、その下にあります財務指標についてでございますが、今回、指標を変更させていただいております。

変更の理由といたしましては、平成24年度より公益財団法人に移行し、公益認定法の適用を受けることとなったこと、さらに、昨年度の常任委員会におきまして、わかりにくいとの御指摘をいただいたことによるものでございます。

その内容でございますが、まず①の収支バランスは、公益法人認定法が定める収支相償、すなわち、事業収入が事業実施に要する費用を超えないことではありますが、それに関する指標でございます。経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。平成24年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度も同じく99.9

%となっております。

次に、②の正味財産増減率は、正味財産の増減の割合を評価するための指標でございますが、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。平成24年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度も同じく99.9%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断するための指標でございますが、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価しております。平成24年度は目標値の11.5%に対しまして、市町村等からの受託件数が少なかったことから実績値が9.1%となっており、達成度は79.1%となっております。

次に、一番下の総合評価であります。右側の県の評価をごらんください。

経営状況については、おおむね収支均衡が図られるとともに、公益法人認定法が定める収支相償をほぼ達成することができました。

しかしながら、活動指標及び財務指標におきまして、市町村等からの相談、収入の指標が目標を下回っております。市町村等へのPRはこれまでも行ってきてございますが、目標達成に向け、さらなる取り組みに努める必要があると考えております。

評価としましては、上記のことから活動内容をB、財務内容をB、組織運営をAとしたところであります。

続きまして、平成25年度の事業計画について御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書134ページをお開きください。

平成25年度事業計画書でございますが、1の基本方針、下から3行目以降に記載してありま

すが、今後とも公益目的事業の的確な実施により、県の社会資本整備の分野に貢献していくとともに、社会情勢の変化に対応した事業の展開に向けまして、しっかりと取り組んでいくものとしております。

事業計画でございますが、今年度におきましても積算等事業などの事業を実施することとしております。

次に、右側の135ページをごらんください。

収支予算書についてであります。

まず、Iの一般正味財産増減の部のうち、1の経常増減の部でございますが、(1)経常収益は、事業収入など合計で線で囲まれたところでございますけれども、当年度2億5,247万円余を見込んでおります。

次に、(2)の経常費用でございますが、裏面の136ページをお開きください。中ほど経常費用計の欄でございますが、2億5,247万円余を見込んでおり、経常収益と同額としております。

技術企画課につきましては以上でございます。

**○大坪道路建設課長** 道路建設課でございます。

引き続き、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

報告書の9ページをお開きください。

宮崎県道路公社の平成24年度事業報告書であります。

1の事業概要に記載しておりますように、道路公社では、一ツ葉有料道路、小倉ヶ浜有料道路の2路線の料金徴収業務及び維持管理等を行っております。

2の事業実績であります。右側の事業実績の欄をごらんいただきますと、まず、一ツ葉有料道路北線は、通行台数が年間207万3,000台余、料金収入3億6,271万円余、南線が、通行台数355万8,000台余、料金収入6億4,693万円余、小倉ヶ

浜有料道路が通行台数47万4,000台余、料金収入3,651万円余となっております。平成23年度と比較しますと、これらの合計で、通行台数で8.3%、料金収入で8.7%の増となっております。

次に、10ページ以降は、道路公社の資産や収支状況を示す財産目録等であります。経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書の195ページをお開きください。

一番上の概要の項目の上から4行目ですが、道路公社の総出資額は29億8,700万円、その全額を県が出資しております。県出資比率100%となっております。

次の行に設立目的、特記事項を掲載しておりますが、道路公社は、地方道路公社法に基づき、有料道路事業を実施することを目的として設立された団体であります。

次に、その下の県関与の状況であります。まず、人的支援についてであります。右側に、25年度、本年度の状況を示してありまして、役員につきましては常勤3名と非常勤1名の合計4名で、内訳は、常勤が県職員1名、県退職者が2名となっており、非常勤は1名であります。なお、いずれも住宅供給公社役員との兼務であります。

また、職員につきましては、県職員3名を含む合計12名であり、職員のうち7名は宮崎県住宅供給公社との兼務職員であります。

次に、財政支出等ではありますが、右側の県借入金残高ではありますが、平成24年度末において、1億1,500万円は全額完済となっております。

また、3行下のその他の県からの支援等の欄に記載しております道路公社運営資金貸付事業に係る借入金ではありますが、これは道路公社の運営に係る資金を県が短期で貸し付けているも

ので、平成24年度は2億円ではありますが、昨年度末までに完済しております。

次に、一番下の表であります。まず、実施事業であります。

①から④にありますとおり、一ツ葉有料道路、小倉ヶ浜有料道路の維持管理のほか、休憩所や自動車駐車場の管理を行っております。

次に、活動指標であります。有料道路事業の運営上、重要となる一ツ葉有料道路と小倉ヶ浜有料道路の利用台数及び回数券の販売額を指標としております。

それぞれの目標値につきましては、一番下の指標の設定に関する留意事項の欄に記載しておりますが、①の一ツ葉有料道路については、平成19年から実施しております新事業計画の数値を目標値としております。

次の、②の小倉ヶ浜有料道路は、前年度の実績を目標値にしておりますが、平成25年度は料金徴収期間満了、平成25年5月9日までの39日間分を計上しております。

また、③の回数券の販売実績につきましては、前年度の販売実績に一ツ葉有料道路の事業計画の伸び率を乗じた額としております。

それぞれの指標ごとの実績であります。表中央の平成24年度の達成度の欄をごらんください。達成度は目標値に対する実績をあらわしたものであります。

まず、①の一ツ葉有料道路の利用台数は102.4%、②の小倉ヶ浜有料道路の利用台数は106.5%、③の有料道路回数券の販売実績は118.1%となっております。

利用台数や回数券販売数ともに目標値を上回っておりますが、これは、回数券の販売促進等を通じた道路の利用促進の成果と考えております。

次に、196ページをごらんください。

財務状況であります。

まず、左側一番上の収支計算書であります。収入及び支出ともに10億5,128万円余であります。その内訳であります。収入のうち、事業収入のほとんどは通行料金収入でありまして、平成24年度は10億5,011万円余で、前年度比8,370万円余の増収となっております。

また、その下の支出であります。事業費が、主に道路補修費や管理経費の3億4,810万円余、次の管理費で公社役職員の人件費や事務経費の1億1,900万円余となっております。前年度とほぼ同額となっております。

次に、その他の支出は、主に道路建設費の償還に充てる償還準備金への繰入金であります。料金収入の増加に伴い、前年度より8,663万円余増で5億8,417万円余となっております。

次に、右側の一番上、貸借対照表であります。資産のうち、流動資産は公社の現金・預金等であり、前年度より4億6,286万円余増の7億8,300万円余となっております。これは公社解散時の県出資金への返済充当のために公社内で留保している資金が主なものであります。

また、固定資産は190億1,239万円余であり、そのほとんどが道路資産となっております。

次に、負債であります。流動負債は主に未払い金や預かり金でありまして、1億3,454万円余であり、前年度とほぼ同額となっております。

また、その下の固定負債166億7,385万円余は、主に法律で定められた特別法上の引当金であり、償還準備金や道路事業損失補填引当金の累計額であり、4億5,954万円余の増となっております。

その下の正味財産29億8,700万円は、全額、県の出資金であります。

次に、その下の財務指標であります。下の

ほうの指標の設定に関する留意事項に記載しておりますとおり、経費の削減や借入金の償還状況を指標としております。指標の目標値は、一ツ葉有料の事業計画と小倉ヶ浜有料の実績数値をベースに設定しております。

まず、①の業務収入一般管理費率であります。これは業務収入に占める事務費や人件費の一般管理費の割合をあらわしたもので、平成24年度は目標値11.5に対して実績11.3で、達成率は101.7%であります。

次に、②の総資本経常利益率であります。これは資本総額に占める経常利益の割合で、平成24年度は目標値3.0に対し、実績2.3で、達成率は76.7%であります。

また、③の借入金等償還率は、有料道路の当初の建設資金185億4,500万円の償還状況を示すもので、平成24年度は、目標値91.2に対して実績89.8、達成率98.5%であります。

指標のうち、①の業務収入一般管理費率は、経費節約等により目標値を上回っておりますが、②の総資本経常利益率及び③の借入金等償還率は、道路補修工事等の実施により、目標値を下回ったところであります。

次に、総合評価であります。右側の県の評価をごらんください。

平成24年度は、2路線とも交通量が増加し、目標値を達成できている状況であります。引き続き、料金収入の確保や経費縮減に努め、未償還金の早期解消に努めるとともに、道路利用者の安全対策を図るため、道路施設等の計画的な補修を行う必要があるものと考えております。

評価としましては、左側の道路公社の自己評価と同様に、活動内容、財務内容はA、組織運営はBとしております。

続きまして、平成25年度の事業計画について

御説明いたします。

前に戻っていただきまして、報告書の13ページをお開きください。

平成25年度の事業計画書であります。

まず、1の事業概要であります。引き続き有料道路の管理・運営を行ってまいります。近年、利用者が増加傾向にありますが、さらなる回数券の販売促進など利用促進を図り、収益の向上に努めることとしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様に有料道路事業等を実施してまいります。小倉ヶ浜有料道路については、本年5月10日から無料開放となっております。

次に、14ページをごらんください。

3の収支計画でございます。収入、支出ともに合計10億4,477万円を計上しております。

なお、収入の内訳としまして、業務収入で、主に通行料金収入となります。10億4,402万円であり、支出内訳については、道路補修経費であります。維持改良費や料金徴収業務等の業務管理費、役職員の人件費となる一般管理費等であります。

4の資金計画につきましては、受け入れ及び払い出しが、それぞれ16億7,250万円余となっております。

道路建設課につきましては以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。報告事項についての質疑はありますか。

○中野委員 建築住宅課長にお尋ねいたします。

訴えの提起の2番目と3番目は、入居承継者でなかったから明け渡し請求等をされたという説明でしたが。では、この山口——これは員何とかという人ですかね、読み方は知りませんが——この方と南田廣美さんの、もとの借入者との関係、続き柄ですか、それを教えてください。



い。

○森山建築住宅課長 2番目のほうの山口員快さんとおっしゃいますけども、この方につきましては、入居名義人の息子さんでございます。続き柄でございましたですね。下の南田廣美さんは、入居名義人のお兄さんでございます。

以上でございます。

○中野委員 これは、こういう息子さん、お兄さんが、いわゆる入居者が死亡されてから滞納されておられるんですか。

○森山建築住宅課長 滞納はされておられません。ここの2つの件につきましては、入居承継するのに、その入居承継できる対象といえますか、条件に適合してないために明け渡しをしなきゃいけないという——退去をしていただくんですが、退去されないので、明け渡しをお願いしてるということでございます。

○中野委員 家賃等請求というのをされておりますよね。これはどういう意味ですか。

○森山建築住宅課長 それは、この表の内容のところと思うんですが、この表の内容で、「明け渡し請求及び家賃等請求」としておりますけども、ここはこういう表現で統一されておりました、実際はここは家賃等請求はありませんで、明け渡し請求だけでございます。

○中野委員 入居者でない方が、今、入居しているという事実ですがね。

○森山建築住宅課長 入居承継できない方が、継続して入居されてるということでございます。

○中野委員 その人は滞納していないということは、どういう意味ですか。

○森山建築住宅課長 失礼しました。先ほど、現在は家賃の滞納はございませんが、ここで「家賃等請求」と表記してましたのは、まだ入居されておりますので、今後、滞納されるおそれも

あるということもございまして、一緒にここで表記しておりますけども——今回の訴えの提起につきましては、家賃のほうの滞納ということでの提起ではございませんで、入居資格が継承できないのに、要するに入居資格がないのに入居をされてるということでございまして、訴えの提起をするということでございます。

○中野委員 ちょっと質問が理解されてなかったようですが、この入居者の死亡を教えてください。

○森山建築住宅課長 済いません、ちょっと聞き取りにくかったので、もう一回お願いします。

○中野委員 入居者が死亡した日を教えてください。

○森山建築住宅課長 2番目の山口さんのほうにつきましては、昨年の12月1日に死亡されております。そして、南田さんについては昨年の9月21日、ちょうど1年前でございますけども、9月に死亡されております。

○中野委員 死亡されて入居を、いわゆる入居継承できない方が、今入っておられるわけですよ。それで、滞納してないということは入居してはならない人から家賃をもらってるという事実があるということですがね。それを明け渡ししなさいというやり方、何か矛盾するような感じがしますが。家賃をもらっておれば、入居を認めたということになってしまうことにはなりませんか。

○森山建築住宅課長 済いません、私の説明がまずかったんですけども。

死亡された後は、入居承継基準に該当しないということで明け渡してくださいということで請求してるわけですけども、この同居承認されてない以降は、済いません、家賃ということではなくて、損害賠償金ということで納めていた

だいております。

○中野委員 損害賠償金を支払えば、入居できない人が入居できるという期間はどのくらいになるんですか。

○森山建築住宅課長 入居できると認めてるわけではございませんで、常に明け渡してくださいということです。ずっと指導しております。死亡された後に、その方が該当するかどうかということで書類を出してもらったりとか、いろいろ手続をしたりするんですけども、そういうことを手続をしたり、そして、ずっと自主退去ということで指導をしてきたんですけども、ちょっと表現は悪いですけども、ずっと居座っておられるということがございます。

○中野委員 だから、その認める期間はいつですか。

○森山建築住宅課長 期限としては、特に定めておりません。

○中野委員 そういう実例というのは、まだあるんですか。これを明け渡し請求をされた、訴えられたわけですから、訴えるについては、それを損害賠償で入居させる期間というのがあるはずですよ。それを超えたからけしからんということで明け渡せと言われたと思うんですが、その入居できる期間、それから、今回なぜ明け渡しを請求しなきゃならなかったのか。ほかに、こういう類いの人がおられるのか。あとは、そういう方は、もうその期間にスムーズに明け渡しをされているということになるのかをお尋ねします。

○森山建築住宅課長 期間についてでございますけども、お一人、南田さんという方は約1年前に死亡されているわけですけども、この方の死亡の確認ができたのが、ことしになって、1月の末に確認しております。それで手続をし

てくださいということで手続をしようとしたんですが、同居されてないということで無断入居されてまして、それで承継できないということになったんですけども。それで、自主的に退去指導するというので、住宅を探したりされるので、ある程度の期間を、この方の場合はことしの6月末までに退去、明け渡してくださいということで指導をしてきたところでございます。

それと、最近2件ほど、同じく死亡退去というのがございまして、退去を指導しまして、3カ月ぐらいして退去されております。

以上でございます。

○中野委員 このようなのに該当する人は余りおられないわけですね。たまたまこの2件というか2人が、いわゆる死亡確認して半年以上ぐらいたったので、それでも退室というか退去されないで明け渡しの請求の訴えをされたら、こういうふうに理解しとけばいいんですか。

○森山建築住宅課長 はい、そうでございます。

○中野委員 今は家賃を払ってらっしゃるということで、その家賃は損害賠償金ということでしたが、それはきちんと損害賠償金という認識をされるような形で請求なり、受け入れをされてるわけですか。

○森山建築住宅課長 当然、この方にはそのように通知もしております。そして損害賠償金ということで請求して払っていただいております。ですから、今までは家賃としては口座引き落としとかされてましたけども、口座引き落としはせずに、直接、銀行等で支払っていただくという形をとっております。

○中野委員 損害賠償という形であれ、受け入れをしながら明け渡しを求める裁判をしていることですが、果たして裁判に勝ちますかね。

○森山建築住宅課長 勝つと確信しております。

○中野委員 微妙なところだと思うので、その結果は、また結果がわかったときに教えてください。お願いしときます。

○森山建築住宅課長 わかりました。

○黒木委員長 12時になりますので、一応ここで午前の質疑を打ち切って、以下の質疑は午後に行いたいと思います。午後は1時に再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時0分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、報告事項の質疑を行います。

○森山建築住宅課長 大変申しわけございません。午前中に御説明いたしました県営住宅の明け渡し請求案件のうち、入居承継できない件に御報告いたしましたけども、委員会資料の13ページでございます。済いません、少し時間をいただいで補足させていただきたいと思います。先ほど御説明いたしましたけども、ちょっと説明が十分でなくおわかりにくい点があったかと思しますので、ここでちょっと説明させていただきます。

入居承継につきましては、公営住宅法の第27条と県条例の25条、そして国の通達を踏まえまして、県で入居承継の承認に係る取扱基準というのを定めております。

その中で、ここの2番目の山口さんの場合で申しますと、山口さんの場合、亡くなられた名義人の息子さんでありまして、同居はされておりましたけども、この息子さんが入居承継の要件にあります高齢者でありますとか障がい者、そういった入居承継の基準に該当いたさないとい

うことでございます。

そして、次の南田さんでございますけども、この方は同居承認の手続をせずに無断で入居されておりましたために、手続されておらないということから同居者ではないということと考えておまして、入居承継の基準には該当しないということと考えておるところでございます。

期間等についてですけども、入居名義人の死亡の事実を確認しましてから明け渡し請求を行うまでの期間につきましては、まず、入居者に新しい住宅を探す期間というのが必要でございますことから、おおむね3カ月をめぐりに退去するよう口頭で自主退去を指導しております。

次に、口頭での指導に応じない場合は、1カ月程度の期間を定めまして文書での明け渡し請求を行い、その期限到来後は契約を解除して、民法及び条例の規定によりまして、家賃から損害賠償金に切りかえて請求するというところでございます。

そして、裁判について勝てるのかという御質問でございましたけども、他県におきまして勝訴事例、最高裁判例等もございまして。このことにつきましては弁護士の方と相談させていただきながら訴訟を提起するというところでございます。

それと、この13ページの表のことでございますけども、左から2段目の内容のことでございますが、この内容の欄につきましては、従来から明け渡し請求のみの場合でありまして、この「明け渡し請求及び家賃等請求」ということで表記させていただいて従来から報告させていただいているところでございます。

補足説明は以上でございます。

○中野委員 同居対象にならないかを確認したために同居人の続き柄を聞いたんですよね。

だから、それは言わなくてもわかったわけですがね。

ただ、そこで新たな問題は、山口さんは同居をもともと認めちよつちゆうことにならせんですか。

**○森山建築住宅課長** この山口さんの場合は、最初からお母さんと一緒に入居されておりますので同居者ではございます。ただ、承継するお母さんが亡くなられて、その権利を引き継ぐというところで、その承継の対象に該当しないということでございます。

**○中野委員** そういう場合には同居はオーケーということですね。同居しても問題ないという答弁ですがね。そのことと、じゃあ南田さんは無断という言葉が使われて、無断同居と言ったけれど、亡くなられてから入居されたという意味なの。この南田さんのほうはどうなるんですかね。兄貴という立場は、もともと同居はできないという意味なんですか。

**○森山建築住宅課長** 山口さんの場合は最初から親子で入られたということで、名義人と同居人ということで入居の承認をして住んでおられたということでございます。そして、お母さんが亡くなられて、承継の要件にこの方が該当しないので訴えを提起するというところでございます。

南田さんにつきましては、名義人が妹さんでございますけども、もともと一緒には住んでおられずに、後で入られたらしいんですけども、そのときに同居の承認申請という手続をとっていただければ、我々のほうも同居ということで認めることは可能でございましたけども、その手続をとらずに今までこられたということでございます。

**○中野委員** わかりました。次に提出報告書の

ことで質問していきたいと思いますが、県住宅供給公社です。ちょっと確認をしたいと思うんですが、198ページでの県の評価の中で、将来は解散するという方向性を示したと。だから近いうちにこれは解散するということですよ。非常に経営状態もよろしくて、借金もなくされてるから、今がやめるときだと思うんです。それで、その場合に、今でも正味財産が77億ありますね。これは解散したときには、どこに入るんですか。

**○森山建築住宅課長** 公社が解散しました後に清算法人といいますか、それで清算してまいりまして、それで残った、その財産等については出資法人である県が引き継ぐということになってございます。

**○中野委員** だから、それはどこに入っとるんですかね。県の何という収入になるんですか、そういうもうかったお金は。県だから県に聞いとるんです。

**○森山建築住宅課長** 濟いません、少しお時間ください。

**○中野委員** それから、解散した場合、常勤役員が3名、これはみんな県の職員か退職者だから心配は要らないと思うんですが、12名の職員のうち8名は県職員以外ですよ。この8名の人の今の立場ですよ、正職員とか臨時職員とかありますよね。そういう人で、年齢は何歳で、そしてその方たちはどんな処遇になるのかということをお聞きしたいと思います。

**○森山建築住宅課長** 現在の職員でございますけども、8名の中で住宅公社の専門といいますか、プロパーでございますけども3名おられまして、この方たちが年齢といいますか、それぞれもう50代後半でございまして、お一人が26年度まで、お一人が27年度、お一人が28年度まで

と、これはプロパーの方でございます。そして、残り5名は再任用職員の方でございます。もともと公社にプロパーで勤められた方を再任用として採用しているところでございます。

解散後の処遇につきましては、住宅公社さんのほうで十分検討といたしますか、配慮されるものと考えております。

○中野委員 その処遇はわかりました。遅くとも平成28年には退職される方ということですよ。その処遇は住宅公社でということでしたが、もともと県が100%出資した会社ですから、むやみな首を切るようなことはされないように。できたら、この解散の方向性も、28年度以降にしてもらえばいい話ですよ。せつかく、今までここで働いて、こういう年齢であれば家族も養われてきたんだと思いますから、有終の美を飾らしていただくようにしてください。要望しておきます。

それから、3ページ、たくさんの正味財産を持っていらっしゃるということでしたが、ちょっと中身がわかりませんから聞きたいと思います。まず、負債のほうからですが、この引当金は具体的には何ですかね。

○森山建築住宅課長 引当金につきましては、将来予定されている支出または損失に充てるための引当金でございます。先ほどのプロパー3名の方の退職金、そして、あと、計画修繕等の引当金ということでございます。

○中野委員 金額が2億3,300万書いてあるわけだから、金額を教えてください。

○森山建築住宅課長 退職給付引当金のほうが5,895万9,000円余でございます。計画修繕引当金が1億7,447万円余でございます。

○中野委員 12名の職員うち、プロパーが再任用を含めて8名で5,800万の退給、計画修繕の引

き当てというのは何ですかね。

○森山建築住宅課長 先ほどの退職給付引当金はプロパー3名の分でございます。3名で5,895万9,000円ということでございまして、計画修繕引当金のほうは公社が所有してる建物で賃貸物件等がございますけども、その建物修繕等のお金でございます。

○中野委員 退職金は1人1,630万ぐらいということですね、計算すれば。せつかく1億7,000万も引き当てるのであれば、ほかのページみたいに具体的にどンドン書いてもらっておればいいですよ。そこは次のときまで、よろしくお願ひします。

それから、流動資産ですが、15億9,000万の有価証券とは何かということと、未収金が1,400万あるんですが、この未収金の中身、これを教えてください。

○森山建築住宅課長 有価証券の内容でございますけども、譲渡性預金でございます。この譲渡性預金といいますのは、銀行の定期預金の一つで、他人への譲渡が可能な定期預金ということになっております。

次に、未収金でございますけども、内容として未収の家賃、例えばまなび野のレストランほかということでございます。そしてあと2公社、道路公社等の共通の経費、人件費ですとか消耗費、そして国債の受取利息ほかということでございます。

それで、未収金のうち未収の家賃につきましては、この調書自体が3月末でございますけども、8月、先月に、ほぼ入金済みでございます。

以上でございます。

○中野委員 その譲渡性預金というのは有価証券の部類に入るんですか。

○森山建築住宅課長 定期預金の一つというこ

とでございますので、この中に含まれるのかと思います。

○中野委員　そういう分類があるんでしょうからよしとして。さっき未収金の中身に国債受取利息も言われましたよね。国債もあったということですか。

○森山建築住宅課長　2ページの資産の部のずっと下のほうに、下から2番目に、その他の固定資産とございますけども、これで長期有価証券としまして国債ということで、今5年物、10年物の国債を資産として持ってるところでございます。これの利息が入るということでございます。

○中野委員　その他の固定資産14億8,888万7,000円、国債も取得されてこういう形で計上されてるわけですね。聞けば、何か見つらいような、解明できないような、この書類が、具体性がないような気がするけど。ちゃんと国債は国債で書かれて……。それは国債は有価証券にはならないとですか。

○森山建築住宅課長　長期有価証券ということで聞いております。

○中野委員　長期有価証券がその他固定資産で一括されるよりもちゃんと計上してほしいなと思います。有価証券という流動資産だから、二、三年以内のものじゃないということでしょうが。計上せんけどいい、何か取り決めがあつとですか。

○森山建築住宅課長　上のほうの有価証券を譲渡性預金ということで御説明いたしましたけども、こちらのほうは他人への譲渡が可能な特別な定期預金ということでございますので、流動資産のほうに入れさしていただいているということでございます。

それと、この財産目録等の書き方でございま

すけども、地方住宅供給公社会計基準というのがございまして、住宅公社の監事に公認会計士の方になっていただいておりますけども、この方の指導のもとで基準に基づいて作成しているところでございます。

○中野委員　近く整理する会社だから、余り細かく言う必要はないと思うけど、県民にわかりやすい書類であるべきだと思いますがね。固定資産だから、何か土地とか建物とかそういうものをイメージしてしまいますがね。有価証券であれば、それが元本が確保されてるのかないか、見方によっては、やはりそういう目線で見なければならんと思うんですよね。きちんと有価証券の部類に入るのであれば、できたら県民がわかるような書き方でしてもらいたいと思いますがね。何か内部の法律か規定か知らんけど、それに載っておれば仕方がないかもしれませんが。一言で言えば、見たときに県民がわかりやすい書き方のほうがいいのではないかなという気がします。これは要望にしておきます。

○西村委員　先ほどの損害賠償の落石のところの、12ページのほうなんですけども、割と損害賠償額が、交通事故の割には多額だなと思って見ておったんですが。落石事故と認定される、もちろん事故をされた方が警察ないし保険屋さんとかを呼んで事故をしたということの第一報から始まると思うんですけども、誰がこれを落石事故と認定されるのか、まず教えてください。

○坂元道路保全課長　現地からの通報をいただきまして、管理しておる土木事務所のほうで現地のほうを確認いたします。そして、実際、被災に遭われた方と現地での立ち合いをするという手順を踏んでおります。

○西村委員　だから、それは第一報というのは、

現地からというのは警察がされるのか、その事故に遭ったという本人がされるのか、誰なんですか。

○坂元道路保全課長 まず、実際、被災に遭われた方からの情報を、まずいただいております。

○西村委員 ちょっとよくわからないんですが、その人が、例えば警察官立ち合いのもとで情報をくれるのでしょうか。

○坂元道路保全課長 事故が発生した場合に、時間帯等にもよるんですけども、事故が起きましたということで管理してる土木事務所のほうに一報をいただいております。必要がありましたときには警察官等の立ち合い等も求めて検証しているところであります。

○西村委員 別にこの方を疑うわけではないんですけども、運転手というものは、前方をちゃんと確認しながら運転するという義務も当然負っているわけなんですけども。私も田舎道を運転してて、大きな石というか、これに乗り上げたら危険だなという石が落ちてるところはよく見かけますし、場合によっては排水溝なんかからあふれた水なんかで滑りやすいところとかっていうのも雨の日なんかはあると思うんですが。一切、それを全部が全部、事故っていったのを落石のせいだというふうにされたら、本当にこの4件ぐらいではおさまらないような気がするんですけども、そういう手順のマニュアルみたいなものっていうものは存在しないんですか。警察官と立ち合いのもととか、保険会社と立ち合いのもとで、この事故であれば前方不注意が半分はあるよねと、これは前方不注意が8割あるよねというもので、普通、自動車事故なんか起こした場合は、10対0ということとはほとんどないじゃないですか。大体5対5であったり7対3であったり、そういうものというの

はどうなってるんですか。

○坂元道路保全課長 事故の発生状況につきましては立ち合いのもとで検証いたします。どうしても避けられなかった事故、例えば落石が車両通行中に直撃するとかいうこともございます。または、ちょっと前に落石のあったものに乗りに上げたということもございます。そういう場合には、当然、運転者の注意運転義務違反ということもございますので、過失相殺ということで過失割合を決めさせていただいて補償させていただいているというところでございます。

○西村委員 これと別に、道路をパトロールしていただいておりますよね。地元の建設業者さんとか、建設業協会さんとかがやられて回って、落石があったりとか、そういう危険箇所を報告がされると思うんです。当然その人たちが見かけたら、落石があったのを片づけてくれたりとかっていうのはあると思うんですけども、そういうものが逐一、各土木事務所管内とかに連絡が来てるもんなんじゃないでしょうか。

○坂元道路保全課長 交通量によってパトロールの頻度というのは異なってまいります。現在、県内土木事務所全ての事務所で道路巡視業務委託というのをやっております。そしてまた、そのときに少し支障のあるものについては当然そのときに除去いたしますが、危険性のあるもの、おそれのあるものにつきましても情報をいただいております。そういう場合には事前に除去するなりの対応をしております。

以上です。

○西村委員 わかりました。非常にこれ、例えば人身事故につながって、歩道を歩いていた人が亡くなったとか、事故に巻き込まれたとか、そうなることが一番恐ろしいわけでもありますし、当然落石が多い区間というのは標識で「落石注

意」ということがありますけども、かといって、その標識があるからって減速してるかというのと、自分も含めてですが、そうでもないのかなと…。なれてる山道だからっていう方が、割と事故に遭われる確率も高いのかなと思うんです。ぜひこの対応を、もう今までと一緒のままじゃ、多分この事故というのは減らないと思いますんで、陥没なんかの件も含めて、保全課として何かまた次の一手というものを、ぜひ考えていただきたいなと思います。要望ですが。

**○坂元道路保全課長** 道路の安全を確保することは大変重要というふうに考えております。そういうことから、現在、毎年、年度初めには所属長会議等も行っております。その中でもパトロールの徹底等については注意喚起をいたしているところであります。

あと、事故が発生した場合、類似の事故がほかの土木事務所でも発生しないかというようなこともありまして、そういう防止する観点からも、各土木事務所のほうには事故が発生した場合には情報を共有しております。

また、今年度からの取り組みとしまして日本郵便株式会社等の道路異常時の通報、#の9910ですね、そちらのほうの情報をいただくということも今回締結をしたところであります。速やかな情報共有によりまして事故の発生がないように、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○中野委員** 今の西村委員の質問に関連ですが、これは保険金で全部対応したと言われましたよね。これを私は聞いて、さっき落石の概念もあるんだけども……。これは過失割合が、その損害の過失の分だけが支払った金額なんでしょ、100%じゃないんですがね。

**○坂元道路保全課長** 今回報告しておりますのは4件であります、12ページの表なんですけれども、一番上の388号での落石事故については過失割合5割ということで算定しております。あとの残りの3件につきましては、車両が通行中の直撃ということでございましたので。過失割合はございません。

以上です。

**○中野委員** 過失が100%あったちゅうことでしょ。

**○坂元道路保全課長** 事故の形態からいたしまして直撃ということで、通常の運転では避けることができなかったということで認定をしたところであります。

**○中野委員** だから、そういうことを答弁してもらわにゃいかんと思うんですよね。保険金も出たと言われたから、過失割合もされたんだろうというふうに私は認識して聞いておりました。本来100%ある過失なら、保険金だから外来の急激かつ偶発的なものなら100%出ると思うんですよね。そうでないものは過失があったと見られないかんと思うんですよ。だから、過失が全部なくて100%をイメージするような損害だったというふうに解してしまえば、これは人身事故等を入れたら、県が物すごい……。これは任意保険にも入っているんですか、任意保険で支払ったんですかね。

**○坂元道路保全課長** ちょっと説明が不十分でありました。もう一度申し上げますと、一番上の388号の甲斐智恵美さんの件につきましては、過失割合が5割と。そして残りにつきましては、この方は任意保険で対応をされておりました。

**○中野委員** そういうことで任意保険で対応。ですから、人身事故であっても、無制限の保険に入ってるかどうかわかりませんが。保険に入っ



てるから安易に過失割合をするんじゃないくて、さっき言ったような偶発的なものだったのかどうかとか、そういうことをきちっと県はしんしゃくというか見て、そして過失割合に応じて支払う。その責任のある分だけは保険に入っておれば保険金から出してもらおうということをしてないと、とんでもないことになってしまいますからね。その辺のことはきちんと。書くときも、できたらその辺のこともきちんと書いてもらえば、さっきみたいな質問はないと思うんですよね。

○坂元道路保全課長 次回から、そういう過失割合が発生した場合には、説明の中で説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。

その他の報告、建設工事における指名競争入札の試行状況について、及び建設工事における指名競争入札の試行について御説明申し上げます。

委員会資料の15ページをごらんください。

まず、建設工事における指名競争入札の試行状況についてであります。

1、指名競争入札の試行状況、(1)管内別試行状況の表をごらんください。

左から2列目に、公共三部の通知件数と落札決定件数を示しております。土木事務所の管内別に示しており、一番下の行に合計値を示しております。9月13日現在、公共三部全体で41件の指名通知を行い、このうち28件について落札者を決定しております。41件と28件の差は、見積もり期間中にあるものなどでございます。

部ごとの数値は、公共三部の列の右側に内数

で示してございますが、県土整備部は指名通知を21件行い、落札者を14件決定しているところです。

次に、(2)の応札状況であります。

落札決定した28件につきましては、各案件10者を指名しており、平均落札率は91.8%であります。

参考として、条件付一般競争入札で実施した案件の状況をごらんいただきますと、平均応札者数が8.2者、平均落札率が91.1%でございます。指名競争入札とほぼ同じ水準となっております。

次に、2、今後の試行予定等であります。

試行件数につきましては、年度内に200件程度を見込んでおります。

16ページをごらんください。

建設工事における指名競争入札の試行についてであります。

6月の常任委員会で御報告いたしました試行の概要を記載したものであります。2の試行期間の(試行開始時期)であります。その他の試行対象工事、9月末目途であります。次の3、試行対象及び件数等の(1)の②舗装工事、③とび・土工・コンクリート工事、④建築一式工事につきまして、今月末を目途に対象工事に加えるものであります。

なお、③とび・土工・コンクリート工事に(一部の工事に限る)とございますが、一部の工事とは、斜面の崩壊防止のために吹きつけ等を行う法面処理工事と、ガードレール等の設置を行う交通安全施設設置工事を対象とするものであります。

次に、5、指名業者の選定基準をごらんください。

指名競争入札の実施に当たっては、透明性、

客観性の高い選定基準を作成するとともに、評価項目、評価方法をあらかじめ公表し、客観的なデータに基づいて指名業者を選定しております。

17ページをごらんください。

指名業者の選定基準に係る評価項目①土木一式工事についてであります。土木一式工事におきましては、①から⑭までの評価項目を設定し、それぞれ評価項目ごとの内容を記述してあります。

18ページから21ページにつきましては、それぞれ新たに対象に加える舗装工事、とび・土工・法面処理工事、とび・土工・交通安全施設設置工事、建築一式工事のそれぞれの評価項目と内容について文章で記しておるところです。

なお、これらの作成に当たりましては、舗装協会や法面保護協会など関係団体等と十分に意見交換を行ってきたところであります。

指名業者の選定基準に係る評価項目につきましては、各工事ごとの特性を踏まえまして設定しておりますので、土木一式工事と比較しながら一括して説明したいと存じます。

22ページのA 3縦、織り込んでございますけれども、A 3の縦、指名業者の選定基準に係る評価項目について②と書いてあるものをごらんください。

まず、表の構成についてでございます。一番目の行には、①から⑭の評価項目を並べております。

一番左の列には、上から試行対象業種と等級などを並べております。14個の評価項目ごとに土木一式、舗装工事、とび（法面）、とび（交通安全）、建築一式の評価方法を比較できるようにしております。

見方でございますが、左側3列目の評価区分

は、高いほうからAからDまでの段階評価としております。例えば、③現場までの距離におきましては、工事箇所と営業所所在地との距離が近い業者に評価区分Aが適用され高い評価となるというふうに見ていただきたいと思っております。

なお、同じ評価でありましても、特定の項目には重点的に配点してあるものがあります。今回の試行の目的が、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者育成を図るということであることを踏まえまして、地域の建設業者の育成につながる②地域特性、③現場までの距離につきまして、また、平時における災害対応体制が確保され、迅速な対応が可能となるということで、⑧防災協定への加入、それらについて重点的に配点しているところであります。

3列目の評価区分のA、B、C、Dの下に減点とあります。減点することがある場合には丸印をつけているところであります。例えば、④県工事受注状況におきましては、当該年度に県の指名競争入札と総合評価落札方式による受注実績があった場合には減点を行うとあります。

次に、表中の着色部分と太枠線についてであります。着色部分は、土木一式工事とその他の対象工事の間で主な相違点がある項目を示しております。太枠線はそのように取り扱う理由にはある程度共通点がありますので、大きく3つのグループに分けておるところでございます。

そのグループについて御説明いたします。資料の一番下の四角囲いをごらんください。

1であります。条件付一般競争入札において設定してる地域要件や営業所の取り扱いが異なるため、評価区分の適用等を変更するものがございます。これには②地域特性と③現場までの距離が該当いたします。

②地域特性は、土木一式のB等級では県内を7ブロックに分けて入札を行います。例えば舗装のB等級では、業者数の関係からもっと広い3ブロックの範囲から指名業者を選定するよう設定したところであります。

③現場までの距離につきましては、舗装ととび(法面)に限り、本店以外の営業所についても評価をするものでございます。

次に、2の工事の内容によって防災協定や建設機械の使用状況が異なるため、評価対象を変更するもの、または評価しないこととするものについてであります。これには⑧防災協定の加入、⑨建設機械の保有が該当いたします。

⑧防災協定の加入につきましては、県からの緊急時の要請に対しまして協力できる体制にある企業が高く評価されますが、舗装や法面処理といった専門工事についても、緊急時に協力できる体制にある企業について、さらに高く評価されるよう設定したものであります。⑨建設機械の保有につきましては、舗装工事において専用の機材の保有を評価いたしますが、その他の工事につきましては、客観的データがないため、試行におきましては評価しないこととしております。

次に、3の地域企業育成型の適用がなく、その登録データを活用できないため、他のデータを用いて評価するものについてであります。

これには、⑫社会貢献、⑬県工事への参加意欲が該当いたします。

⑫社会貢献は入札参加資格、つまり格付時でございますが、そのときに提出していただく社会貢献活動の実績に関するデータ、それで評価をしておるところです。

⑬県工事への参加意欲につきましては、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事には、総

合評価落札方式の地域企業育成型の適用がございませんので、試行におきましては評価しないこととしております。建築一式工事につきましては、前年度と当該年度に地域企業育成型の登録を行っているものを評価することとしております。

主な相違点につきましては以上でございますが、あと2つ、着色の部分がございます。

一つは、⑭入札参加実績の列の一番下の建築一式の減点の欄が横バーになっているところでございます。建築工事では民間工事が大部分を占めます。公共工事の入札参加者が少ない状況にありますので、入札参加者の確保の観点から、入札参加実績がない企業につきましても減点をしないとするものでございます。

最後に、⑭入札参加実績の右横、米印、混合入札時の特例についてであります。これは、舗装工事で実施している上位等級との混合入札に限って適用するものであります。舗装工事の指名競争入札におきましては、条件付一般競争入札と同様にA等級とB等級の両方の企業を指名しようとした場合、評価基準は同じでありますので、B等級の企業がほとんど入札に参加できない状況となってしまいます。このためB等級の企業の評価を一律に高く設定し、B等級の企業が一定程度指名されるよう特例を設けるものであります。

概略のみの説明で恐縮でございますが、以上でございます。

**○坂元道路保全課長** 道路保全課であります。

委員会資料の25ページをお開きください。

一般国道268号紙屋大橋補修工事等について御説明いたします。

なお、26ページの参考資料のほうもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、1の紙屋大橋の概要についてであります。

小林市野尻町にあります紙屋大橋は、昭和41年に建設された鋼製の橋で、橋長236.1メートル、道路幅員7メートルの橋梁であります。

次に、2の工事の概要等であります。

この工事は老朽化した防護柵の取りかえ工事にあわせ、コンクリート床版の補強工事を実施したもので、橋の重量増加を極力抑えるため、軽量の炭素繊維成形板を床版に張りつける工法であります。

参考資料の2をごらんいただきたいと思えます。床版補強対策とひび割れ状況の図面を示しております。黄色で示しておりますのが防護柵で、ピンク色で示しておりますのが炭素繊維の成形板であります。炭素繊維成形板は幅10センチ、厚さ2ミリ、長さ1.8メートルの板状のものを30センチ間隔でコンクリートの床版に両側に張りつけております。

25ページのほうにお戻りください。

(2) これまでの経緯であります。

平成23年9月、工事に着手し、工事が終わった区間から部分的に車両を通しながら工事を進めていたところ、24年の2月に路面の一部にひび割れが発生し、6月にはひび割れが広範囲にわたって発生いたしました。ひび割れの発生箇所と状況写真については参考資料に示しているとおりであります。

舗装の応急補修工事は随時実施してまいりましたが、ひび割れ発生原因を明らかにし、抜本的対策を検討するために、一般国道268号紙屋大橋補修補強工法検討会を本年2月に設置したところであります。

3の検討会についてであります。

(1) 検討会の委員は、宮崎大学中澤名誉教

授ほか2名の橋梁専門家をお願いしまして、委員会は2月から7月にかけて3回開催いたしております。

続いて、(2)の検討結果についてであります。

現地調査や各種試験を行い、さまざまなデータを解析しまして、その結果、発生原因は①②に記述してるとおりであります。

説明は参考資料の3のひび割れ発生の原因で説明をいたします。

①に断面図を示しております。青く着色しているのは舗装で、ピンク色で示しているのが炭素繊維成形板です。その下の部分が既設のコンクリート床版であり、粗骨材とモルタルでできております。粗骨材にモルタルとの付着力を確保できていなかったと思われる大きな川砂利が使用されておりました。

②の上の図のように、輪荷重がかかることによりコンクリート床版に水平方向の力がかかり、赤く示しているように粗骨材とモルタルが剥離いたしました。

②の下の図のように、この剥離は繰り返しの輪荷重の作用により舗装面に達し、ひび割れとなりました。

以上の理由から、ひび割れの発生は補強材が剥がれて生じたものではなく、既設床版に起因するものであり、工法や施工の瑕疵は特定されなかったところであります。

最後に、4の今後の対応であります。対策工法はイメージ写真にありますように、縦桁を増設し、床版を下面のほうから支える縦桁増設工法を採用することとしました。

この工事は現在設計中であり、12月ごろに着手し、工事の期間は約8カ月を予定しており、工事に要する費用は約9,000万円を見込んでおります。工事の間、約4カ月の片側交互通行の規

制が必要で、利用者の方々には御不便をおかけすることとなりますが、今後とも道路利用者の安全の確保に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上であります。

○大谷都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の27ページをお開きください。

平和の塔からの眺望確保のための樹木剪定等について御報告をいたします。

まず初めに、1の平和の塔からの眺望の現況についてであります。平和の塔が昭和15年に完成をしまして、70年以上の年月が経過しております。公園内の樹木も樹齢を重ね、かなりの高木となっております。このため、かつてのように市街地や海岸線を一望する眺望は確保されていない状況にあります。

右の28ページの写真をごらんください。

現在の平和の塔に設けられました展望所からの眺望の状況を写真に示しております。シーガイアと表示してある部分がシェラトン・グランデ・オーシャンリゾートでございます。写真ではちょっと見づらくなっておりますけれども、肉眼ではラグゼーツ葉やイオン周辺の高い建物の一部と、その向こうの水平線がわずかに見える程度となっており、県民の皆様からも眺望確保を望む声が寄せられております。

27ページにお戻りください。

2の樹木剪定のための事前調査について御説明をいたします。

平和の塔からの眺望を確保するためには、広範囲の樹木剪定が必要となります。樹木の剪定については、クレーンなどの機械が入れない傾斜地での作業が予想されるため、その方法や費用について、また眺望の範囲、景観や自然環境への影響などを総合的に比較検討する必要がご

ざいます。

このため、①に示します、ことしの12月までに②の測量や樹木の状況、作業方法や費用、剪定後の景観の変化を把握するための合成写真の作成などの調査を行うこととしております。

下の図は、調査のイメージを示しております。

上の平面図をごらんください。赤の四角が平和の塔の位置を示しております。側線の1から7は、測量を行う予定の箇所を示しております。側線1から4は海岸線を臨む方向で、側線2がシーガイア方向となります。側線5から7が市街地を臨む方向になります。

下の図は、側線2のシーガイア方向の断面の予想図ですが、測量を行いまして、このような断面図を作成し、支障となっている部分を確定をします。赤の線は、平和の塔からの見通し線を示しており、この線より上にはみ出る部分が眺望の支障となる部分となります。また、上の図の灰色で着色した部分は、支障となる樹木の調査を行う範囲であり、そのうち斜線で示した範囲は、次のページの3で御説明しますが、平和の塔前広場における試験剪定の予定箇所を示しております。

次のページ、28ページをごらんください。

3の試験剪定についてであります。当公園内の樹木は、高齢かつ高木となっておりますので、樹木の剪定に当たっては、どのように剪定していくのか、その方法の技術的な検証と剪定により受けるダメージや剪定後に枝がどの程度伸びるかといった発育状況などを事前に把握する必要がございます。このため剪定作業や維持管理が比較的容易である平和の塔前広場において、来年の2月から3月ごろに試験的に剪定を行い、樹木や眺望の変化を確認したいと考えております。

また、この試験剪定箇所は、平和の塔の正面に位置しておりまして、今回の試験剪定によりかなりの眺望改善効果が期待できるものと考えております。写真の白い点線が試験剪定をする高さをイメージしたものであります。

最後に、4の今後の対応についてであります。

平和の塔からの眺望を確保するための剪定につきましては、御説明しました調査や試験剪定の結果を踏まえた上で、県民の皆様からも広く意見を伺いながら、総合的に判断をし対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。その他の報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 二、三、質問というか、確認をさせてください。

まず、15ページ、指名競争入札の試行状況について説明がありましたが、この通知件数41件、落札決定が28件ということで、その差13件について、見積もり期間中にあるものなどというふうに、「など」と言われたけど、見積もり期間中がほとんどで、「など」というのもあるということだと思っておりますが、「など」とは何ですか。

○郡司管理課長 「など」は、件数は少ないんですけども、事後審査、いわゆる技術者がちゃんと配置できるかどうかの審査をするものから、その期間が数日かかるということがございます。

○中野委員 そういうのも二、三件あるということですね。

それから、応札状況のことで、この平均落札率91.8%、最大が98.7で最小が89という、この平均落札の出し方というのは、この28件の率を単純に足して、それを28で除した金額ですが、どんな出し方ですか。

○郡司管理課長 これは率で割るのではなくて、それぞれの発注金額の平均、それと落札金額を足して割るという金額ベースでございます。失礼いたしました。それぞれの落札の平均値でございます。

○中野委員 その平均91.8というのは、平均の出し方ですよ。

○郡司管理課長 それぞれの落札率、例えば20件ございますと、20件のそれぞれの落札率、それを足し合わせて20で割り戻したという数字でございます。

○中野委員 私が質問したことと一緒じゃないですか。びっくりしました。

それで、けさ新聞に載ってましたよね、きょうはそれを説明するという。この参考のことだったと思うんですが、あれはどういうことだったんですか。説明はあったですかね。

○郡司管理課長 新聞記事に載ってたのは、落札率が99.9%、この参考に記載しております条件付一般競争入札で実施した案件で、平均落札率91.1%、その隣に最大99.9%の記載がございますが、この案件が新聞記事に載っておりまして、これは環境森林部で発注した案件でございます。これは恐らく地理的条件等、あるいは平均落札率が一般的に高くなる傾向といたしましては、地理的条件、いわゆる機械搬入が非常に難しい場所であるとか、あるいは工事金額が少額なもの、こういったものについて落札率が高くなる傾向にはございます。

○中野委員 それは新聞に載ったけど、何が問題だったのか、ちょっとわかりませんでした。あれは応札者が少なかったからということの指摘だったんですか。

○郡司管理課長 応札者が少なかったからという指摘ではなくて、落札率が高かったという、

その事実だけが記載されてたと思います。

○中野委員 現に応札者は何件あった。

○郡司管理課長 応札者は1者でございます。

○中野委員 だから、その新聞に載った理由がわからんとですがね。こういう、条件つきとはいえ一般競争入札の場合は、応札者が1件でも、これは入札をせざるを得んとですかね。それで、この県土整備部でも、そんな少ない応札者の入札というのもあったもんですか。

○郡司管理課長 条件付一般競争入札は応札者に制限ございませんので、公募した段階で競争をされてるという前提ですので、1者入札は当然あり得ますし、1者入札を認めてるところでございます。それと、県土整備部でも1者入札という案件はございました。

○中野委員 その場合の入札というのは、例をとってどのくらいですかね。

○郡司管理課長 1者入札につきましては、数十件ございますけども、落札率は、それこそ最低制限価格ぎりぎりのものから、97%、98%というのもございます。これはやはり工事の物件といたしましうか、物によって落札率は変わってきております。一概に1者入札だから落札が高い、低いというのとはございません。

○中野委員 この一般競争入札の場合の入札の仕方は、今電子入札ですよ。それで、自分1者だけということは事前にはわからないわけですがね、事前には。

○郡司管理課長 何者応札されるか、あるいは誰が応札するかというのは全くわからないということになります。

○中野委員 そういうときに99.9とか高い比率の場合は、その応札をしたところはほかにはないだろうなと思って高い入札でするもんですかね。

○郡司管理課長 委員のおっしゃるとおりじゃないかと思っておりますが。

○中野委員 それ以上は、もう聞くとやばになりますから聞きません。

それから、22ページ、この評価区分ですよ。⑭までありましたが、1点だけあれと思ったんです。⑨ですよ、建設機械の保有。何で建設機械の保有が評価区分になるのかですよ。今どき建設機械を持たんでもいいような気はするんですけど。いわゆる資産をたくさん抱えて経営するよりも、その都度、借りたほうがましだというのが今の企業じゃないですかね。それが、保有を評価にしたという理由が、今どきちょっとという気がしましたが、いかがですか。

○郡司管理課長 建設機械の保有につきましては、国のほうでも経営事項審査という建設業法に基づく審査があるんですけども、やはり災害対応力強化といたしましうか、そういった建設機械を保有されてる業者さんにつきましては、災害対応力があるということで加点をしております。県のほうでも同じように、今回の指名競争入札につきましては災害対応力の強化という趣旨から、そういった機械等を保有する業者について加点をするといいたしましうか評価をするという趣旨で、今回、評価項目に加えさせていただいております。

なお、現実に舗装でいいますと、やはり建設機械等を加点しておりますけども、実際の業者さんもAクラスの業者さんでいいますと90%を超える率で機械を保有されております。これはもちろんリースを含んでおりますが、90%保有されてる。あるいはBクラスの業者さんでも60%の方は機械を保有されてるといった状況もございます。

○中野委員 それならコンボとか、ああいう小

規模なものでも、1台なら1台というふうに評価されるわけですか。その機械の大きさも大きいほうがいいとか、そんな評価の仕方もあるんですか。

○郡司管理課長 今ユンボというお話が出ましたけども、土木一式工事では、やはり掘削系、まさにユンボあるいはショベル系、こういったものを評価しております、これにつきまして評価の機械を指定をさしていただいております。どういったものを評価するかということにつきましては、経営事項審査の項目と同じ機械を評価させていただいているということで、当然これはリースも結構ですということになっております。

○中野委員 当然それはリースも結構ですという、それはどういう意味ですか。リースも結構ですというのは、リースですと持っとけば保有ということになるということですか。

○郡司管理課長 自己保有及びリース契約で保有している場合については評価をいたしますということでございます。

○中野委員 そういう類いのものはリースでいいから、自分で契約して、一応保有しとかんないかん、それを評価していくよということですね。そしてまた、そのぐらいの機械は自分で保有していないと、災害対応とか、あるいは保有するということは、ある程度経営力がないと保有できませんから、そこを評価をするということというふうに理解すればいいんですね。

○郡司管理課長 委員のおっしゃったとおりでございます。

○中野委員 次に、25ページの268号線。実は以前、事前に説明を聞いて、改めて質問するちゅうのはちょっと失礼になるような——議員がこういうことを言っちゃいけません——気がす

るんですが。ちょっと今聞いてあれと思ったもんだから質問いたします。

この理由は、本当にひび割れは、説明されたようなことが理由なのかということですよ。それで、この応急補修工事というのは、どういう応急補修工事をされたんですかね。

○坂元道路保全課長 応急補修工事につきましては、クラックが発生いたしまして、水が下のほうに浸透するという現象が見られましたものですから、それ以上に劣化するのを防ぐということで舗装を剥ぎとりまして、舗装だけを補修をしたのが応急工事でございます。

○中野委員 それで現状は、このひびはどうなってるんですか。

○坂元道路保全課長 現在のところはひび割れは補修いたしまして、塞がっているという状況でございます。

○中野委員 それで、奇異に思ったんですが、今気づいたんですよ。23年9月に工事着手して、24年の2月にひび割れが発生したんですよ。この期間は、わずか5カ月。そして、応急処置をして、今日1年以上がたっていますよね。ひび割れはないわけでしょ。だから、素人として思うのは、本当に言われたのがひび割れの理由なのかと、それに9,000万も費やして工事の必要があるのかという気がしたんですよ。

○坂元道路保全課長 ひび割れの原因につきましては、検討委員会を立ち上げまして、さまざまな各種試験もいたしました。その結果、判明いたしましたのが、今回施工した下のほうに大きな石が含んでたというのが大きな原因でございました。その上に補修したわけなんですけど、先ほども説明いたしましたように輪荷重といいますか、トラック等の荷重が伝わりまして、下のほうから、また上のほうにひび割れが上がっ



てきたということでございます。

○中野委員 そしたら、それが理由なら、この大学の先生たちが検討したことを、素人が注文とか、いちゃもんつけるのは非常にこれは失礼かもしれませんが、応急処置をして1年以上もたってひび割れが出ないのであれば、本当にこれが理由かなと思うんですが。もともとのこのひび割れの理由が違ったんじゃないかなという気がしますが、そういうことは考えられないんですか。

○坂元道路保全課長 現地でのコンクリート試験でありますとか、いろんな解析等でも実施をいたしましたけれども、原因はそういう大きな石を含んでたというのが大きな要因でありました。

現在、一般の車には通行には影響はなく、安全性は全然問題はないんですけれども、総重量が25トン以上の大きなトラック、そういう通行に関しましては耐荷力を有してないということがございますもんですから、現在25トン以上の規制ということでかけておるところでございます。268号につきましては、県内でも幹線道路ということでございますので、やはり耐荷力を増す必要があるというふうに考えておりますので、改めて対策を行うものでございます。

○中野委員 今25トン以上は制限がされているんですか。

○坂元道路保全課長 今、道路情報板等でも示しているところなんですけども、当然大きな車については特殊車両の通行許可申請というのがございまして、そちらで申請を出していただいてチェックすることにはなっておるんですけれども、念を入れるために道路の情報板等でも表示いたしまして、案内はしてるところであります。現在25トン以上についての規制は行ってい

るところであります。

○中野委員 23年9月から24年2月までに25トン以上が何台通ったんですか。

○坂元道路保全課長 この場所での25トン以上という数値は持っておりませんが、最近、車の大型化ということもございまして、県内全体での数字を申し上げますと、平成24年度に…

○中野委員 ここの工事のことを出さな、ほかんことは関係ねえわね。それでひびが入ったというから、25トンを言われたんだから。それが本当の原因を知りたいのよ。だから、ここだけの通行量でいいんです。

○坂元道路保全課長 268号の通行量につきましては、全体が約1万2,000台ぐらいが通行量になっております。そして、そのうち大型車という部類に入りますのが約2割から3割程度入ってると思っております。

○中野委員 25トン以上が2割から3割、今までは通っておったということですね、この期間に。今は、そんなに車通ってないですかね。私も毎日通行してるけど、25トンというのはどのくらいの車ですか、荷物を積んだ状態という意味ですか、車両が25トンという意味ですか。

○坂元道路保全課長 総重量が25トンということでございます。

○中野委員 そのことは把握されていなくて、5カ月間でひびが入った。その理由は本当かなという気がして今質問してるんですから。9,000万県単事業を費やすわけでしょ。だから、なぜ、応急処置をして今日まで1年2カ月間、ひびが入ってないのかなという気がして。すると、25トン以上を制限してるからという話だったけど。

○坂元道路保全課長 最初にひび割れが発生いたしましたして、その後、随時ひび割れは発生した

わけなんです。それはこれまでに補修はやってきております。

○中野委員 あんたがそういう答弁をするんで、私も納得しない方向になってしまうんですが。あんまり難しゅう答弁せんでいいですよ、単純に聞いているんですから、素人が。

○坂元道路保全課長 失礼いたしました。ちょっと私勘違いしております、最初にひび割れが発生いたしました後に、約6回ほど補修はやってきております。ひび割れが発生いたしました、応急補修工事をその都度実施してきたということでございます。

○中野委員 あれから1年2カ月の間に、たびたび補修工事をしてきておるといことですね。

○坂元道路保全課長 最初に2月にクラックが発生いたしました、その後にもひび割れが拡大するといいますか、ありましたもんですから、その都度ひび割れ補修についてはやってまいりました。

○中野委員 補修はしてもいいと思うんですよ、安全性のために。しかし、説明を聞いて、理由が本当かなという気がしてならんもんだからですね。それで、この経緯の期間を見てですよ。しかし、ずっと6回にわたって補修をされたというから、私も毎日のように通っていますから、いつされたのか、ちょっと記憶にありませんが。簡単な補修でよかったんでしょう。しかし、理由が別で、両側に補強するぐらいでそれで直らなかつたら、それが理由じゃないということになるということにならんですかね。これは将来の仮定の話ですが。

○坂元道路保全課長 この橋は昭和41年にできまして、相当の年数も経過いたしております。前回は上面からの補強ということでやりました。今回考えておりますのは、下のほうから鉄骨と

いいますか鋼材で支える工法と、表面につきましても舗装面の下のほうを少し切削いたしまして防水工といいますか、水が下に伝わらないような工事と舗装工事のやりかえということで考えておりますので、今回の対策をすれば、対策としてはいいかなというふうに考えております。

○中野委員 結果的に9,000万が無駄でなかったというような補修であればいいんですが、そうならないはいけませんので、念には念を入れて注意をして補修をしてください。お願いします。以上。

○外山委員 平和台の植栽の剪定をということで、この前そういう話ししまして、早速やってもらおうと、本当に宮崎の観光のためにはありがたいと思うんです。ただ、あのときちょっと私も考えてなかったんですが、あそこのレストハウスがありますよね。あれは県有の建物ですよ、そうですね。あのレストハウスからの眺望も非常に大事なもんだから、今度の調査も、そこ辺まで含めた調査をしてもらえるんでしょうか。

○大谷都市計画課長 今回の調査は樹木だけなんですけれども、我々のほうで直営でレストハウスについてはかなり老朽化しておりますので、そういったもの調査はやってきております。

○外山委員 レストハウスそのものじゃなくて、あそこの2階のレストランから見たときの眺望の調査を入れておるのかちゅうことです。

○大谷都市計画課長 あそこの2階からの眺望は、昔どおりにかなり見えるんですけれども、一部やっぱりかかっているところがございますので、今回の調査でも、そのあたりは調査をする予定にしております。

○外山委員 了解。

○黒木委員長 その他の報告事項について、ほ

かに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、その他、何かありませんか。

○井上委員 都市計画課長にちょっとお尋ねしたいんですが、京町温泉駅に関してのあそこの道路のことを、私たちも調査をさせていただいた経過があるんですけども、あそこの反対の方たちとの話し合いというのは、今どのような状況になっているのかを教えてくださいたいと思います。

○大谷都市計画課長 京町のあそこの計画につきましては、ことし、都市計画審議会にかけました。その前に反対意見の方がいらっしゃったんですけども、その後、今から現地の測量等を行っていきます。その時点でまた、そういった方たちには説明をしていこうと考えております。

○井上委員 確認ですが、まだ変わってないんですね。反対の20名ぐらいいらっしゃるといのは、まだ変わってないということですね。

○大谷都市計画課長 この前と変わっておりません。

○井上委員 ありがとうございます。

繰越明許のときにちょっとお話ししましたが、細島港の活用というのは大変重要だと私は思っているところですけども、これと同時に九州中央道の現状というか、何かいい情報でも、こちらに入ってきているようなことはあるんでしょうか。対策局長に聞きたいと思います。

○直原高速道対策局長 いい情報というのは、どういう感じがいい情報かと……。

○井上委員 改めて返ってくると思いませんでした。東九州自動車道はそれなりの進捗を見ているわけですね。私は前から申し上げてるとお

り、細島港を十分に活用し、物流効果を上げるためには——確かにおおそ志布志港にとられそうな勢いなんですけど、せっかくうちは細島港を整備ずっとしていくわけですので、この中央道の進捗というか、それは今まで私たちが報告を受けてるのから、ぴたっと動いていないのか、それともそれなりの動きがあるのか、そこをちょっと教えて。他県の状況であっても結構です。教えていただきたいと思います。

○大田原県土整備部長 新聞等でもごらんになられたかと思うんですが、日之影高千穂の区間につきまして用地関係の応援ということで、日之影町が2名体制で用地関係の専属の職員を配置しまして、やっぱり用地が一番肝心かなめなものですから、そこを解決して——あの区間はトンネルが多いんですけど、その両坑口に、たしか多くの相続関係が発生しておりましたので、それを解決するために地元も応援ということで、日之影のほうでそういう人間を配置しまして、少しでも早く工事が終わるといいますか、そのような体制をとったというようなことを聞いております。

○井上委員 この今の時期が一番私たちにとってみると、次年度の予算に大きなかわりが出てくるので、そこで東九州自動車道は、まあまあそれなりの進み方をしているわけで、この中央道については我が県のほうもアプローチする。そして、国からの対策も受けるというようなことがきちっとマッチしないと——中央道は名前だけはあるだけで、宮崎にとってそれがどんなふうに生きてくるのかっていうのが非常に何ていうか、響いてこないわけですよ。だから、できたらその響きが私たちが実感ができるようにしてもらわないと。そして、東九州自動車道ほど、みんなから何も言われなくてもいいけれど

も、少なくとも中央道の情報については、私たちに向かって着々と情報を公開してもらわないと、やはりこの中央道がないと、宮崎県の今後の景気というのはあんまり期待できるものではないんじゃないかと。東九州自動車道だけではだめだということを私は思うわけです。

だから、中央道をしっかりと宮崎もやるんだということも含めて、もっとアピールしていただきたいなというのが狙いなんですけど、そのお話を聞かせていただきたいと思ってます。

**○直原高速道対策局長** お時間かかりまして申しわけありませんでした。最近の中央道に関しての動きを言いますと、まず、平成25年度の国土交通省予算の当初配分の時点、5月15日のことでしたが、このときに未事業化区間の中で高千穂と蘇陽の間、熊本までの間ですけど、こちらの概略ルートや構造の検討を行う調査費が計上されたということで、まだ事業化まではいかないんですが、事業化に向けて一歩前進ということになりました。

それと、6月14日のことなんですけど、今度はこの25年度予算を踏まえて、道路事業の開通見通しなどの公表がございまして、そのときに先ほど部長からもお話がありましたけど、高千穂日之影間の今年度からの工事着手というものが明示されたところでございます。それを受けて用地取得の準備に現在取りかかっているというのが高千穂日之影間での状況ということでございます。

**○井上委員** もう知ってる情報は知ってるというふうに思ってもらったらいと思うんです。この道路は宮崎県の観光にも大きく影響する道路なんです。だから、やはりもっと敏感にと言ったらおかしいけど、宮崎県側もどうアプローチするのか。熊本県はというたら、熊本は自

分たちのところだけはするかもしれないけど、宮崎側はしないってことなので、本当の意味での道路の価値というのが上がらないというふうに思うんです。観光にもいいけども、何といっても物流にこれは大きな力を発揮するわけだから、そこをもうちょっと丁寧に取り組んでいただくといいなというのが私の要望です。要望でとめておきます。

**○西村委員** 昨日、串間の大会で、参加された方はわかると思うんですが、壇上で国会議員の方が河野知事に対して、早く開通をさせたいと。開通させたいんだったら、県が先行取得して、その予定地を買ってくれということを言われたと思うんですけども、そういう事例は今の井上委員の中央道、もしくは東九州道、既にそういう対策で前倒しで買ってるんでしょうか。そういう取得はどのような状況なんですか。過去にあるのかも含めて。

**○直原高速道対策局長** きょうの大会の中で、たしか上杉先生からだったら思いますが、そういうお話がありました。それで、県が先行取得するという事例は、他県で大規模な高規格幹線道路等について行われてる事例は確かにございます。ただ、それがまだ景気よかったころの動きだったりしまして、今の御時世とちょっと違う向きがあるのかもしれませんが、可能性としては当然、他県でできて本県でできないということはないわけでありまして。また、その場面になったときにですけど、今のところはどこの土地を買うのかも全くルートも決まってないわけですからわからないんですが、またその計画熟度もしくはこのルートを通るということが確定したころには、そういった考え方も一つ選択肢として出てくることはあると思います。ただ、今のところは、まだどこを買うのかという

ところまで見きわめがつかない状況ですので、その熟度と合わせながら検討なり、それとか他県の事例とかも研究しながらということになってくるんだと思います。

**○西村委員** ありがとうございます。きのうの話とか、きのうは、ちょっと皆さん、リップサービスも過ぎたような感じだったもんですから、あたかもそれを言われればもう来年でも始まるようなすごい勢いを感じたんですけども……。

例えば、どうしても財政規模が弱いといったら失礼ですけども、市町村の中でも小さい市町村が並ぶようなところは未開通区間というか計画区間がありますので、確かにそれが財政的にも、県もやれと言われたら県も厳しいという中でも、例えば日之影とか、あっちの西臼杵方面でも、そういうものが先行取得すれば早く希望が生まれるのかどうかというところが我々もわからないし、先ほど言われたように、そもそも情報が国のほうからもなかなか来ていないということに対して、どういった準備をすれば早くいくかというところが、その辺もわからないと思うんですけども、今の話だと、できないことはない。過去、そういうことがあったということであれば、改めて開通、ここに計画がされているところを県が取得するというのも検討はできないのか。局長に聞くと申しわけないので、部長はどうなんでしょうか。

**○大田原県土整備部長** 今ちょっと局長が申しましたように、きのうの話の段階では、まだ概略ルートですから、どこにかかるというのがはっきりしておりません。今まで東九州自動車道をやる時に用地事務所があったと思うんですが、あれはもう範囲もはっきりして、県のほうで買収ということで、お金とすればネクスコからいただいたりとか——ですので、私たちの向こう

に対する協力支援といいますのは、どのところを通りますよということに対して、うちのほうから人的な面で、いろんな用地交渉も、やっぱり地元あればそれだけ詳しい方もいらっしゃいますので、その人たちを雇用したりとか、そういう実務として応援する。そういうことまではできるのかなと思います。

あわせて、たしか清武のほうですか、あちらについては、昔の役場のほうにそういう部署を設置して役場の職員がそういう用地取得に当たったというようなことも聞いております。きのうは、今委員申されましたように、勢いで県のほうで先行取得という、なかなか取得に対しましては財源の問題がありますので、明らかに用地の幅、どこがかかりますよと決まった段階で、こちらの県のほうでも率先して動いて用地を当たる、解決に一日でも早く導いていく、そういうのが今の段階で県としてやれる方法かなというふうに考えております。

**○西村委員** わかりました。ありがとうございました。

**○中野委員** それはそうですが、今までの高速道路に関しての用地取得は、高速道路対策局の職員が用地の担当として、いろいろ事務所にも出向いてずっとしておったわけですがね。えびのが開通しましたが、あれからもう37年、供用開始が昭和51年だったと記憶してますが、もう37年たってますよね。あのときにも県の職員がちゃんと入ってきて、用地取得のこと一生懸命されておりましたよね。だから、用地取得は全部県がするんじゃないんですか。

**○直原高速道対策局長** 高速道路を、えびのところの話をされてると思うんです。全国どこの都道府県でもそうなんです、昔の道路公団、今のネクスコの高速道路会社が整備する道路に

については、どこも県が用地取得をすることになっております。もうそれは全国的なルールでそうなっております。ですが、現在整備するのは、恐らく国土交通省の直轄事業で行われることとなります。国土交通省が整備する場合は、原則は国土交通省が自前で用地取得作業を行います。ただそれだけですと、さすがに地域性とか、どこの誰と交渉したらいいとかいう地元ならではのフォローが必要ですので、そういったことで例えば県であったり、市町村の方ということでお手伝いをしてもらおうというのが一般的な方法でした。

ですので、そもそもの道路の整備に当たっての用地取得を誰がやるっていうのが根本的に違っているというのがあるにはあるんですが、そうとはいえ、どうしたら早くなるかということのほうが、要は先行取得したらいいとかそういうことではなくて、どうすれば用地が早く取得できて事業が早くなるかということ、その結果のほうを多分お求めになられてると思いますんで、それにつきましては昔の高速道路のつくり方とは違うとはいえ、やはり最速でできるような方法というのを考えていくのが我々としても必要なことだと考えております。

**○中野委員** えびのはかなり前にできとるんだから、昔の考えで済ませませんでした。

それから、確認しておきますが、仮に県が先行して取得した場合、その場合はちゃんと経費負担は見てくれるんですかね。事例を教えてください。

**○直原高速道対策局長** ひとえに先行取得といってもいろいろな方法があります。その金利を乗せた上でやるやり方もありますし、実際、県が一旦全部買い取ってから、また県が売るといって、地権者が一旦県になって、それで売ると

いう方法もあつたり、いろいろな方法があります。金利を乗せるという考え方もありますが、ただ、昨今だとそんなにもうかんないんじゃないかなと思いましたが、たしか。

**○外山委員** 用地取得もですが、環境アセスを以前でやってきてますね。そんなにお金がかかることじゃないんで。これなんかは県が先行して環境アセスをやっていく必要というか、やるべきだと思うんですが、どうですか。

**○直原高速道対策局長** 当然そういう環境アセスを必要とする事業に当たればということなんですけど、今お話の東九州自動車道、それと九州中央道については、そのアセスメントを必要とする路線なのか、そうでないのかということも含めて、まだ検討段階のところにあります。とはいえ、アセスメントをしないで道路をつくるとなりますと、求めてる側の方もやっぱりいらっしゃいますので、何かしらの形で納得できるような検証というんでしょうか、そういうのは行うのが一般的です。ただ、今のところは事業者さんのほうでどのように取り扱うのかということも含めて検討中ですので、その辺は明らかなことはお答えできないという状況にあります。

**○中野委員** それともう一点。けさ、地価が幾らという発表がありました。九州では福岡県ぐらいのもんですかね、上がったのは。あとの九州各県、マイナスで、マイナスの幅はちょっと狭くなったんですが、非常にプラスに上がる場所もないし、南海トラフが影響するところは、ことごとくそういう状況であったようです。しかも、東京オリンピックがまだ発表されていないときに、その数字はまとめたんだろうし、ましてやりニアモーターカーが発表する前の数字ですよね。ですから、この南海トラフの予想されているところはマイナスイメージがあつて、な

かなかそういう面も、地価が上がるということはいいいことではないかもしれませんが、経済の一つのバロメーターでありますから、東証云々ちゅうのには、なぜか知らんけど上がる方向がプラスになると思うんですよ。だから、南海トラフが影響したりするから、その辺のことはきちっと早く提示するということをしていただきたいということ。

今度の代表質問から質問出ておりましたが、リニアモーターカーは民間で、こういったとこはいいいとして——東京オリンピックですよね、あれで中央ばかりが目立って公共事業が極端にいかないように、我々もこれは一生懸命取り組まなきゃなりません、県土整備部等が中心になって徹底していただくように。特にまた局長は向こうから来ていらっしゃるから、そういうことがないように、特に高速道路なんかはこっちもどんどんやるよと。やるよとなれば、そういう方面も解決するわけですから、そういう意味合いも含めて早期の九州・宮崎県高速道路、その他の事業がスムーズにいくように、そのことが宮崎県の浮揚になると思いますので、よろしく願いしときたいと思います。

**○大田原県土整備部長** 今、井上委員、そして中野委員言われましたように、高速道路の整備促進というのが、やはり本県にとって最大の重要課題ということを私どもも十分認識しております。やはり執行部側と議会側、やはり両輪となってといいますか、それでいろんな要望活動も、今後ともやっていきたいというふうに考えてます。そのためには、さっき委員言われましたように、情報の共有、いい情報にしる、悪い情報にしる、やはり悪い情報ですと、すぐ手を打つといいますか、その対策も出てますし、いい情報ですと、今度はそれに乗かって、またさら

に進めるというそういうやり方はありますので、また今後とも私たちが一生懸命になって皆様方にも要望活動等含め、いろんな部署にお願いしながら、この高速道路の整備促進、それとあわせまして、大きく言えば本県の社会資本整備、それに組みんでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

**○井上委員** 最後に答弁していただいたのに恐縮ですが、重ねて。今回、一般質問させていただいたときに、川南のパーキングエリアのことを議場で言わせていただいたんですが、あれは、そのこの該当の市町村だけで話をするというのは、私は問題があると思うんです。ネクスコと、それから何とか機構と、そういうレベルじゃない話なんですよ、正直に申し上げて。あれは、やっぱり議会側も含めて、観光的にどう活用していくのかとか、今後県政に物すごく影響があるのに、関係のある川南町だとか、そこら辺の市町村だけで話しても全体が解決する問題ではないんですよ。だから、例えば今度中央道の話が出たときに、どのあたりにパーキングエリアができるということを設計の段階でわかるとしたら、それは観光の施設としても、いろんな意味で県が関与をしなくちゃいけない内容だと思うんですよ。川南のパーキングエリアは本当にもったいない。まさにもったいない。本当にそう思って、今でも残念なんです。関係の市町村だけで話してるようなレベルのことではないという認識をきちんと持ってもらわないと、サービスエリアをどうするかとか、パーキングエリアをどうするかというのは、これは大きな問題なので。何ていうんですかね、道路が通りゃいいとかという話とはちょっと違うので、やっぱり施策に大きく影響する問題なので、そこは敏感であってほしいんですよ。全てにおいて敏感

であってほしい。そこを重ねて部長によろしく。これは県土整備部の皆さんにですけど、メッセージしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○大坪道路建設課長** 道路建設課でございます。

午前中説明させていただきました工事請負契約の変更について、トンネル工事の件なんですけど、説明が不十分なところがございましたので、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、現場の今の状況でございますが、掘削は完了しておりますが、トンネル工事自体はまだ引き続きコンクリートの舗装とか、いろいろとありますので、今現在動いております。

あと補足させていただきたいということで、当該工事現場につきましては、議会の承認を受けるまでの間、工事を中止しておることは、現場の安全確保とか周辺住民への影響、コストの増大など大きな支障が生じますことから、やむを得ず工事を進めさせていただいておるところでございます。

トンネル工事につきましては、実際掘削をしてみないと必要な工法や費用の確定が困難なところがございますので、今回提案させていただきました3つの工事につきましては、トンネル掘削を行う中で脆弱な地質区間が存在することが判明したことから、御承認をいただくために速やかに仮契約を締結しまして、直近の議会であるこの9月議会に議案を提出させていただいたところでございます。

補足の説明は以上でございます。

**○大田原県土整備部長** 補足といいますか、私のほうから、今回それぞれの案件で大きな変更が発生したわけではありますが、今課長が説明しましたように、現場をストップさせることはいけない、やはり地元の方は、早いそこの完成を待ってるということで。今後、私どもとしまし

ては、こういう大きな変更が生じた場合には、前もって常任委員会の皆様方に事前に説明、こういう理由でこれだけの変更額になりますとか、先ほどお話がありましたように、増額をもちきでやってるんじゃないかと、それは私たちはございません。さっきの繰り返しになりますけど、やはりコストと安全性というのが相反するものがあります。安全性を追求しますとコストが上がっていきます。事前の調査を十分にやればいいんですけど、今度はそういう意味で時間をかけると、次の進展に支障が出てきますので、ある程度のオーソライズされた工法で調査等設計もやっていきまして、その後に発生した案件といいますか、ふぐあいに関しましては、今回の掘削に関しましては、きょう出ましたように岩判定委員会とか、その場その場で的確にこれが本当に妥当なのか、これでないと安全が保てないのか、過大じゃないかとかいう、そういうこともいろいろやっていきます。ですので、経費等を含めまして、事前に大きな変更等発生しました場合は、常任委員会の皆さん方に、また詳しく説明をしていきたいと思っております。そういうことで考えてますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○森山建築住宅課長** 建築住宅課でございます。

先ほど住宅供給公社について報告させていただきましたけども、中野委員のほうから、残った財産の受け入れはどこになるのかという御質問がございまして、一般会計の諸収入の雑入で受け入れるということで考えております。

以上でございます。

**○黒木委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** ないようでしたら、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、



お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時48分休憩

---

午後 2 時57分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

24日の午前10時に委員会を再開したいと思います。採決は24日の午後 1 時半に行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時58分散会

平成25年 9 月 24 日 (火曜日)

---

午前10時0分再開

---

出席委員 (8人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

---

説明のため出席した者

県土整備部

県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
県 土 整 備 部 次 長 ( 総 括 )	鈴 木 一 郎
県 土 整 備 部 次 長 (道路・河川・港湾担当)	岡 師 雄 一
県 土 整 備 部 次 長 (都市計画・建築担当)	白 賀 宏 之
部 参 事 兼 管 理 課 長	郡 司 宗 則
技 術 企 画 課 長	高 橋 利 典
道 路 建 設 課 長	大 坪 憲 男

---

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	山 口 修 三
議事課主任主事	田 代 篤 生

---

○黒木委員長 委員会を再開いたします。皆さん、おはようございます。きょうは20日に引き続き、議案第7号から9号における工事請負契

約の変更について、さらに質問をいただきたいということで委員会を再開したところでありますので、御説明をよろしくお願いいたします。

○郡司管理課長 管理課でございます。それでは、お手元の資料により御説明をさせていただきますと思います。

まず、1の議会の議決を要する契約についてでございます。

本県におきましては、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事または製造の請負と規定されているところでございます。

また、当初契約に係る議案につきましては、契約の金額、相手方、工期が示されており、これらの事項に変更がある場合には、改めて議決を得る必要があるとされているところでございます。

続きまして、2の議決を得た契約の変更についてでございます。

(1)の契約の変更の考え方につきましては、①の直ちに工事を中止し、議決を得た後に工事を再開する場合、②の工事を継続しながら、議決を得る場合、③の知事が専決処分を行う場合が考えられます。

続きまして、(2)の今回の工事の対応についてでございます。

議決を得た契約につきましては、変更の必要が生じた場合には、速やかに設計変更を行って仮契約を締結し、議決をいただくことが原則でございます。

しかしながら、議決をいただくまでの間、工事を中止した場合には、現場の安全管理の問題、資材等のリース期間の延長、あるいは人員確保に伴うコストの増大、開通のおくれによる周辺

住民への影響等が懸念されるところでございます。

また、トンネル工事につきましては、掘削する地盤の状況によって、随時、工法を変更する必要が生じますことから、工事が一定程度、進まなければ、変更すべき工法や金額を確定することができず、議案の提出が難しいという特殊な事情がございます。

以上のことから、トンネル工事につきましては、工事を継続しながら議決を得ることとさせていただいております。今回の案件につきましても、工事が一定程度、進捗し、変更の内容と必要な金額が確定できたため、速やかに仮契約を締結し、直近の今議会に議案を提出させていただいたところでございます。

なお、知事が専決処分を行うことにつきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないときなど、極めて限定的に解釈すべきとされているところでございまして、また、今回の議案が議会の議決を経て締結した事項の変更に係る契約であることを考えますと、今回の案件につきましては、知事の専決処分にはなじまないものと考えているところでございます。

続きまして、(3)でございますが、今後の対応方針(案)についてでございます。

今後、工事を進めていく中で、議決内容の変更を要する事態が生じたものの、その対応内容が確定できない場合も出てまいります。

このような案件につきましては、適時、直近の状況を各常任委員へ御報告させていただきながら、変更内容が確定次第、速やかに議案を提出する取り扱いとさせていただきたいと思っております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、トンネル工事の進め方等につきましては、道路建設課長のほうから改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。トンネル工事について補足説明をさせていただきます。

2ページ目をごらんください。

まず、1の事業の流れについてであります。

トンネル事業につきましては、主に土の中の工事となりますことから、地質調査等の事前調査を行い、その結果をもとに詳細設計を実施した後に工事を発注し、施工を進めていくこととなります。

施工におきましては、①の掘削工・覆工にありますように、トンネル断面の掘削を行った後、コンクリートで壁面を覆い、トンネルの形をつくります。

次に、この中に道路を設置するために必要となる②以降の排水工や舗装工などを施工し、トンネル工事は完成となります。

石原第1トンネル及び美郷トンネルの1工区・2工区につきましては、今回の議案の対象となりますのは①から③でありまして、現在のうち排水工や舗装の路盤工を施工中であります。

次に、2の事前調査についてであります。

トンネルを設計する際の事前調査につきましては、道路トンネル技術基準に基づき、地表踏査や両坑口側のボーリング調査及び中央部付近の弾性波探査を実施することになっております。

当初設計時においては、これらの調査結果をもとに、地山強度を想定して掘削時の支保パターンを決めております。

石原第1トンネルの調査の例であります。事前調査として、地表踏査と鉛直ボーリングを

7本、水平ボーリングを2本、さらに弾性波探査を実施しております。事前調査には約4,000万円ほどの費用をかけて実施しております。また、事前調査の結果をもとに詳細設計を行っております。

なお、弾性波探査実施区間におきまして、一部区間に岩の抜け落ちや風化した地層など、脆弱な箇所が掘削時に確認されたため、支保パターンを変更することといたしました。

それでは、参考資料で石原第1トンネルの事前調査について御説明いたします。

3ページの参考資料—1をごらんください。

一番上の断面図は、石原第1トンネルの地質縦断図でありまして、トンネル部分を赤色で、またボーリングの実施箇所を青色で示しております。

鉛直ボーリングは、図面の左側、起点側であります。左側の坑口付近に5本、右側の終点側の坑口付近に2本実施し、水平ボーリングを起点・終点の坑口にそれぞれ1本ずつ、合計2本実施しております。

加えて、全区間で弾性波探査を実施しております。ここで、弾性波探査とは、人工的に地震を発生させ、波の伝わる速さで、山のかたさや断層の有無などを推定する調査方法のことです。

地質縦断図の下をごらんください。

当初設計の支保パターンを上段に、変更となった支保パターンを下段に、着色して記入しており、着色の違いが変更箇所となります。黄色がCⅠパターン、緑色がCⅡパターンであり、支保パターンの違いにつきましても、左下の図に示しておりますように、CⅡパターンはCⅠパターンと比較しますと、鋼製支保工を追加し、ロックボルトの本数をふやした支保パターンと

なっております。

地質縦断図にお戻りください。

トンネルの掘削は、図面の右側、椎葉村側から、図面の左側、日向市側に向けて掘削しておりますが、半分を過ぎたあたりで、当初想定していた地質の状態と異なっていることが確認されたため、岩判定委員会を開催し、支保パターンを一部区間変更することといたしました。

具体的には、資料の下のほうにあります岩盤の写真をごらんください。これは、切羽と呼ばれる掘削の最先端部でございます。左から1番目がCⅠパターンの切羽、2番目がCⅡパターンの切羽でございます。

今回、変更の対象となったCⅠとCⅡの岩盤状況について見てみますと、岩質は同様でありながら、CⅠについては、一番左の写真ですが、亀裂が少なく、その右側のCⅡについては、層状の風化層や亀裂が多く、天井部に岩の抜け落ちがあるなど、脆弱な箇所が見受けられます。そのため、CⅡパターンについては安全に作業ができるよう、鋼製の支保工やロックボルトの本数をふやして施工しております。

一見、同じような切羽に見えますが、現地で詳細に観察して初めて、層状の風化層や細かな亀裂については見つけることができます。これらは弾性波探査で発見することが難しいことから、掘削そのものを施工中の調査と位置づけ、適宜、現地に適した支保パターンの変更を行っているところであります。

トンネル工事においては、事前の調査に限界があり、施工自体、調査を兼ねて進めていかなければならない工事であることを、何とぞ御理解お願いいたします。

続きまして、掘削の手順について御説明いたします。

2ページにお戻りください。

3の掘削の手順についてでございますが、掘削工事におきましては、切羽部の状態に応じて、安全で適切な支保パターンを選択しながら、下の図のような流れで施工を行っております。

それでは、参考資料の4ページの参考資料2をごらんください。

まず、①の坑口部の施工を行います。それから、②の掘削から、⑦ロックボルトの挿入までの一連の作業を貫通まで繰り返すものであります。

説明につきましては、以上でございます。

**○黒木委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんで質疑がありましたらお願いいたします。

**○西村委員** 今、課長のほうから説明いただいた内容というのは理解はしてると思います。予想できなかった難しい工事になってしまっていて、もともと、ぎりぎりのラインで予算を組んで、さらに難易度が上がって高い工事代金がかかるというのは、もうそれはいたし方ないことなんです。

きょう、問題としてるのは、もう実際、工事は継続してる段階で、今回、予算に係る議会を、議会としては承認以外どうしようもないっていう、この手続論に関して、ちょっと疑義を唱えてるところがありまして。先ほど契約変更の考え方、①、②、③の中で、知事が専決処分を行うということは、あくまで緊急だっていう話がありました。じゃ、この2番ってところが、当然誰かが許可を出すんですが、ある意味それが専決のようなものになると思うんですが、これは部長の判断なんでしょうか。

**○大田原県土整備部長** この岩の状況というものにつきましては、先ほど課長説明しましたよ

うに、岩判定委員会というので、それでやりません。この状況につきましては、私たちはいわゆる指示書なり打合簿というのを作りまして、それで事務所長まで、その状況が回ってきます。

**○西村委員** 済みません、聞き方が悪かったです。

この①、②、③に、どの議決変更の考え方、①、②、③っていう、どれにするかっていう判断は部長がされるんですかっていうことを伺いたかった。

**○大田原県土整備部長** この①、②、③の判断をするかというのは、私のほうでやっています。

**○西村委員** それで、判断がつかない場合に、知事に専決にするかどうかを仰ぐということなんでしょうか。①、②、③の判断がつかない場合に知事に、知事も当然素人だと思いますが、知事に判断を仰ぐ仰がないの、そのラインがちょっとわからないんですが。

**○郡司管理課長** 契約変更の考え方で3つ、①から③まで、こういうケースが想定されますということで記載させていただいておりますけども、その建設工事、特に議会の議決をいただいた工事につきましては、基本的に選択肢としては、①もしくは②というのが原則だと思っております。

なおかつ、①が通常のケースでございますが、トンネル工事については、いわゆる掘ってみないとその金額が確定できない、いわゆる議案が作成できないという特殊性があるということで、②の選択肢をとらざるを得ないという御説明をさせていただいたところでございます。

それと、知事の専決につきましては、ケースとしては何らかの突発的なような事態が生じた場合、いわゆる議会が招集できないような事態が出た場合等については専決処分もあり得ると

ということで記載させていただいてるということで、基本的に③の適用というのは、この案件につきましては、ないものと考えてるところでございませぬ。

○西村委員 この案に対してはないということですが、近々この土木工事に関して、知事の専決処分が過去あった例があるんでしょうか。わかりますか。

○郡司管理課長 知事の専決を行った事例、九州各県等にも確認をいたしましたけども、こういったものはございませぬ。基本的には、議会の議決をいただいた契約につきましては、変更契約については議会の承認を得るということ。それと、全国的にも、過去にも数件ありましたが、ほとんどないと。いわゆる知事が専決した事例というのは、ほとんどないというのが実態でございませぬ。

○西村委員 わかりました。もう一点、追加でいいですか。

ないということで、実際①か②しか考えられないということで。仮に、今回のことは別として、余りにも、さらに改修費用が、今回以上に膨大になっていったりするケースがあった場合に、議会として、ちょっと承認しかねるなという事態が起きた場合はどうなるんでしょう。どっちみち一度工事をとめてしまわなければならない事態になるんでしょうか。

○郡司管理課長 仮に、議会のほうで承認ができないというようなことになった場合につきましては、やはり一旦工事を中断させていただきまして、改めて議案を提出させていただくというふうな手続になってこようかと思っております。

○西村委員 わかりました。

以上です。

○中野委員 ちょっと前段を確認させていただきます。

この3つのトンネル工事は、もう既に掘り上がったということでしたかね。もうトンネル工事は済んだんですかね、全部。

○大坪道路建設課長 3つのトンネル工事につきましては、先ほど説明したように掘削をして覆いコート、コンクリートでトンネルを覆うんですが、それまでの工事については終わっております。ただ、まだ排水工とか舗装工等が残っております。

○中野委員 トンネルを掘り終わったから、変更が順次出てきたんだけど、出たということで金額は減ってきたちゅうことですよ。

それで私は、契約変更の考え方というのは、そこは②だというけど、僕は①か③しかあり得ないと思うんですよ。①か③しかあり得ないと。工事を継続しながら議決を得るちゅうのは、岩判定委員会とか何とかちゅうことでされて、実質的にこういう膨大な金額が増額されるというのは途中でわかっておるはずですよ、工事を進める過程で。だから、継続しながら議決と。そのことは、金額を含めて、もう契約をオーバーするわけだから変更せないかんわけでしょう。そういうことをするというは、専決処分でふえるということ——実際は5億をもう超える案件だったんだから、その都度工事をとめて議決を得るか、専決処分しかあり得ないと思うんですが、そうしないと契約違反になりやせんかなど。全国的に数件と言われたけど、九州はないと言われたけど、僕は①か③を選択するのが本来じゃないかなど、こう思うんですよ。それで、そのことを聞きます。

○郡司管理課長 今、中野委員がおっしゃったように、この工事請負契約の変更につきまして

は、さまざまな疑義が出ておまして、これにつきまして総務省の見解として、変更する場合の手續については、直ちに工事を中止して、議決を得た後に工事を再開する、もしくは工事を継続しながら議決を得る、どちらかの方法でということで総務省からの解釈は示されてるところでございます。

そういったことに基づきまして、本県では、やっぱり地域住民に一番影響のない方法、あるいは工事の安全性が確保できる方法ということで、2の工事を継続しながら議決を得るという方法で、議会のほうに御相談させていただいてという実態がございます。

**○中野委員** そのこと否定はしないんだけど、一回こういう議案が通ってしまえば、トンネルだから、穴だから掘ってみらんわからんがというのが前提でされるわけですよ。それで、掘ってみらんわからんわけやから、これを継続しながら、工事を継続しながら議決を得るということは、結果論として、この金額を増額しなきゃならないということだから、それを容認するかしないかというのは、事前に議会が容認しておくべきか、知事がそのことを専決処分しておくということしかあり得ないと思うんですよ。そうでなければ、①の、これはもう大変なことだと、こういう岩盤では、とにかく工事がオーバーするというので、①を採用するかですよ。僕は①か③しかあり得ないと思うんですよ。これは私の持論として。

それで、そもそものこの工事請負契約ですよ。その変更というのは、皆さんが説明するのは、やってみたら、工法を変更、岩盤で工法を変更しなきゃならないからとかそういうことばかり説明するけど、工法を変更する云々ということは、金額が同じであれば、このことを

報告する義務はないわけでしょう。ということは、今回は金額がオーバーしたということが、この契約の内容は金額のところだけの変更になるという請負契約の変更ということですよ。

**○郡司管理課長** 中野委員のおっしゃるとおりでございます。議案の変更としては金額の変更でございます。その金額が変更された理由を私どもが御説明をさせていただいたんですが、議案そのものは金額の変更でございます。

**○中野委員** 僕はそういうことからすれば、やはり考え方というのは、全国は数件と言われたけど、①か③しかあり得ないと思うんですよ。これらの工事を継続しながら議決を得るちゅうのは、トンネルだから、事前に議会がそのことを含んで当初の工事請負契約を承認しておかない限り、②を採用することは、もうこれ自体が何というか、議会の議決の判断を超えたことになると思うんですよ。だから、私は、こういう場合は③ありきじゃないかなとしか思えませんよ。

それで、もともとの工事請負契約というのは、我々には、この契約書というのを渡ってるわけですかね、当初から。

**○郡司管理課長** 契約書については御提示はしてないと思います。議決案件としましては、議決をいただく事項といたしましては、契約の相手方、金額、工期ということで指定をされておりますので、その分についての御説明をさせていただいてるということになります。

**○中野委員** 本来ならば、その工事請負契約を事前にちゃんと見とって、変更になったときには、それが、ここが変わったというのを出して、我々議会の承認を受けるべき案件ではないかなと、今こう思うんですよ。そして、今回は金額の変更だけがテーマでしょう。どうも私はそ

の辺が。だから、今度のは事後承認、事後承認の形になってしまって、これが専決でもない、一番これがよかったから、この②を採用して、今回の議会に提案するんだという言い方ですよ。

ということは、繰り返しますが、トンネルを全部掘って、あとの附属する工事費というのはさほど変わらないので、この過程で岩盤が当初よりももろかったか、工事費が要る形に変更しなきゃならなかったという事実があって、しかも全部掘ってみて、その累計で、これだけふえましたから、その差額を承認してくださいという言い方だから、②はなじまないっていう気がしますね。我々の議会が承認するという、我々の議会の権限というか、それからすれば。

**○郡司管理課長** 確かに、掘ってしまって、工事をやった後の承認でないかという部分がございますが、これも、先ほど御説明させていただいたとおり、やっぱり工事を進めない、逆に言いますと、議案としてお出しする金額が固まらないというトンネル工事の特殊性といいたいでしょうか、掘って見ないとわからないということで委員もおっしゃいましたけども、まさにそのようなことで。実際には、施工してみないと変更金額が確定しない、議案がつかれないというトンネル案件工事の特殊性というのは御理解いただきたいと思います。

それとあわせて、変更の契約の進め方なんですけど、いわゆる知事が専決を行ってもいい、行う方法もあるんじゃないかという御趣旨でございますけども、ひとつ専決処分につきましては、考え方としましては地方自治法根拠法令179条、それと180条と2つの条文があるんですけども、179条の知事の専決につきましては、極めて適用が限られておまして、議会の議決を要す

る事項について、いわゆる議会を開催するいとまがないとき等というような極めて限定された規定がございます。その場合については専決処分ができる。

それともう一つは……。

**○中野委員** その説明は聞かんでいいですが、それはわかってるんですよ。もう今は、「いとまが」という言葉も使いませんから、もうどうの昔に改正されております。そういうことはわかってるんですよ。わかっているけれども、専決処分という知事が議会に諮る前の専決処分、これは金額そのものしか変更せんわけやから、金額の専決処分というよりも、こういう工法になるということ、知事が後で議会の承認を得るということ、これを内諾しておくか、今後はその都度報告すると言われてましたけれども、そのことを議会に、発生するであろう工法、岩盤何とか委員会もあるわけやから、その都度こういう工法になれば想定される金額は、想定で変更になりますということ、議案じゃなくても、ちゃんとその都度しておくべきことだと思うんですよ。

それで、この期間というのはどのぐらいかかったんですかね。物すごい期間がかかったわけでしょう。長くほっちらかせて、今我々に報告すること自体が非常に疑義が発生したり、これは専決じゃなかったのかとか何とかと言われるわけでしょう。だから、もともとの契約というのは、これは②でしかないとするならば、そのことは中止をする必要はないけども、選定委員会もあつたぐらいだから、そのときに金額が大きく変わるということを事前に我々に、変更をせざるを得ないことだということの報告事項を我々が承認しておくということ、でしかないと思うんですよ。

**○郡司管理課長** 今、中野委員のおっしゃった



とおりでと思います。

それで、今回、資料の1ページの(3)今後の対応案ということにも書かせていただきましたけども、やはりこういった長期化、あるいは大型工事につきましては、こういった議決内容の変更を要する可能性があるような場合につきましては、やはり各委員のほうに事前に御報告をさせていただきたいということで考えてるところでございます。

**○押川委員** この間の委員会では、知事の専決処分ではないだろうかという意見が多々を占めたわけですね。ただ、きょう、今説明があったとおり、そして中野委員からもありましたとおり、適時この委員会に——その都度、仕事の状況なり、変更が発生するような状況であれば、このことをしっかりやってもらうという形をとってほしいと、そのように私も思っております。

**○外山委員** さっき中野委員が言われた点で、工事を継続しながら議決を得るという方法だと、歯どめがですよ——例えばトンネル工事に限ることでもないし、金額が幾らになるかもわからんというのを継続しながら、結果的にこれだけ、あれぐらいの工事費になりましたということもあり得ますよね、理論としては。だから、そこんところの歯どめが、何かそこにきちっとあればいいけど、歯どめはないみたいだし、何となくアバウトということになれば、やっぱり工事の現場では、設計変更をやれば、概略どのくらいになるというのは大体わかるはずですよ、やってみらんとわからんちゅうんじゃない。ただ、そういうことを考えるのは、やっぱり一回とめてでも議会の承認を得る。

もしくは②も、私はちょっと、今言ったようにきちっとした歯どめがないということになれば

ば、やっぱり知事が——議会は知事の専決処分をできるだけ避けろということを、議会からは申し出をしてます。しかし、こういう場合は専決処分をして、委員会にその内容を報告してもらって専決処分、そして最終的には議決すると。ですから、手続論なんです。こういう形で議会提案、今、予算の補正出しておられる、もしくは知事の専決処分の承認を求める議案か、どちらかになりますよね。そこら辺は、また委員で協議しますけれども。ですから、②は、どうも何かちょっとアバウトで、歯どめがきかんような気がするもんですから、そんなときはちょっと……。

**○大田原県土整備部長** ちょっと繰り返しの説明になるかもしれませんが、参考資料の1の、ちょっとまた変更のところを見ていただきますと、先ほどの説明で、C Iのところ、当初がC I、黄色ですね、これがC IIに変わったわけなんですけど、これは右側からずっと掘ってきますので、最初の右側のC Iが、黄色が出たときは、大体想定どおりだなということで進めました。今度は、それからC IIが出まして、今度はC IIが出て、これもいろんな作業をしながら、今度は、次またC Iが出て、このC Iがずっと続けばいいんですけど、またC IIに変わったということで、現場現場は物すごく変わってきます。それに対して、今ちょっと説明がありましたように、お金をつかむというのが非常に大変な作業になります。私たちが今回お願いしてますのは、言えばC Iが当初出た時点で大きく変わるっていうふうな予想をして、委員の皆さん方に事前に説明をして、その直近の議会というのが、間髪入れずの議会等があれば、そこで正式な報告ができるんですけど、それができない可能性がやはり大だと思っておりますので、その場

合はもう、この議会が始まる前に委員の皆さん方にそれぞれ詳しい説明と、あわせまして、概算では大体お話ができますので、その時点では概算で説明をさせていただきまして工事は継続させていただき、そして次の議会で、この常任委員会等で正式にまた報告をさせていただくというのが、今回、私たちが委員の皆さん方をお願いしている考え方です。

です。それでいきますと、まだ工事は継続しています。また再度、極端なことを言いますと、この専決ちゅうのがまた何回も出てくる可能性があります。それと私たちが心配していますのは、やはり専決というのは、今、外山委員もおっしゃいましたように、できるだけ私たちがそういうのはなくしたい。やはり常任委員会等、あるいは委員の皆さん方にいろんな情報を報告をしながら、そこで審査してもらって、いろんなチェックを受けながらきちんと進めたいというのがあるものですから、工事を継続しながら議決を得たい。そのためには、こういう変更が出てきた場合は即時に皆さん方に報告、説明を申し上げるとともに、その次の議会では正式に報告を差し上げる、そういう方法でどうかかなということ、今回、ぜひお願いしたいというふうに考えてるところです。

**○井上委員** 今、部長の言われた、私は現実的にはそのとおりだと思ってるんですよ。でないと、やっぱり安全性も含めてそうだけど、私たちはそのことが一番大事なので。それと工事費の問題というのは。だから、最初、私も委員会のとき言いましたけど、掘ってみらんとわからんということ、結局それを予想した上でやっているとですよ、はっきり言って。それはそうじゃないって部長おっしゃったけど、そういうことですよ。もう、言わせていただ

ければ、そうですね。

だから、やっぱり一番必要なのは、今私たちに委員会として結論として欲しいのは、工事を継続しながら議決を得ると、このことしかないというふうに部長も言いたいわけですよ。だから、きちんとした、そこが、みんなが納得するようにさせていただかないと、なかなかその結論に至らない、今聞いてるだけでは、その結論に至らないと。

入札のときの金額というのは、ある程度予想された金額。でも、絶対その金額内でおさまらないというのは、これまでも、私も何回も議決してきた内容からいうと、それは絶対に、これはあり得なかったと、今までずっとあり得なかった。特に椎葉あたりのところになってくると、特に増額していった金額っていうのが大きかったというふうに私も記憶してるわけですよ。これは起こり得ることで起こるので、だから議会としてどうかと言われたときに、例えば今のような①か③しかないと言われると、それはもう工事がなかなかしにくいと思うんですよ。

だから、本当に②でいくためには、まだ疑問点があるとしたら、そこをきちんと整理しておく必要というのが物すごくあると思うんですよ。現実的に今までそうやってきてるし、もう正直言ってトンネルってそうなんだろうなというふうに、逆に思っているわけですよ。だから、外山先生が言われるようなことも、中野先生が言われるようなことも、しっかりとそこをしないと、私たち説得していただかないと、このまんま、ずっといってしまう可能性……。

問題は、工事を継続しながらというところですよ。ここが一番大事なんですよ、正直言わせてもらおう。だから、それだったらそれでいいというふうに、この委員会が納得するよう

にして説明しないと、なかなかそこに至っていないので、ちょっとこれは先は難しいかなというふうに。これ、ずっと工事あるじゃないですか。工事なければいいですよ、もう今回で終わりならやけど、ずっとあるじゃないですか。そのことって、また再度繰り返されるっていうことですよね。だから、ここできちんと整理を、今回の委員会で整理されたいほうが、私はいと思いますけどね。

**○中野委員** ちょっと繰り返して済みません。説明があったと思うんですが、この参考資料1の石原第1トンネルですよ。当初のCⅠがCⅡと、CⅡが2カ所あったから変更せざるを得なかったちゅうことでしたよね。これはいつごろだったんですか。いわゆる何回、合わせて11回、岩判定委員会ちゅうのがあるけど。

**○大坪道路建設課長** 岩盤の状況が変わった際には、この岩判定委員会しておりますので、その委員会が開かれた日時というのは記録がございます。ちょっとお待ちください。

この資料にあります第3回岩判定というところを、ちょっと見ていただきます。これは薄い引き出し、赤い線で引いております中に第3回と書いてあるところがあると思います。これが右側からずっと掘っていった中で、最初に、当初設計と違った、いわゆるCⅡで想定していたところが、岩盤が割と弱かったということでCⅠに変更しておるんですけど、その第3回の判定委員会が平成24年の11月の22日でございます。そしてまた、次の第5回の判定委員会、CⅡの部分ですけど、第5回につきましては、これも平成24年11月の28日でしょうか、そのあたりでございます。

以上です。

**○中野委員** 結局、昨年11月ごろにCⅠに変

えたり、もう全部掘る上でされてると思うんだけど、CⅡになったりする判定会議は昨年11月ごろにして、結果的にCⅡになったので金額は高くなったということですかね。

**○大坪道路建設課長** 先ほど申しましたように、CⅠからCⅡとか、CⅡからCⅠとか、こうなりますので、その時点時点においては、例えばCⅠからCⅡになれば、ある程度予想される中で増額になるだろうというのは予想されるわけですが、掘り進む中で、今度はCⅡであったところがCⅠになるということも部分的には出てくる可能性もございますので、そういうときには、また今度は、その部分については減額とかいうような形になろうかと思えます。

そして、やはり先まで掘削をしてみないとわからないということもございますので、ここではずっと右から行かして、左の一番端まで行くわけです。たまたま、左の部分については設計どおりの状況であったということなんですが、これも掘る中では変わってくる可能性というのも十分ございますので、全体の金額をつかむためには、掘り終わらないとそこ辺が確定できないという状況はございます。

**○中野委員** 聞いて、えらいわからんごとなりましたが。これは判定がこうやけど、この付近の工事はいつされたんですか。この何か工事。

**○大坪道路建設課長** 岩判定を行いました、先ほどの日付といたしますのは、まず掘削の時点ですね。掘削をして、いわゆる掘削の最先端の切羽というところを見て岩判定するわけですので、掘削のときがちょうどそこに来てたと、平成24年11月22日というところがございます。その後、支保工を建てこんだり吹きつけをしたりして進んでいくわけですけど、それからずっと後追いで、今度はコンクリートの巻き立てといたします

か、コンクリートやらをやっていくということになります。

○中野委員 この石原第1トンネルの、一応あらましちゅうか、その工法は知りませんが、掘り方が大体終了したのは、いつなんですかね。全線が全部穴があきますが、トンネルが、いつごろ終わったんですか。

○大坪道路建設課長 ちょっと今、手元に詳細ないんですけども、3月ぐらいだったと思います。

○中野委員 ことしの3月。

○大坪道路建設課長 はい。

○中野委員 私が、それで言いたいのは、その変更の考え方の②の工事を継続しながら議決を得るといふ皆さん方の、これ議決を得るといふのは、工期が、例えば、ことしの12月の28日まででしょう、工期が。だから、この範囲内に変更の議決をすればええんじゃないかという、この範囲内に間に合えばええんじゃないかというのが前提にあらわれて、実際の判定委員会とか、あるいは、もうトンネルはとうの昔に掘り上がってるんですよ。あとのいろんな壁とか装飾みたいなのは材料費が暴騰しない限り、ほとんど変わらないわけですよ。あとは掘ってみらんにやわからんちゅうわけだから、掘ってみることはとうの昔に済んでるわけやから、本当はもっと早目に我々に変更の報告もできたはずだと思うんですよ。判定も早かったし、そのうち、もう約10カ月も前に判定されてるわけやから。そしてそれを、実際掘り終わったのが、もうことしの3月には掘り終わってるので。それで、それを今になったというのは、工事期間が、ほとんどこの年末から来年の1月までに3つ通る、で終わるんですよ、来年の1月で。その期間だから、今なら積算か何かして数字的なのを、実

際は幾ら高くなるということで、もとの契約金額も上がるから、工期内だからこれを出しましょうということを出していることだと思うんですよ。そうじゃないんですかね。

○大坪道路建設課長 掘り終わってみないと地盤の、岩盤の状況がわかりませんので、大まかわからないんですけど。ただ、掘り終わってからも、ある程度トンネルの状況の観測をしております。内空の変位がないとか、その辺が悪いと、また、その後の覆工の厚みを大きくするとか、インバートちゅうて、底の部にコンクリートを打つんですけど、そういうところが必要とか必要でないとかそういうのもございますので、掘削をした後も観測を継続的にはしております。それが落ち着けば、これでやれるというような状況になりますので、掘削が終わった段階で、もう、すぐできるかということ、そういうわけではございません。ちょっと時間はかかります。あと変更するためのいろんな積算の作業とかいうのもございますので、ある程度そこには時間がかかるというのがございます。

○中野委員 そんなこと言われると、また私も言いたくなるんですけど、言いませんが。

要は、あなたたちが最初から説明してるのは、岩盤判定委員会か何かでわかってきて云々ちゅう説明をずっとされてきたわけやから、大まかはそのとき、掘ってみらんにやわからんということはあるんですよ。掘ったなら、もう早く掘り上げたんだから、大体わかってるはずですよ。ただ、上からの圧力がかかって、掘ったものがどうなるかわからんということも、それはあるとは思いますが。だから、その辺のとは、議決は今ごろでいいとは思いますが、今度からするというものを、私が質問というのもおかしいんですけども。やはり、その都度、大きく変更にな

りそうなものは、こういうのになりそうだということで、内々の報告で承諾をしておくという形のほうがいいと思いますがね。

**○大田原県土整備部長** 今、中野委員、言われましたことが、やっぱり過去にはあったかと思えます。今回のものにつきましては、今、道建課長申しましたように、やはり掘った後にいろんな、特に悪い事案ですと内空変位っていうのが下がってきたりします。そうしました場合は、今度は覆工という、コンクリートを厚くしたりとか、より頑丈にするためにいろんな対策方法が出てきます。

それと、ここは、ちょっと絵を見ていただきますとわかりますように、斜めに、いわば椎葉側から日向側に掘ってきて、高いところから低いところに掘ってきますので、水が出た場合に低いところに水が流れていきますから、これはポンプなんかで水を排水とかいう、そういう作業も出てきます。通常は下から上へ向かってトンネルというのは掘っていくのが、水がどんどん下流に流れてくる。そうなれば架設といい、そうお金が要りません。今回は、逆に工法提示をやってますので、そこでの工面もあったものですから、今回は申しわけありません、おくれで承認いただくように、今回提案したところなんですけど。過去にはやはり、こちらの甘さというといけませんけど、それもあっておくれた経緯もあったかと思えます。

今後につきましては、先ほど申しましたように、そういう大きな変更、岩が変わってきたりとか、そういう場合にはもう適時、委員の皆さん方に報告して。そのときにつまとうお金なんですけど、お金については概算で大体つかめますので、そのオーダー的なお話をさせていただきまして直近の議会に上程させていただき、

変更としていただく、そういうふうな手順を踏ませていただきたいというふうに考えております。

**○外山委員** 参考までにちょっと聞いておきたいんですが、3つのトンネル工事で、第9号で聞きます。美郷トンネル第2工区、これ、残事業はどのくらい残ってるんですか。

**○大坪道路建設課長** 残事業といいますと、発注した工事の中でできた分と残ってる分という意味でございますね。ちょっと今、詳細を私、把握しておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

**○外山委員** 詳細はいいですよ、概略で。

**○大坪道路建設課長** 大体ですね。

**○外山委員** 50とか60、70でいいです。

**○大坪道路建設課長** 残が9,000万ほど……。

**○外山委員** いや、金額は後で聞きますから、その工事量。ここは、もうほとんど終わってる。

**○大坪道路建設課長** あと残っておりますのが、排水工と路盤工ですね。道路の舗装の路盤と。

**○外山委員** ということは、ほとんど主工事は終わっておるということですかね。

**○大坪道路建設課長** そういうことです。

**○外山委員** あと、支払いだけちょっと聞きたいんですが、この増額の分を入れた支払い計画に、多分なると思うんですよね、なっておると思うんですが。今、支払いの仕方はどういう形でしてますか、業者に。

**○大坪道路建設課長** 今は\*前払いだけを実施しております。完成払いは最終ということでございます。

**○外山委員** 一般的には、私なんか普段聞くのは前渡金、前払い、中間払い、終わった最後の払いですが、その前渡金ちゅうか、前払いだけ

※100ページに発言訂正あり

をこの工区については払っておるんですか。

○大坪道路建設課長 申しわけございません。24年度に、まず前払いをやっておりまして、25年度の4月に、24年度分の完成払いということでやっております。25年度につきましては5月に今年度分の前払い、実施してるということでございます。

○外山委員 最初、前払い1回だけって言ったのは違うんですね。2回払ってるんですか。

○大坪道路建設課長 債務負担でやっておりますのは、24年度、25年度です。債務負担で24年度と25年度でやっておりますので、24年度の最初に、24年度分の前払いと、25年度の最初に25年度分の前払いもやっておると。

○外山委員 4月、5月、どっち。

○大坪道路建設課長 5月でございます。

○外山委員 その金額を教えてください。

○大坪道路建設課長 24年度が2億6,800万円でございます、前払いですね。25年度分が1億7,871万2,000円でございます。

○外山委員 ということは、あとの残金を完成後ということですね。

○大坪道路建設課長 あと、24年度の債務でやっておりまして、3億3,500万円は24年度の完成払いとして出してしております。

○外山委員 その前渡金は別として、中間払い、一番最後、これ7,100万を当然想定した支払い金額ですよ。

○大坪道路建設課長 これは、今回の変更の内容は含んでおりません。変更前の状況の中での出来高払いということになります。

○外山委員 工事の前渡金、それから中間払い、あと残。工事変更して、この分からここまでというようなラインの引き方はできないでしょう、支払いのときに。要するに、パーセントでこの

金額を、前払いと中間と、これ出してきておるわけでしょう。だから、変更した後の工事の分がここに入るとるかどうかっていうのは、全然積算できないでしょう。もう、そういうこともひっくるめての支払いでしょう。

○大坪道路建設課長 できた分の支払いをします。ただ、それは変更等で今の設計の中に含んでいないやつは基本的には払えませんので、設計の中にあるやつでできた部分の出来高払いを払うというような形でやっております。現場のこの部分は出来形で払ってるというのはわかりません。

○外山委員 実際できないでしょう、工事続けてやっとして。変更した部分は払わずにというようなこと、できないでしょう。変更した部分もひっくるめた支払いしかできないと思うよ、この部分を分けるとかね。

○大坪道路建設課長 失礼しました。前払いにつきましては、その年度の4割ということでやりますので、どんだけというのはわからないと。あとの出来高で払う分には、できた分、設計にある分を払うということになるかと思えます。

○外山委員 そやから、変更した分もそれに入ってくるということでしょう。それは区別はつかないですよ。前払いはわかるよ。

○大坪道路建設課長 出来高払いについては、今、設計にある分の中でないと払えないというのがございます。だから、設計にある部分で、できた部分を支払うということになりますので、仮に設計変更とかやってない部分があれば、その分は支払いは、出来高としてはとれませんので、その分は支払ってないという状況になると思えます。

○外山委員 もう1件聞きますが、この支払いの決裁は、部長の決裁で支払いしていくんです

か。まだ、上まで上がっていくんですか。

○大坪道路建設課長 決裁は道路建設課長になっております。

○外山委員 それじゃ、知事のどこまで行かないんですね。

○大坪道路建設課長 そうです。

○外山委員 もう金額は幾らであろうと。

○大坪道路建設課長 当初は行きますけど、変更とか出来高については道路建設課長です。

○井上委員 ちょっと基本的なところを聞きたいんですけど。最初、工事をして、入札で、例えばこれが2万なら2万だったというふうにして、そのときの予算の中の、それについては、その年度の予算書に載るんですよ、きちんと。そのとき、工事に必要なときの、もう実際工事にかかろうとするときの計画もできて、もう予算執行しましょうっていうときには、その年度のときの予算書に載るんですよ。確認ですけど、多分そうだと思うんですけど。

○郡司管理課長 県の整備部の、いわゆる事業費という形で、その年度に載ります。

○井上委員 つまり、掘ってみらんとわからんわけだから、掘ってみらんとわからんで、ふえる部分ですよ。というのは、常に県土整備部という予算を想定しとかないといけないじゃないですか。それって、大体これぐらいはふえるぞというものっていうのは、やっぱりそのときの年度の中に載せるのか、もう議決があったときにしか、これでしか上がってこないのか、それはどっちなんですか。

○郡司管理課長 こういった工事の、いわゆる増額が出た場合の予算でございますけども、いわゆる県土整備部の工事費の予算、全体の中で運用していくといいたいでしょうか。仮に、この工事で1億円増額になりましたといった場合につ

いては、当然1億円どっかから出さないといけないわけですから、その場合については、例えば入札残等の執行で余った分が充てられたり、あるいは他の工事場所のところを少し調整をさせていただいたりといった形で、部全体の事業予算の中で調整をさせていただくという形になります。

○井上委員 私、一番最初、委員会のときの審議のときにお聞きしたのは、だから、もうありきなので、ありきっていったら言い方は悪いんですけど。ありきじゃないって言われるけど、ありきなんですよ。やっぱ掘ってみらんとわからんわけやから。だったら、部の予算の立て方のときに、相当やっぱりそこを見込んで予算を立てとかないと、結構ほかのところに、非常に影響があるのではないかっていうのが私の考え方なんです。だったら、予想ができるものならきちんと予想した上で、きちんと予算を決めて、本来、私が欲しい、ほかのところの道路のこととかに影響がいかないようにしてもらいたいなっていうのが、そういう言い方なんです。私の言い方は。だから、そこんところはっきりしとってもらわないと、常に増額、もう常に増額があると、トンネル掘ってみらんとわからんと。そのときに使わないで済んだなら、ほかのところに回せるのかどうか、これは検討の余地ありと思うんですけども。やっぱり、そういう組み立ての仕方がどうなってるのか。もう場当たりの、ここはふえたから議決してもらって、こうでと。でも、実際は部の予算の中の範囲の中に入ってるというふうになってくれば、ほかに影響が出てくると。じゃあ節約できたところの箇所がそんなに多くなっていうと、そうでもないのではないかっていうのがちょっと気になる場所なんです。そこんところが一番、

私が心配してるのはそこです。

○**郡司管理課長** 予算をつくる場合は、こういった事業ごとに積み上げといった形で、県土整備部の事業は予算を組み立ててまいります。

ただ、実際に事業を実施しますと、やはり変更が出てくる。そうすると、当初想定した事業費にでこぼこが出てくるという形になります。こういったものにつきましては、一般的には入札を分けますので、こういった執行残等で対応はできますけども、場合によっては、そういったもので足りない場合については、やはり井上委員がおっしゃったように別の事業箇所では調整をかけていく、こういった手法が出てくるという形になると思います。

○**中野委員** 今、金額のやりとりを聞いておっと思ってんですが、この3つの議案に関して当初の契約金額がありますよね。少なくとも、今この時点では、それぞれの議案ごとの当初の契約をオーバーした支払いというのはされていないんですね、これはね。

○**大坪道路建設課長** しておりません。

○**中野委員** それで、していないから、こういう追加議案のとり方が後手後手おくらせているということだと思うんですね。もし、どうしても今オーバーするという場合には、さっき言った知事の専決処分という形でされるわけでしょう、そういうやり方で。そうしないと、ないお金は使えないわけですからね。

○**郡司管理課長** いわゆる県土整備部の工事費予算全体の中で、どうしても調整がきかないというような場合につきましては、場合によっては、その補正予算をお願いするとか、そういった形の対応という形が出てまいろうと思っております。

○**中野委員** それは、議案案件ごとにオーバー

するときはちゅうことですよ。トータルじゃなくて、土木の。

○**郡司管理課長** 予算につきましては、やはり県土整備部の工事費予算全体の中で調整をさせていただくと。いわゆる御承認をいただいた予算の中で調整をさせていただきまして、仮にこういった増額が相次いで、どうしても回らないといった場合につきましては補正予算を組ませていただくなり、もしくは次年度に繰り越していくといったような事態が想定されるところでございます。

○**中野委員** 聞いてって、なかなか理解しがたいんですけど。この支払いが増、いわゆる工事契約、補正を組まなけりゃいかんがあると思うんです、たくさん。それが当初の契約を超えて支払うということはあり得ないと思うんですが、そんなことはないんでしょう。当初の契約金額を超えて支払うことはないんでしょう。

○**郡司管理課長** 契約を超えて支払うということはございません。この案件も、議会の承認がいただけないと、増額分については支払うことはできないという形になります。

○**中野委員** それで前提で、この工事は継続しながらとか何とかをされると思うんですね。そのつもりで聞いておっったんですよ。当時、私が聞いたのは、金額がオーバー、もう支払いが当時の契約をオーバーして支払うということも想定したので、専決処分、①か③じゃないかなと言ったのは、そこだったんですよ。でも、だんだん話を聞いちゃっちなやないというふうにしたので、ああ、③はないのかなと思ったんですよ。もし、あるようであれば、③を選択せざるを得ないと思うんですがね。

○**大田原県土整備部長** 先週の金曜日の、ちょっと私たちの説明不足、申しわけありませんでし



た。また、本日まで長引かせまして申しわけありませんでした。

今後につきましては、私たちは、先ほど来、説明をさせていただいておりますように、適時、いろんな大きな変更等が発生しました場合は、皆様方、この常任委員会で報告させていただき、その変更の内容が確定しました段階で、速やかに議案を提出、そういう取り扱いとさせていただきたいというふうに考えております。

先ほど説明しました案にあります(3)ですね、今後の対応方針案、これでぜひともお願いしたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○**清山副委員長** 2点、簡単に質問させてもらいたいんですけど。今まで何十本もトンネルを掘ってきたと思うんですが、その都度、もう②の対応で、今までも歴史的にされてきたんですよ。これが1点目と。2点目は、専決処分になったときに、仮に知事の専決処分に対して一般的な手続としては、こういう常任委員会で今回の議案のような説明等は特になく、知事の専決処分を行われたものとして議会の議決を簡略に得られるようになるんですか。それとも、今回と同じように、専決処分というのは説明があつて議決を得るような形になるんですか。

○**郡司管理課長** まず、専決処分の件でございますが、知事が仮に専決を行った場合については議会に報告をすると、専決内容について報告をするという形になります。

それと、トンネル工事につきましては、従来から②のほう、いわゆる工事を進めながら議会の御承認をいただくという手法で進めさせていただいたところでございます。

○**黒木委員長** それでは、執行部の皆さん、お

疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午後1時28分再開

○**黒木委員長** それでは、そろいましたので委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程日の最終日に行くということになっておりまして、申しわけありません、本日、ただいまから行いたいと思います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○**黒木委員長** それでは、一括して採決いたします。議案第1号、第3号及び第7号から第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後1時55分再開

○**黒木委員長** それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」について継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時1分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後2時1分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 黒 木 正 一

